

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和5年9月8日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和5年9月8日
2. 閉 会 令和5年9月15日
3. 会 期 8日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 紫 藤 真理子 | 5番 小 林 雅 弘 | 9番 三 留 正 義 |
| 2番 仲 川 久 人 | 6番 荒 海 正 人 | 10番 猪 俣 常 三 |
| 3番 長谷川 正 | 7番 秦 貞 継 | 11番 青 木 照 夫 |
| 4番 上 野 恵美子 | 8番 伊 藤 一 男 | 12番 武 藤 道 廣 |

2. 不応招議員

なし

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和5年9月8日（金）……5～27項

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査中間報告
- 日程第5 所管事務調査実施報告
- 日程第6 農業公社設立調査特別委員会報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明
- 日程第9 報告第1号 債権放棄について

令和5年9月11日（火）……29～75項

- 日程第1 一般質問（紫藤真理子、上野恵美子、小林雅弘、秦貞継、三留正義
猪俣常三）

令和5年9月12日（水）……77～123項

- 日程第1 一般質問（青木照夫）
- 日程第2 議案第1号 令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第2号 令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第4 議案第3号 令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第5 議案第4号 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第6 議案第5号 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第7 議案第6号 令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第8 議案第7号 令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について
- 日程第9 議案第8号 令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認
定について

令和5年9月15日（金）……125～175項

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 議案第15号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 議案第16号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | | 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |
| 日程第18 | | 議会活性化特別委員会の設置について |
| 日程第19 | | 議員派遣について |
| 日程第20 | | 常任委員会の継続調査申出について |
| 日程第21 | | 議会運営委員会の継続調査申出について |
| 日程第22 | | 議会活性化特別委員会の継続調査申出について |

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

令和5年9月8日（金）

開 会 10時00分
散 会 11時40分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 紫 藤 眞理子 | 5番 | 小 林 雅 弘 | 9番 | 三 留 正 義 |
| 2番 | 仲 川 久 人 | 6番 | 荒 海 正 人 | 10番 | 猪 俣 常 三 |
| 3番 | 長谷川 正 | 7番 | 秦 貞 継 | 11番 | 青 木 照 夫 |
| 4番 | 上 野 恵美子 | 8番 | 伊 藤 一 男 | 12番 | 武 藤 道 廣 |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 薄 友 喜 | 建設水道課長 | 佐 藤 広 悦 |
| 副 町 長 | 大 竹 享 | 会計管理者兼出納室長 | 五十嵐 博 文 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 善 文 | 教 育 長 | 五十嵐 正 彦 |
| 企画情報課長 | 玉 木 周 司 | 学校教育課長 | 佐 藤 実 |
| 町民税務課長 | 渡 部 英 二 | 生涯学習課長 | 齋 藤 正 利 |
| 福祉介護課長 | 船 橋 政 広 | 代表監査委員 | 鈴 木 和 雄 |
| 健康増進課長 | 矢 部 喜代栄 | | |
| 商工観光課長 | 岩 渕 東 吾 | | |
| 農林振興課長 | 小 瀧 武 彦 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 長谷川 浩 一 | 議会事務局主査 | 品 川 貴 斗 |
|--------|---------|---------|---------|

令和5年第6回議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査中間報告

日程第5 所管事務調査実施報告

日程第6 農業公社設立調査特別委員会報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

日程第9 報告第1号 債権放棄について

散 会

(全員協議会)

(総務常任委員会)

(経済常任委員会)

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和5年第6回西会津町議会定例会を開会します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆さんも御出席お疲れさまでございます。

本年7月に新たな議会構成となり、最初の定例会を開会する運びとなりました。

新たに3名の方が議員とされましたが、全議員、初心に立ち返るつもりで議会基本条例を念頭に置き、住民の代表として活発な議会活動を行うことにより、議員としての使命達成に進めていただきたいと存じます。

本定例会に提出される所議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じます。令和4年度決算の認定、令和5年度補正予算、人事案件など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 御報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり16件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

次に、本定例会の一般質問の通告は8議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から提出があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による令和4年度事業分、西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価の結果については教育長から提出があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

なお、農業委員会会長から欠席する旨の届け出がありましたので御報告いたします。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番長谷川正君、10番猪俣常三君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って会期は、本日から9月15日までの8日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査中間報告を議題とします。

総務常任委員から調査中の事件について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会からの申し出のとおり中間報告を受けることに決定しました。

総務常任委員会委員長の発言を許します。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会所管事務調査中間報告について申し上げます。

所管事務調査中間報告書。

本委員会は所管事務調査を実施しましたので、会議規則第45条第2項の規定により別紙のとおり中間報告をいたします。

1、事務調査機関事務調査の期日。

令和5年8月1日並びに10日に事務調査の内容等、所管する事務につき、別紙のとおり現地調査を実施しました。

3、所管事務調査実施に当たっての方針。

所管事務調査については、このたび実施した管内のほか、今後、実施予定である管外の先進地の調査等を含め、継続して調査することとし、政策提言につなげることにいたします。

それでは、次のページを御覧ください。

総務常任委員会は所管する事務事業のうち、デジタル戦略の進捗と取り巻く環境の変化、子育て支援及び集落支援の現状について現状を把握するとともに、課題と対応策等を検討するため、次のとおり調査及び視察を行いました。

一つ目、デジタル戦略の進捗と取り巻く環境の変化について。

1、調査の目的。

新型コロナウイルス感染症による社会変化によって、様々な分野でのデジタル変革が進められているところであります。本町におきましても、令和2年度にデジタル戦略が策定され、町民生活の利便性向上、行政サービスの向上を目指しているところであります。町

としても社会変化への対応として、さらなるデジタル戦略の推進が求められることから調査を実施したものであります。

2、事業の概要並びに3、調査の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

4、まとめ。

本町におけるデジタル戦略の進捗状況は、戦略見直しを随所で検討しながら、地域課題解決に向けて様々な取組が行われているところでありました。本町に様々な自治体が視察に訪れ、本戦略を参考する状況を見ても、進捗状況及び戦略の方向性は良好と思われれます。デジタル技術による庁舎内業務改革推進は、その技術を効率的に業務へ取り入れることで職員の負担軽減、業務効率化を図り、職員が町民と触れ合う機会を増やすことで、より町民目線に近い行政サービスの提供を目指し、庁舎内全体で取り組んでいたところでありました。

本町における様々なデジタル技術の推進に当たっては、現場や利用者の理解が得られない状況での導入には抵抗が生まれると考えることから、場合によってはデジタル技術を取り入れない選択も重要であると考えています。また、そもそもデジタル技術で何を指すのかという指すものの本質を見極めることが重要であると考えているところでもあります。本町には、戦略の軸となるまちづくり基本条例があることを踏まえ、技術導入を考えながら、具体的に町民や利用者への効果等も見極め、戦略推進を図ることが重要と考えます。

二つ目、子育て支援等について。

1、調査の目的。

人口減少や少子高齢化をはじめライフスタイルの変化等によって子育てを取り巻く環境が大きく変化しております。それぞれの実情に合わせ、出会いから結婚、出産、子育て、教育まで切れ目のない支援が求められている一方で、家庭や地域間の交流や、障害児への対応、保護者教育の重要性など環境整備や体制強化、意識醸成についても今後、検討しなければならないと考えております。

そのことから、本町における計画や各種事業の進捗と近隣自治体での取組について調査を実施したところでありました。

2、事業の概要並びに、次のページをおめくりいただき、御覧ください。並びに3、調査内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、まとめ。

西会津町の子育て支援については、こども園の保育料及び給食費の完全無償化や小中学校との連携強化、一時保育や休日保育、研修等により専門性を高めた保育士、基準以上に配置等した障害児保育の実施、さらに使用済み紙オムツの自園処理など保育面での充実が図られているところでありました。また、出産祝い金、乳幼児家庭・子育て応援金の支給など経済面での充実も図られているところでありました。

さらに子育てを頑張るママ、パパに必要なとされることは、ママ、パパの立場に立ったきめ細やかな支援と考えるところでありました。例えば、会津若松市が実施しているファミリーサポート事業などもその一つであります。本町でも町民参加による会員相互の子育て支

援、こども園への送迎や臨時的、突発的に援助が必要な場合の預かりなど必要なときに必要な支援を受けられる仕組みが必要であると考えます。また、同じく会津若松市の木育広場もくれんの木造で子供が触れるということを大切に考えている親と子の遊び場など学ぶべきものが多いと考えます。

今後、こども園や子育て支援センターとも連携した組織を構築しながら、子供たちの笑顔を守るために、全てのお父さん、お母さんを一人にしない、孤立にさせない地域社会をつくるという理念を西会津町の子育て支援の場にも生かすことが求められると考えているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして3、集落支援について。

1、調査の目的。

高齢化率が50%を超える自治区が計59自治区、令和5年6月現在である中で、集落支援の重要性が増しております。これまで各集落の実情をくみ取りながら、集落に合わせた支援を実施してきたところでありますが、今後の推移として人口減少と高齢化が深刻化する中で、さらなる事業の伸展と体制強化が求められることから、本町における集落支援事業について調査を実施したところであります。

2、事業概要、3、調査内容におきましては、記載のとおりでございます。

4、まとめ。

集落支援制度は、過疎化、人口減少が著しく、また、高齢化率が80%を超える集落に対して支援を行う制度であります。支援を行う体制としては、現在、集落支援員1名、地域おこし協力隊1名が対象集落のうち派遣を希望している地域で活動しております。定期的に集落を訪問し、住民の見守りや集落と町をつなぐ役割を果たしているところであります。住民との対話を重視しながら、保全活動や伝統行事等を継続する活動にも関わっております。集落の現状に応じて協力者を募り、企業や大学生等をはじめとする交流人口、関係人口拡大にもつなげているところでもあります。

今後、本町においても人口減少や高齢化による集落運営の深刻化が予想されることから、集落支援員の募集や増員の必要性、交流人口、関係人口の増加、ボランティア等の受け入れ、住民意識の醸成等様々な面において集落支援の在り方を確立していく必要があると考えます。集落の宝物を見つける、地元の理解を得る、そのためにも集落の意思を尊重しながら、無理に押し進めることなく、また、支援活動をサポートする地元世話人的役割の人材も必要と考えているところであります。

これらの検討等を通じて自立した集落、持続可能な集落となることを期待したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査中間報告を終わります。

日程第5、所管事務調査実施報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 経済常任委員長の三留正義です。

お手元の資料の一番最初から読み上げてまいります。

令和5年9月8日、西会津町議会議長、伊藤一男様。

報告者、経済常任委員会委員長、三留正義。

所管事務調査(管内実施報告書)。

本委員会は所管事務調査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1番、事務調査の期日。令和5年8月1日。

2番、事務調査の内容と所管する事務につき、別紙のとおり現地調査を実施した。

お手元の1ページめくっていただいて、1ページ目から始めます。

令和5年度、経済常任委員会、管内行政調査報告。

経済常任委員会は所管する事業のうち、下小島ライスセンターの現状と実績について、また、有害鳥獣対策の状況と調査及び鳥獣解体処理施設の現状確認及び令和4年豪雨被害箇所の復旧工事について、次のとおり視察調査を行った。

それでは、初めに下小島ライスセンターについて、報告いたします。

1、調査の目的。本町においては、農業は基幹産業として大きな役割を占めており、特にお米は、ふるさと納税の返礼品としても人気があり、今後も需要が見込まれている。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足などが深刻な問題となっている。

そんな中、下小島自治区において、農事組合法人下小島アグリコーポレーションが設立され、下小島ライスセンターが令和4年度に国、町の補助のもとに建設された。使用する機械や施設の規模や事業計画は、今後の西会津町における農業のモデルケースになることも見込まれることから施設調査を行った。

2、調査概要について。

(1)産地生産基盤パワーアップ事業として、施設内整備施設内部整備、乾燥機1台、もみすり機1台、袋詰め計量機1台、汎用粗選機1台、整備費645万4,000円。内訳については、記載のとおりです。

次に、機械整備。コンバイン1台、田植え機1台、整備費1,363万6,000円。内訳につきましても記載のとおりでございます。

2番、農事組合法人下小島アグリコーポレーションの状況。

昨年の耕作面積は、主食用米17町歩、飼料用米、加工用米等6町歩の計23町歩を耕作した。現在、組合員4名と従業員2名で構成されている。

3番、まとめ。

下小島ライスセンターの施設は、これからも増える水稻の耕作に対応できるよう、設備を増設できる余剰スペースを確保している。また、施設の拡張も可能な敷地面積を有しており、将来を見据えた設計となっていた。新たな販路の確保や耕作面積が増えることによる人員確保が今後の課題となるが、西会津町における農業のモデルケースとして、今後も期待する。

続きまして、電気柵設置と箱わなについて。

1番、調査の目的。

本町は、有害鳥獣イノシシ、猿、熊、鹿による農作物への被害が甚大である。特に、山間部の水田ではイノシシによる農地の踏み荒らしや、水路、農道の掘り起こしによる被害が深刻化している。

こうした被害を防ぐため、町が取り組む電気柵による被害対策と箱わなによる捕獲状況について取組状況を確認した。

2番、調査概要。

(1) 視察した現況について。牧地区は北側に安座川、南側には連なる穏やかな山が広がる山間部の地形で、集落に隣接する団地化した圃場であるが、数年前からイノシシによる被害が拡大しており、集落単位で電気柵による対策に取り組んでいる。箱わなの設置は、堀越地区より200メートルほど入った山間部の圃場で、周囲の畑で猿の出没が多く、農作物への被害が深刻化している場所である。

(2) 柵や箱わなの設置状況について。

団地化した圃場全体を電気柵で囲い設置している。用水路のU字溝から侵入対策も取り、イノシシが入れる箇所がないように工夫をしている。電気柵は、電源にソーラーパネルがあり、電池の交換は必要がない。また、総延長が長い場合は電源を複数設置し、電圧降下にならないように対応することも可能である。牧地区の場合は総延長1.3キロの長さを持つ電源一つでの送電をしている。設置は住民が行い、町の有害鳥獣対策担当が設置状況を確認し、適切な設置環境になるようにサポートを行っている。箱わなは、センサーカメラによって遠隔で確認することができ、監視しながら捕獲を行っている。

(3) 今後の維持管理対策について。

集落東側の圃場と合わせ集落全体での取組を継続していく必要があり、農林振興課との連携が重要となってくる。箱わなの設置方法と餌の工夫を進め、捕獲へつなげる取組を進めていく。

3番、まとめ。

集落による電気柵設置への取組は、有害鳥獣の対策として効果が見られる。設置費用には、国、町の補助を活用し、自己負担の軽減となっている。また、設置の際も町の有害鳥獣対策担当が設置状況を確認し、最適な設置環境になるようにサポートを行うことにより、負担軽減にもつながっている。

今後、耕作者の高齢化や人口減少によって維持管理が難しくなる集落について対策の検討が必要である。

続きまして、鳥獣解体処理施設について。

1番、調査目的。

本町では大型鳥獣捕獲の埋設処理対策が課題であった。これまで捕獲後の処理として大きな穴を掘って埋設する方法と解体処理をして小さくした後で喜多方市の焼却施設への運搬をしていたが、人力での掘削による負担や猟友会の所有する小屋での解体処理等、猟友会員に大きな負担となっていたところであります。

このようなことから解体処理に係る負担軽減など本施設の利用状況と今後の運用方法を調査した。

2、番調査概要。

調査概要につきましては、お手元の資料に記載のとおりになります。

その中で（５）番以降ですね。（５）番から主な設備。

電動横行クレーン、浴槽、給湯器、洗いシンク、脱臭機能つき換気扇、グリーストラップ。グリーストラップが脂分の下水への流入防止対策。冷凍・冷蔵、搬出までの一時保管用ということで、解体に伴う近隣への影響を防止するための対応策もしっかりされており、捕獲数が増加しても対応できる施設である。

今後は食肉用が可能となるよう調査個体数を確保し、出荷制限解除に向け県の支援を受けながら検討を進めていく。

３番、まとめ。

有害鳥獣対策として捕獲した個体の処理に大きな負担が発生している。捕獲と処理は一体であり、処理作業の向上を図った本施設を設置したことで、猟友会員の作業負担が軽減されたことが期待される。

続きまして、次に令和４年８月３日豪雨災害の復旧状況について報告します。

１番、調査の目的。

昨年８月３日から４日の豪雨によって、農地や林道等に甚大な被害を受けたところがあります。そこで、復旧の状況について確認を行う。

２番、調査概要。

（１）林道被害。自治区名から、お手元の資料の表の中、左、自治区名から読み上げていきます。

下松、国庫補助金による路線名、下松滑沢線、進捗率 20%。事業量としては、延長。その 1 が延長 27.5。その 2、延長 24.0。復旧内容については盛り土ふとんかごとということになっております。

以下、同様の記載方法で記載してありますので、表を御覧いただきたいと思います。

３番、まとめ。

おおむね今年度に竣工することであるが、できるだけ早い工事完了を期待する。また、農地は工事完了後であっても、可能な範囲で受益者等により寄り添った形でよりよい営農ができるよう努められたい。

以上です。

○議長 　ただいまの報告に対して質疑を行います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 　訂正をお願いしたいと思うんですが、今の説明の中の林道の被害の 3 ページから 4 ページにかけての（２）番、農地の被害について自治区に誤りがあるのではないかと思うんですが、向原の下のところ松峰、国庫補助、道目平。この自治区は道目ではないのかと思われるので、自治区名は。

○猪俣常三 　自治区。自治区名は、松峰ではなくって、道目ではないですかと。

○議長 　松峰ではなくて、道目自治区ということですかと。

9 番、三留正義くん。

○三留正義 　所管自治区、自治区割について、行政区割についてのお話なので、常任委員会としてちょっとお答えできる範囲にないので、行政区を管理している町側から御説明を

いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

建設水道課長。

○建設水道課長 申し訳ありません、向原の、違った、松峰の道目平ってというのは、字名が道目平ってという字名のところのようです。

申し訳ありません。自治区が松峰でなく、道目の誤りでした。申し訳ありませんでした。すいませんでした。

○議長 経済常任委員長。

○経済常任委員長 報告に誤りがありましたので、削除、訂正をお願いいたします。

お手元の資料記載の道目平と記載がありますが、これを道目。

自治区名、あつ松峰を。

失礼しました。もう一度、お手元の資料の自治区名、松峰と記載のあるところを道目と訂正をお願いしたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

○議長 これで質疑を終わります。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 一つ確認をさせていただきたいんですが、2ページ、写真が三つ載っております。その最後の写真。この箱わな、大型の猿の箱わなっていうことでよろしいでしょうか。

○議長 経済常任委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 おただしのとおり全く猿捕獲用ということで研修してまいりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第6、農業公社設立調査特別委員会報告を行います。

農業公社設立調査特別委員会委員長の報告を求めます。

農業公社設立調査特別委員会委員長、仲川久人君。

○農業公社委員長 それでは、農業公社設立調査特別委員会の調査報告を行います。

本特別委員会は、下記調査事件について調査結果を会議規則第75条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

町が（仮称）西会津町農業公社を設立する予定であることから、議会としての農業公社についての調査を行います。

1ページ目、御覧ください。

農業公社設立調査特別委員会の報告書。

1番、調査事件。

町が（仮称）西会津町農業公社を設立する予定であることから、議会として農業公社についての調査を実施した。

調査の結果、農業公社特別委員会の開催、調査内容。

開催内容につきましては、資料を記載のとおりでございます。

次に、農業公社設立に関する基本方針。

(1) 目的。本町の農業を取り巻く環境は、担い手不足や耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策など早急に取り組むべき課題が山積している。そこで、町では農業者等を交え、(仮称)農業公社設立の調査検討を進め、令和4年12月に全員協議会で中間報告がされたところであります。

農業公社については、町との関連性が高い組織になることから、運営体制や実施する事業の見通し、町内農業者、あるいは農地にどのような効果があるのか等、議会としても効果検証が必要と考え、令和4年12月議会定例会において農業公社設立調査特別委員会を設置し、町から4回にわたり説明を求めるとともに、近隣の農業公社等の調査、町内農業関係者を参考人として出席いただき意見を求めてまいりました。

農業公社設立調査特別委員会では、令和5年3月の議会定例会において、(仮称)西会津町農業公社に関しては、おおむね了解したとの中間報告を行い、令和5年6月議会において、(仮称)西会津町農業公社に関しては、おおむね理解したものとするが、今後も町で進められる設立に向けた進捗等の協議の場を必要と考えることから、令和5年6月の改選後に速やかに(仮称)西会津町農業公社に関わる特別委員会を設置し、継続した協議が望まれるという報告を行いました。この報告を受け、引き続き(仮称)西会津町農業公社設立に向けた協議を行うため、農業公社設立調査特別委員会を設置し、今日まで調査を進めてまいりました。

調査検討事項については、記載のとおりでございます。

3番、西会津町農業公社に向けた調査の結果。

町では農地を有する全ての集落での説明会を開催しており、議長から町長に申し入れしました(仮称)西会津町農業公社設立に当たっては、継続して広く町民に対し十分な理解を得られるように努めることに沿っていると理解いたしました。また、説明会で出された意見についても、農業公社設立に否定的な意見もあまり多くなかったということです。

これによりまして、本特別委員会は、これまで調査した結果から、(仮称)西会津町農業公社設立については妥当性があると判断いたしました。なお、今後も(仮称)西会津町農業公社と議会が協議できる場を設置していただくことを望みます。

以上をもって農業公社設立調査特別委員会を終結とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続もなかったことから、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから農業公社設立調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

農業公社設立調査特別委員会報告は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、農業公社設立調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、農業公社設立調査特別委員会報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にも関わらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、令和4年度歳入歳出決算の認定、令和5年度補正予算案など町政が当面する重要な議案16件及び報告1件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

初めに、温泉施設における源泉改修工事の緊急対応の経過について申し上げます。

去る7月14日に発生した温泉施設における源泉の温度低下等に係る原因調査のため、7月26日から28日まで源泉井戸内の温度調査や水中カメラによる調査等を実施したところであります。

8月3日の臨時会におきまして関係予算を御議決いただき、改修工事を8月7日から10日まで実施したところでありますが、その後も、源泉の温度が上がらない状況であります。このため、温泉施設では給湯により温泉水を加温する方式により内湯の営業を行っているところであり、露天風呂の利用は休止しております。

今後の対策については、現在、検討を進めておりますので、利用者の皆様には大変、御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、西会津町雪対策基本計画等策定委員会について申し上げます。

本計画につきましては、快適で安全・安心な冬期間の暮らしを確保するため、町民の皆さんと事業者、行政が一体となり、地域の実情に即した除排雪体制や利雪、親雪などを含めた克雪体制の構築を目指し、平成28年12月に策定いたしました。

策定後6年が経過し、人口減少、高齢化の一層の進行による雪処理の担い手の減少や、除排雪作業員の高齢化、空き家の増加など、雪に関する課題が増加、複雑化していることから、誰もが冬期間、住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、再度、西会津町雪対策基本計画等策定委員会を組織して、現行の雪対策基本計画の見直しと新たに西会津町地域安全克雪方針の策定を行うこととしました。

この雪対策基本計画等策定委員には、専門的な見地から指導・助言をいただくため、国

立大学法人福島大学人間発達文化学類、中村洋介教授に委員長とアドバイザーをお願いしたところであり、関係行政機関としての国土交通省郡山国道事務所会津若松出張所長と県喜多方建設事務所企画管理部長のほか、雪処理に携わる方や自治区長、町内関係団体代表者、公募による方などを含め、合計 23 名に委嘱し、去る 6 月 28 日に第 1 回目の会議を開催したところであります。

また、これに先立ち町関係課職員 10 名により組織する雪対策基本計画等策定プロジェクトチームを 5 月 19 日に設置し、町雪対策基本計画等策定委員会への出席や、プロジェクトチーム会議の実施により現行計画の評価・検証作業を始めたところであります。

今後も、組織間の連携を図りながら具体的な策定及び見直し作業を進めてまいりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、日本生命保険相互会社との包括連携協定の締結について申し上げます。

地域が抱える社会問題に対して、全国の自治体と連携しお互いの強みを生かし協力しながら課題解決に取り組む日本生命保険相互会社と、このたび、お互いが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的に、去る 8 月 30 日に包括連携協定を締結いたしました。

本協定締結を契機に、今後、健康増進や疾病予防、児童・青少年の健全育成、文化・スポーツ振興など、多方面にわたっての課題解決や地域活性化を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、西会津町デジタル戦略の推進について申し上げます。

町では、これまで 2 年間にわたり取り組んでまいりました町デジタル戦略について、事業の実績や進捗を踏まえ、本年 3 月に同戦略の中間見直しを行ったところであります。

本戦略は、町全体・全課において様々な分野で取り組んでおりますが、本年度、町デジタル戦略室では引き続きデジタルデバインド対策として、高齢者にデジタル技術への興味関心を持っていただけるよう、デジタル教室や、よろず相談の開催を継続するとともに、企業移転等の受入れに向けた関係構築共創事業を実施してまいります。

また、6 月議会定例会におきまして関係予算を御議決いただきました石高プロジェクトにつきましても、順調にシステム開発が進み、8 月 2 日よりアプリの運用が開始されたところであります。今後は石高プロジェクト参加者を対象とした交流事業を展開する予定であり、西会津産米の新たな販路の拡大のほか、関係人口及び交流人口の拡大を図ってまいります。

今後も引き続きデジタル戦略を推進し、町民の皆さんの利便性と行政サービスの向上等を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

まず、5 月 22 日より進めてまいりました令和 5 年度春開始接種につきましては、1.2 回目の初回接種を終了した重症化リスクの高い 65 歳以上の高齢者の方や、12 歳から 64 歳までの基礎疾患の有る方、医療従事者の方々などを対象として、全 25 日間の集団接種を 7 月 12 日に終了したところであります。

失礼しました 1.2 と申し上げましたが、一、二回目の初回接種というふうに訂正をさせていただきます。

9月6日現在、西会津診療所などでの個別接種を含め、接種対象者3,279人の77.1%に当たる2,528人の方々が接種を受けたところであります。

また、国では、初回接種を終了した生後6か月以上の全ての方々を対象とした秋開始接種を、9月20日から開始する方針を決定したところであります。

使用するワクチンは、現在の流行主流株であるオミクロン株「XBB.1.5」対応の一価ワクチンで、ファイザー社とモデルナ社製のワクチンを使用する予定であり、重症化予防効果はもとより、発症予防効果の向上が期待されております。

本町では、9月30日から秋開始接種の集団接種を実施する計画であり、今後も引き続きワクチン接種を希望される方々が、安全で安心して受けられるワクチン接種体制の整備に取り組んでまいります。

次に、企業訪問の実施について申し上げます。

去る7月26日から8月2日にかけて、新型コロナウイルス対策の規制緩和、原油価格の高騰、電気料金の値上げによる影響や、町への要望等について意見交換を行うため、町内各企業を訪問いたしました。

物価高騰の影響が全国に拡大している中で、業種により相違はありますが、大変な状況乗り越えるための企業努力と対策について、具体的にお話をお聞きしたところであります。

また、急変する社会情勢への対策と人材の確保が大きな課題であるとの共通認識を図ったところであります。

大変お忙しい中、御対応いただきました経営者の皆様には、改めて感謝を申し上げますとともに、今回の企業訪問を踏まえ、今後も、元気で魅力ある町づくりの実現に向け、しっかりと企業支援に取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、西会津町地域活性化起業人制度にかかる派遣に関する協定について申し上げます。

本町は、このたび、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、3大都市圏に所在する企業等の社員を受け入れ、企業で培われたノウハウや人脈、マーケティング技術等の活用により、観光分野における地域企業への支援を展開し、町独自の魅力や価値向上と地方圏への人の流れを創ることを目的として、東京都渋谷区に本社を有する株式会社カモフラージュ共同代表、山科考穂氏と西会津町地域活性化起業人制度にかかる派遣に関する協定を締結することといたしました。このことにより、町内観光施設の持続的運営に向けた経営改善の指導、助言を受ける考えであり、そのための所要額を今次補正予算へ計上しておりますので、御理解願います。

次に、(仮称)西会津町農業公社の設立準備状況について申し上げます。

町では、本年3月に策定した農業公社設立基本計画に基づき、設立準備を進めるため、(仮称)西会津町農業公社設立準備委員会を設置し、作業を進めてまいりました。

これまで5回の設立準備委員会を開催したほか、準備委員会委員の中から選任した発起人による発起人会を5回開催し、定款の案や社員の募集などについて検討を重ねてまいりました。今後の作業につきましては、公証役場での認証を経て、9月15日に設立登記の申請を行う予定であります。

また、4月25日より、自治区集会所等に出向いての農業公社設立及び農地保全意向調査

のための説明会を開催してまいりましたが、7月26日で終了し、町内の農地保全の要望面積についておおむね把握したところであります。

今後引き続き、10月からの業務開始に向けて鋭意準備を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、特定地域づくり事業協同組合事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、過疎地域をはじめ人口急減地域において、複数の小規模事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事（マルチワーク）を創出し、一定の給与水準と社会保障の下、安定的な雇用環境をつくることで、地域の担い手としての地域づくり人材の確保を目的とするものであります。

具体的には、地域内の事業者が4者以上で協同組合を設立し、組合で雇用した職員（地域づくり人材）を組合員（事業者）に派遣する労働者派遣事業を行うものであります。

本町におきましても今年度中の設立を目指し、これまで町内の5事業者を発起人とした設立準備会を開催してきたところであり、去る8月31日に開催した第3回設立準備会において、組合の名称を「協同組合マルチワークスにしあいづ」として、10月4日に創立総会を開催する運びとなりました。その後、県や国に事業実施に係る認可手続等を経て、年内には事業を開始できる見込みであります。

次に、創き生きまちおこしサミット2023西会津大会の開催について申し上げます。

本サミットは、地方創生市町村長協議会が主催し、加盟自治体が抱える課題等について話し合うことなどを目的に、加盟自治体間で持ち回りにより開催しており、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きを見せたことから、去る7月6日と翌7日に、本町を会場として5年ぶりに開催したところであります。

初日のサミットでは、元農林水産省農村振興局長で現在、一般財団法人食品産業センターの荒川隆理事長より「食料安全保障と食料・農業・農村基本法の見直しについて」を演題に講演をいただいたほか、その後のパネルディスカッションでは、元内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の高橋一成参事官より情勢報告をいただいた後、「ポストコロナ時代の地方創生に挑む」をテーマに、食品産業センターの荒川理事長、内閣官房の高橋参事官、岩手県軽米町の山本賢一町長、岐阜県白川村の成原茂村長、島根県海士町の大江和彦町長に私が加わり、パネルディスカッションを行い、各町村の地方創生の取組紹介を基に意見交換を行ったところであります。

また、二日目は、2コースに分かれ、西会津国際芸術村など町内施設などの視察を行いました。議員各位におかれましては、サミットに出席を賜り盛会裏に終了できましたこと衷心より御礼を申し上げます。

次に、肥料等農業生産資材の高騰対策について申し上げます。

世界的なエネルギー価格の上昇などにより、原料等の価格高騰が続いております。

農林水産省の農業物価統計によれば、本年4月と前年4月との比較で、肥料が42.5%の上昇、農薬については10.7%上昇しており、燃料の価格につきましても昨年来、高い水準で推移を続けております。

町では、このような状況を踏まえ、肥料、農薬や燃料の価格上昇の影響を受ける農家を

支援するため、水田での水稲作付面積から自家消費分 10 アールを差し引いた面積及び転換作物栽培、また畑地でのミネラル野菜の栽培、出荷・販売農家を対象に、十アールあたり三千円を助成することといたしました。この助成費用につきまして、今次補正予算に計上しておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、農業水利施設電気料金高騰支援事業について申し上げます。

世界的なエネルギー価格の上昇に伴い本年4月分より電気料金の値上げが行われ、東北電力管内においても電気料金の大幅な値上げとなっております。町ではこのような状況を踏まえ、水稲作付に必要な農業用水について、揚水設備を用いる水利組合等の管理施設に対し、電気料金高騰支援補助を実施することといたしました。この補助金につきまして今次補正予算に計上しておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、異常高温及び少雨による農作物への影響等について申し上げます。

本町では、7月以降の降水量が平年の半分に満たない影響で、河川や、ため池などの農業用水が少なくなっているところが見受けられております。圃場の一部では、位置的に水を引くことができない箇所も見られましたが、多くは揚水ポンプなどを使って水を確保している状況であります。

町では、8月上旬より自治区長等への聞き取り調査、農業用水の水系別の水量調査、一部のため池等の現地調査を行い、現状の把握に努めるとともに、町ケーブルテレビやホームページで農家の皆さんに渇水対策と農業用水の適正かつ効率的な利用を呼びかけてきたところであります。

次に、農林産物風評払拭事業について申し上げます。

去る7月7日、8日の二日間、喜多方市、北塩原村、JA会津よつばと合同で、会津産農林産物の風評払拭活動を実施してまいりました。

初日は、全国農業協同組合連合会本所などを訪問しトップセールスを行うとともに、千葉県市川の田中甲市長を表敬訪問し、令和元年4月から市内の全公立小中学校の給食に3市町村産のコシヒカリを使用している一方で、市川市の特産品である梨を3市町村の学校給食に提供いただいていることに対し衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の交流の進展について意見を交わしたところであります。

二日目は、市川市の卸売市場にあります「いちかわごちそうマルシェ」において、会津産農林産物の安全性や品質の良よさをPRするとともに、生しいたけや、きくらげなどの菌床きのこ類、車麩などの本町の特産品や加工品等を販売し、大変、好評をいただき本町の魅力を発信することができたと感じております。

このほか、長印船橋青果株式会社との販売戦略会議を開催し、3市町村の青果物に関する連携に係る協議を行ったところであります。

また、8月3日、4日には、会津17市町村とJA会津よつば合同で、東京の市場関係や豊洲市場などを訪問し、トップセールスを行ってまいりました。

3日には、「会津感謝祭」と題して、市場関係者のほか来場の皆さんに、会津17市町村のPR、物産品の試食販売を行いました。

双方の活動とも、多くの消費者や流通・販売関係者の皆さんの声を直接伺い、情報交換や共有する場でもありますので、今後も引き続き、同事業を通して積極的な風評払拭活動

を行い、西会津産農林産物の安全・安心をPRしてまいります。

次に、各種要望活動の実施状況について申し上げます。

まず、町内の主な国道等の整備促進にかかる要望活動についてであります。国道495号整備促進期成同盟会では、去る5月17日に福島県喜多方建設事務所に対し、7月19日に福島県本庁に対し、本国道の安全性の向上に係る整備促進等を要望してまいりました。

県道熱塩加納山都西会津線整備促進期成同盟会では、8月18日に、令和4年8月発生豪雨災害による被災箇所等の現場視察を行ったほか、福島県喜多方建設事務所に対し、早期復旧復興について要望してまいりました。

また、阿賀野川水系直轄砂防・地すべり対策促進期成同盟会では、8月21日に国土交通省北陸地方整備局及び阿賀野川河川事務所に対し、滝坂地区の地すべり対策事業等の早期完成を要望してまいりました。

このほかに、会津総合開発協議会や、東北横断自動車道建設促進期成同盟会等の各種団体につきましても、国・県に対して、地域課題に対する各種事項にかかる要望を実施してまいりました。

今後も国・県に対し、各種期成同盟会及び広域組織等による積極的な要望活動を行うほか、必要に応じ本町自ら要望活動を行い、事業に対する着実な予算確保と早期着工・完成の実現を目指し、町民の安全安心な生活の確保に向け取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、鳥獣被害の防止対策について申し上げます。

鳥獣被害の防止対策につきましては、町の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の三つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいくこととしております。去る7月23日には、昨年に引き続き、鳥獣被害防止対策に係る意識の高揚を図るため、熊出没時対応訓練を実施いたしました。

訓練は上小島地内で行い、町猟友会や喜多方警察署、西会津交番、上小島自治区の方々に参加をいただき、熊が民家近くに出没した場合を想定した訓練を行い、人身被害の防止と山へ追い払う方法など、それぞれの役割や対応について確認したところであります。

また、今年度の鳥獣被害防止対策の状況であります。まず電気柵の設置については、9月6日現在で、個人17件、団体8件の設置に対し、町より経費の助成を行い、合計で延長約14.5キロメートルの電気柵が設置されたところであります。

さらに、鳥獣駆除については、町猟友会の協力の下、9月6日現在で、イノシシ21頭、ツキノワグマ22頭、ニホンザル26頭、ニホンジカ1頭を捕獲したところであり、このうち令和4年度に整備した有害鳥獣解体処理施設での処理件数は、イノシシ12頭、ツキノワグマ3頭、ニホンジカ1頭となっております。

本町といたしましては、今後も各地区において、継続的に熊出没時対応訓練の実施を検討するとともに、電気柵設置への助成支援を積極的に進めるほか、捕獲体制の構築・強化を図るため、引き続き、わな免許や新たに購入する猟銃の取得費用の支援を行うなど、鳥獣被害の防止に向けた三つの対策を複合的に実施し、町民の皆さんの安全安心の確保と農作物被害の軽減に努めてまいります。

次に、駐日リトアニア共和国大使を招いてのそばの里産地交流会について申し上げます。

本町とリトアニア共和国との関係につきましては、西会津国際芸術村にリトアニアのアーティストを招聘し活動いただいたことをきっかけに始まり、この間、町をはじめ、西会津国際芸術村、萱本そば会などが様々な交流を通して関係を築いてきたところであります。本年2月には、萱本そば会の皆さんが、リトアニア共和国の首都ヴィリニユス市を訪問し、そば打ち実演及び試食会を開催し、政府や大使館、飲食店関係者をはじめ、市民の皆さんに西会津のそばや食文化を紹介・PRしたところであります。また、人口規模などが本町に類似するため訪問したカズルー・ルーダ市では、市長や農家の皆さんと意見を交換しました。

こうした交流を契機に、去る8月18日、19日には、駐日リトアニア共和国大使館のオーレリウス・ジーカス特命全権大使が非公式ながら来町し、表敬訪問を受けたほか、本年2月に訪問したカズルー・ルーダ市のマンタス・ヴァラシュカ市長と、ジーカス大使を交えてオンラインによる意見交換を行ったところであります。その後、萱本そば会の主催により「そばの里産地交流会」を開催し、ジーカス大使をはじめ、来町した関係者の皆様に、西会津産の打ちたてのそばや野菜、伝統食などを堪能いただいたところであります。

ジーカス大使の来町に当たり御尽力いただいた萱本そば会、萱本自治区の皆様、日本リトアニア友好協会など関係者の皆様に衷心より御礼を申し上げます。

町といたしましては、こうしたリトアニアとの交流を深め、町の活性化へと結びつけてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業について申し上げます。

沖縄県大宜味村児童との夏季交流事業は、令和2年度から昨年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しておりましたが、4年ぶりに7月28日から7月31日までの三泊四日の日程で、西会津小学校の6年生10名が大宜味村を訪問しました。

今回より、参加児童全体の交流の拡大と保護者負担の軽減を図るため、以前まで実施してきたホームステイによる個別の交流を行わず、全行程を共にする全体での交流活動を主に行いました。台風の影響も懸念されましたが、予定どおりの日程で実施し、参加した児童は交流活動を通して、本町と異なった生活習慣や食文化などを体験するなど、見聞を広げたところであります。

次に、町民音楽鑑賞会について申し上げます。

音楽が持つ様々な表現に触れることで豊かな感性を育むことを目的として、今年度、新規事業となる町民音楽鑑賞会を、去る8月6日に西会津中学校多目的ホールで開催いたしました。当日は予想を上回る多くの方が来場され、吹奏楽団の会津シンフォニック・アンサンブルに、子供から高齢者まで幅広い年齢層が楽しめる10曲の楽曲を演奏いただき、会場に集まった総勢100名の来場者らが一体となり演奏を楽しんだところであります。

次に、二十歳を祝う会について申し上げます。

二十歳を祝う会は、民法の成年年齢の引き下げに伴い、昨年度より旧来の成人式を名称変更し開催しているところであります。今年度の二十歳を祝う会は、去る8月15日、西会津中学校多目的ホールを会場に、21名が参加し実施いたしました。会場内では、旧友らとの久しぶりの再会を喜び合う姿や現在の状況を報告し合う姿が各所で見られたところであります。

次に、プロ野球BCリーグ公式戦の開催について申し上げます。

株式会社福島野球団「福島レッドホープス」の公式戦が7月29日に福島レッドホープス西会津球場で開催されました。この日は、県の「ふくしまの夢応援事業」による公式戦「ドリームキッズスタジアムふくしま」として開催されたところであります。

今回の開催に当たりましては、県が会津管内の小中学校へチラシを配布し周知を実施したほか、町では、本町の魅力を発信するPRブースや、地場製品の販売などの出店を行うとともに、両チーム及び来場者へ本町産米を贈呈し、本町の農産物についてもPRを行ったところであります。

今後も継続してBCリーグ公式戦の開催を通じ、交流人口の拡大、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、交流人口の拡大について申し上げます。

本町では、交流人口の拡大に向けて、さゆり公園施設を利用した合宿の誘致について、関係団体と連携し様々な取組を進めているところであります。

今年度の合宿につきましては、神奈川県セントラルスポーツ・スイミングスクールや県水泳連盟をはじめ、東京都立福生高校野球部や慶應義塾大学野球部を受け入れたところであります。

このうち、慶應義塾大学野球部につきましては、合宿期間中、新潟福祉医療大学や仙台大学とのオープン戦のほか、地域スポーツの活性化や青少年の健全な育成を図るため、小中学生を対象とした野球教室を開催いただいたところであります。

今後も、町振興公社や、にしあいづ観光交流協会などの関係機関と連携し、交流人口の拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、9月1日現在の建設関係事業の実施状況であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思っております。

続きまして、今回、提出いたしました議案等について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号から第8号までの令和4年度の決算の認定についてであります。一般会計、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、お手元にお配りいたしました各会計決算書、実質収支に関する調書に記載されているとおりであります。

一般会計につきましては、歳入総額が72億2,638万円で、歳出総額は66億1,757万7,000円となり、差引収支額は6億880万3,000円で、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億8,171万7,000円の黒字決算となりました。

また、地方公共団体財政健全化法に基づく、健全な財政運営がされているかどうかを表す健全化判断比率であります。実質公債費比率は、国が示す基準の25%未満に対して12.2%、将来負担比率につきましては、同じく国が示す基準の350%未満に対して85.8%と、いずれも健全化基準の範囲内であり、御理解願います。

なお、各会計の主な事業の執行状況につきましては、お手元にお配りいたしました主な施策の執行実績調書のとおりであります。

議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によりまして、制度的に繰り越した事業を除き、計画いたしました事業を順調に執行できましたことに、衷心より御礼を申し上げます。

ます。

次に、議案第9号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第6次）についてであります。3億4,434万3,000円を増額し、予算総額を69億4,247万2,000円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、普通交付税の決定及び令和4年度繰越金の確定に伴う歳入の追加と、7月豪雨に係る災害復旧事業費や農家の皆様への生産資材等高騰緊急対策事業に係る事業費の計上など、今後の町政運営に必要な経費を計上したものであります。

以上の財源といたしましては、国県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、剰余金につきましては、財政調整基金に積み立てることといたしました。

次に、議案第10号から第13号の特別会計補正予算についてであります。それぞれの会計において決算に伴う繰越金の処理など、所要の経費を調整し計上したものであります。

次に、議案第14号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、長年にわたり町政の向上発展に貢献された方を、町表彰条例に基づく「特別功労者」として表彰するため、議会の同意をいただきたく、御提案申し上げます。

次に、議案第15号及び議案第16号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、現職の教育委員会委員1名の辞職、及び本年10月4日で委員1名の任期が満了となることから、新たな委員2名の任命につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

次に、報告第1号、債権放棄についてであります。令和4年4月1日に施行した西会津町私債権管理条例の規定に基づき、令和4年度中に債権放棄をした私債権について、御報告するものであります。

以上、提出議案等の概要について御説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第9、報告第1号、債権放棄についての報告を行います。

本件の説明を求めます。

町民税務課長、渡部英二君。

失礼いたしました。副町長、大竹享君。

○副町長 報告第1号、債権放棄について御説明申し上げます。

町長が提案理由で御説明申し上げましたように、町が管理する私債権、いわゆる使用料等について統一した適正な管理の推進を図るため、令和4年4月1日に施行した西会津町私債権管理条例並びに同条例施行規則の施行に基づき、令和4年度中に実行した債権放棄について放棄した債権の名称、放棄した日、件数、金額並びに放棄した理由を議会に報告するものであります。

この債権放棄の手続につきましては、各担当課が管理する私債権について債権放棄の可

否を審査するため、条例施行規則第 12 条に基づき、西会津町私債権の放棄に係る審査会を庁内に設置し、個別の案件ごとに審査をして、その可否について審査結果を取りまとめ、町長が最終的に債権放棄の決定をしたものであります。

なお、令和 4 年度は制度施行後、初めての年であったことから、債券放棄する案件については明確に債権の回収が見込めない債務者の破産及び倒産が確認されたものに限り、債権放棄したところであり、その他の案件については今後、債務状況の詳細を十分調査し、専門家等の判断を仰ぎながら対処していく考えであります。

それでは、報告書を御覧ください。

報告第 1 号、債権放棄について。

西会津町私債権管理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

別紙を御覧ください。

令和 4 年度西会津町私債権管理条例第 7 条第 1 項各号の規定による債権放棄報告書であります。

報告書の内容であります。債券所管課、債権の名称、放棄した年月日、放棄した理由、合計であり、放棄した理由については、第 1 号の生活困窮から第 7 号の相続放棄まで条例第 7 条第 1 項に規定されている放棄した理由となっております。内訳であります。全てが第 2 号の事由である債務者の破産によるものであります。

まず、企画情報課所管のケーブルテレビ使用料 6 件、1 万 5,000 円。インターネット使用料 4 件、8,800 円。

次に、農林振興課所管のパイプハウス等園芸施設使用料 1 件、3 万 3,000 円。菌床栽培用パイプハウス使用料 1 件、48 万 3,000 円。

次に、建設水道課所管の住宅使用料保険、7 万 6,200 円。駐車場使用料 3 件、1 万 5,000 円。風呂釜リース料 18 件、4 万 3,920 円。

以上、合計で 38 件、67 万 4,920 円となり、令和 5 年 3 月 31 日に債権放棄をいたしました。

以上をもちまして報告第 1 号、債権放棄についての説明を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

　なお、プライベートに関する質疑はできませんので御注意ください。

　7 番、秦貞継君。

○秦貞継 　何点か確認をいたします。

　この債権放棄に至った結果というのは、理解いたしました。その至るまでの取り立てっていうんですかね、徴収に関してっていうのは、これ放棄日は書いてあるんですけども、一番古いものでいつからのものなのか。この債権の名称等の中に一番古いもので構いませんから、まずお示してください。

　それと、この放棄した理由が、破産、倒産等となっておりますが、これは町独自で調査した結果、分かったのか、それとも本人から申し出があったのか。その 2 点をお伺いいたします。

　以上です。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、審査会の庶務を担当しております町民税務課のほうからお答えさせていただきます。

1点目の今回、私債権の放棄をいたしました案件の一番古いものが平成28年の債務となっております。

続きまして、債権放棄に至った際の放棄の確認のための事由に当たります破産については、裁判所からの決定について町が把握し、さらに官報にその決定について登載されたというのを確認して最終的に判断したものでございます。

○議長 これで。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 この理由等は分かりましたが、この対象者のその後はどのようなにはなっておりますでしょうか。どんな指導をそのまま続けてんのか。それとも、それで項目によって違うと思うんですが、どんな対応をされてますか、町は。

○議長 個人情報に当たらない程度で答弁してください。

副町長、大竹享君。

○副町長 12番の御質問にお答えいたします。

今回の債権放棄したのは破産、倒産ということで、その方については、もう経済的に破綻してるということで、完全に回収の見込みができないというふうなことで裁判所のほうから報告があったということで、今回、債権放棄させていただいたということで、その後については交渉はしてない状況でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認ですが、サービスは継続しとる。それで、それともその時点でストップしているのか。それを聞いたかったですよ。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 その方については、転出したということで、サービスについては、その時点で停止したというような状況でございます。

○武藤道廣 全部ですか。

○副町長 はい。

○議長 よろしいですか。

そのほか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、債権放棄についての報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

それでは、連絡事項がありますので、これから申し上げます。この後、午後1時より全員協議会を開催します。開催時間までに議場へお集まりください。全員協議会終了後には各常任委員会を開催してください。会場は総務常任委員会、第1会議室、経済常任委員会、第2委員会室であります。

お疲れさまでした。(11時40分)

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

令和5年9月11日（月）

開 議 10時00分
散 会 15時53分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 紫 藤 眞理子 | 5番 | 小 林 雅 弘 | 10番 | 猪 俣 常 三 |
| 2番 | 仲 川 久 人 | 7番 | 秦 貞 継 | 11番 | 青 木 照 夫 |
| 3番 | 長谷川 正 | 8番 | 伊 藤 一 男 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 4番 | 上 野 恵美子 | 9番 | 三 留 正 義 | | |

欠席議員

6番 荒 海 正 人

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 薄 友 喜 | 建設水道課長 | 佐 藤 広 悦 |
| 副 町 長 | 大 竹 享 | 会計管理者兼出納室長 | 五十嵐 博 文 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 善 文 | 教 育 長 | 五十嵐 正 彦 |
| 企画情報課長 | 玉 木 周 司 | 学校教育課長 | 佐 藤 実 |
| 町民税務課長 | 渡 部 英 二 | 生涯学習課長 | 齋 藤 正 利 |
| 福祉介護課長 | 船 橋 政 広 | 代表監査委員 | 鈴 木 和 雄 |
| 健康増進課長 | 矢 部 喜代栄 | | |
| 商工観光課長 | 岩 渕 東 吾 | | |
| 農林振興課長 | 小 瀧 武 彦 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 長谷川 浩 一 | 議会事務局主査 | 品 川 貴 斗 |
|--------|---------|---------|---------|

令和5年第6回議会定例会議事日程（第4号）

令和5年9月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 紫藤 真理子 | 2. 上野 恵美子 | 3. 小林 雅弘 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 三留 正義 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 青木 照夫 | | |

○議長 おはようございます。

令和5年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

6番荒海正人君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により順番に発言を許します。なお、質問は通告に沿って簡潔明瞭に行い、他の議員への答弁で納得した質問は取りやめるなど、能率的議会運営に御協力ください。

質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

○議長 1番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 皆さん、おはようございます。1番、紫藤真理子でございます。

本日の一般質問、通告に基づきまして、2つの質問をさせていただきます。

まず初めに、男女共同参画についてお尋ねします。

先頃の選挙期間中に、町民の皆様の中から議会にもっと女性がいたほうがよいとか、女性議員の数が増えて男性議員と同じように発言し、新しい目線を注いでほしいといったお言葉を多くいただいたのを記憶しております。それは、町のホームページを見ますと、女性人口が51%を占めている我が町で、女性の発言がなかなか行政に届かなかったのかなと感じたところであります。そこで、私も作成メンバーの1人でありましたが、町の法律とも言える西会津町まちづくり基本条例にうたわれている男女共同参画について振り返ってみます。

町は、令和2年3月に性別にかかわらず、その個性や能力が発揮できるように、西会津町男女共同参画計画を策定しておりますが、令和5年の現在まで町はこれまでどのような取組をしてきたのか、特に女性参画について具体的な質問をお尋ねいたします。

○紫藤真理子 それと、もう一つですが、町民、議会、行政が共同でまちづくりを進めていき、その中で男女共同参画を目指すためには、議会と行政分野の男女の割合がアンバランスなように感じております。まちづくり基本条例5つの基本原則の1つに掲げられている男女共同参画とその絡みで、第5条行政の中に町長の責務の1つとして、職員の能力の向上に努めるものとするがあります。もちろん、町長は男女の区別なく、職員の能力に惜しみない努力をされていると思いますが、現在本町の行政職員の中に、女性管理職が存在していない状況を町長としてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○紫藤真理子 続いて、子育て支援についてお伺いいたします。

発達障害のあるお子さんを持った親御さんと先日お話する機会がありました。そこで、先日総務常任委員会の所管事務調査においてお尋ねした際に、西会津町のお子さんで療育手帳を取得され、福祉サービスを利用している方が複数いるということが分かりました。実際、この方々が利用している療育施設の所在地についてお聞かせ願います。

そして、西会津町で子どもを産み育てたいと思い、一生懸命障害児の子育てに取り組んでいる保護者に、町としてはどのような支援をしているのかお聞かせください。また、経済的など家庭の状況を行政はどのように理解しているのかもお尋ねします。

以上です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、紫藤真理子議員の男女共同参画についての御質問にお答えをいたします。

町は、人口減少、少子高齢化が進む中、家族の在り方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、町民があらゆる分野で性別にかかわらず活躍できる地域社会の実現が重要であることから、町の憲法である西会津町まちづくり基本条例の基本原則の1つに、男女共同参画の推進を位置づけたところであります。

同条例に定めた男女共同参画の目的である、男女がお互いの人権を尊重し、まちづくりに協働で参画していく社会の実現を目指すため、その基本指針として令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とする西会津町男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画の策定に当たっては、男女共同参画、女性の活躍促進に関するアンケートを町民500名、そのうち半数以上が女性を対象に実施しており、地域の現状等を踏まえた計画内容となっております。計画の基本目標として男女平等の意識づくり、みんなで参加するまちづくり、仕事と生活の調和、安心して暮らせる社会づくりの4つの推進を掲げ、現在その具現化に努めているところであります。

具体的には、福島県男女共生センターの千葉悦子館長をお招きした意見交換会を、町内で活躍する女性にお集まりいただいた座談会の開催、文化と産業祭における普及啓発コーナーの設置など、男女共同参画社会の実現に向け、基本となる普及啓発活動と地域特有の課題解決に向けた話し合いや教育、学習の機会を提供してまいりました。

さらに、町総合計画策定に係る検討会議においては、委員25名中12名、約48%の女性が務めるなど、現在各種委員会に多くの女性の参加を図り、町的意思決定過程への女性や家庭の意見を積極的に吸い上げ、多様な視点や価値観、新たな発想を生かしたまちづくりを進めております。町としましては、今後も男女がともに等しく夢や希望をかなえられる男女共同参画社会の実現に向けて努めてまいりますので、御理解願います。

次に、行政職の中に女性管理職が存在していない状況について、お答えをいたします。

現在、町職員は特別職を除き127名で、そのうち女性職員は35名であります。

町職員の育成については、「町職員人材育成基本方針」において期待する職員像を掲げるとともに、職位ごとの果たすべき役割や求められる能力を掲げており、課長職としては、「組織を統括し職員を指揮監督するとともに、職員が最大限の能力を発揮できるような効率的で機能的な組織体制を構築する。」ことや「町の基本方針に基づく組織の目標や運営方針等を打ち出し、計画的かつ効率的、効果的に実現に向けた取組を行う。」ことなどを役割として示しております。また、これらを達成するための職員研修や人事評価制度などの取組も示しており、これらに基づいて職員の人材育成と評価を行っているところであります。

人事評価においては、職員それぞれの業務における目標の設定と、それらの達成度による業績評価、職員に求められる積極性や社会性、信頼性などの能力を評価する能力評価を行っており、課長等による面談の実施により、それぞれの評価に加え、業務に関する意見交換などを行っております。

職員の人事管理にあたりましては、この人事評価を参考に調整しているところであり、また、希望昇任制度により、意欲のある職員の希望を受け付けているところであります。

この結果として、現在、課長相当職に女性職員はいない状況となっておりますが、係長相当職以上の女性職員は12名となっております。

町職員の任用については、男女の性別は関係なく行っているところであり、職員研修などの人材育成においても性別に関係なく実施しているところでもありますので、今後も意欲のある職員については、性別にかかわらず積極的に登用してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 1番、紫藤眞理子議員の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず1点目のお子さんの児童発達支援等福祉サービスの利用状況についてであります。療育手帳の取得にかかわらず、現在、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを利用されているお子さんが9名となっております。主に、会津若松市内の施設を利用しておりますが、その名称につきましては個人の特定につながることも懸念されますので、答弁は控えさせていただきます。

次に、2点目の障害児を持つ家庭の負担について、現状をどのように理解しているかとおたがひでございますが、定期的な通院や療育施設等への通所のために仕事を休むなど、御苦労されている方やお子さんを取り巻く地域、学校等における障害特性の理解やその対応について悩みを抱えている方もおられると認識しております。町といたしましては、障害児に対する支援の中で、最も重要とされる一人一人のお子さんの発達段階と障害の特性に適した支援が提供できるように、引き続き関係機関と連携を図り、取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 紫藤議員、答弁書を見て。大丈夫ですか。

再質問してください。

1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 町長の答弁、十分理解できました。ありがとうございます。

私も女性職員の中には、優秀な方が多いということは、今まで一緒に仕事をしてきた中でよく理解しております。そのような女性の方々が、本当に活躍できる環境を話し合いで整えて、行政分野からも議会の分野からも女性が多く活躍できる場面があるといいと思っております。また、違った視野で協働のまちづくりに反映できるのではないかと考えております。

それから、子育て支援についてですが、

○議長 紫藤議員、一問一答ですので、一つ一つ。

○紫藤眞理子 はい、ありがとうございました。

もう一つ、質問して、

○議長 1つ、最初の質問をまず答弁してもらいますので。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

○議長 じゃあいいです、そのまま。

○紫藤眞理子 子育て支援についてですが、お話を伺うと、結局近くても近隣の市町村や、

もしくは若松の施設を多く利用されているというのが分かりました。しかし、町から通うのは、最低 20 分から小一時間かかるというのは現状だと思います。療育施設に通うというのは、病院を受診するのとは違い、療育は長期間にわたるだろうと推察されます。親御さんの心的、時間的、経済的な負担は大変なことだと思います。そのような療育施設は、児童発達支援ガイドラインによりますと、人口規模の大きい市では 10 万人を目安に複数箇所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は最低でも 1 か所の設置となっております。

そこでお尋ねします。西会津町で子ども産み育てたいと思い、一生懸命障害児の子育てに取り組んでいる保護者に、町としてどのような支援をしているのかということと、経済的なことなど家庭の状況を

○議長 一問一答ですので、そこで切ってください。

○紫藤眞理子 はい、分かりました。

○議長 答弁していただきます。

○紫藤眞理子 お願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 紫藤眞理子議員の御質問にお答えいたします。

具体的に、特別な支援を必要とされるお子さんに、町としてどのような支援をしているのかというお話でございますが、答弁の中にありましたとおり、大きく分けて3つございます。

まず施設。特別な支援ができる施設のほうへ通っていただく児童発達支援。

そして、こども園にそういった施設から専門的な知識を身につけている方に来ていただいて、お子さんの様子を観察、評価していただいて、具体的にその保育に携わる保育士、または保護者も混ぜて話し合いをして、そしてそのお子さんの発達に資する個別の発達支援計画、あるいは指導計画を作成することになります保育所等訪問支援事業。

そして、もう一つでございますが、小学校に入学した以降のお子様たちが利用される放課後等デイサービス、この3つが大体主要な提供している支援サービスでございます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

それでは、今、お子さんを対象に町が行っていることはお聞きしましたが、そのお子様のバックにいる保護者に対しては、いかなる援助を行っているのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 紫藤眞理子議員の再質問にお答えいたします。

保護者に対する支援というのは、考え方は2つあると思います。

実際、子育てに対する技術だったり、技術という表現があれですけども。知識だったり、そういった部分の支援。あと、経済的な支援というような部分が考えられると思いますけれども、まず前者の支援につきましては、今ほど申し上げた保育所等訪問支援事業などで、一緒に打ち合わせというか話し合いの中に保護者の方も参加していただいて、実際に専門的な知識を有した方から御助言いただくとか、あるいはそういう施設に通われた際に一緒に時間を過ごす。通常ですと、預けて、はい私たちは違うところに、というようなサービスもございますが、施設によっては一緒に時間を過ごしていただいて、子どもたちに対し

て職員がどのように対応しているのか、そういった部分を一緒に過ごしていただいて、身につけていただく。

なぜかと言えば、子どもたちというのは、家で過ごす時間が半分以上あるわけです。そうすると、家で全く違う対応をしていけば、ゼロもしくはマイナスになって、また施設を訪れるというその繰り返しです。なので、今のような保護者の方が一緒に時を過ごして、どういうふうに専門的な知識を持っている方が、子どもに接しているのかという部分を身につけていただくというのが、非常に大切なところだと思っていて、そういったサービスを積極的に利用されている保護者の方もいらっしゃるということです。この後も町はその点について十分支援していかなくちゃいけないかなと考えております。

また、経済的な支援という部分については、町独自では支援はしておりませんが、やはり国全体でお子さんのいらっしゃるお宅には当然支援をしております。また、特別な支援を必要とされるお子さんのいらっしゃるお宅については、福祉サービスとして経済的な支援もございますので、そういった部分が該当される方については、町のほうから積極的に御紹介をして、サービスを利用していただけるようにしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 特別支援の部分ですけれども、特別支援教育就学奨励費というものがございまして、町のほうでは特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するという観点から、就学に必要な経費の一部を助成するというところで、国のほうの2分の1の補助が入っておりますが、学用品費ですとか学校給食費、それから修学旅行費の2分の1に対する支援を行っているところであります。

以上です。

○議長 1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 ありがとうございます。

私としては、町に療育施設があれば一番いいなと思っております。しかし、障害児や、例えば保護者がお子様の送迎として、若松まで送り届けたりと。そうなれば、保護者のどちらかが仕事休むとか、そういうふうなのも現状だと思います。早急な支援策を考えたときに、例えば施設まで送迎を親御さんに代わって行うということで、特にお母様方の仕事が継続できたり、経済的にも負担が軽減するのではないかなと思っております。

町にはファミリーサポートセンターと子育て支援システムがまだ整っていないために、今後は多方面から考慮して、子育てしやすい町、町を挙げての子育てを目指さなければいけないのではないかなと思っております。

西会津町は、他市町村と比較しても子育て支援が充実しているということは承知しております。しかし、本当に誰もが安心して子育てができるという環境を整えることは、町がそれだけ信頼されて、さらには少子化対策の一助になるのではないかなと考えております。少人数だから、近隣の市町村の施設を利用してという考えではなくて、これから先を見据えて、もしも我が子に障害があったらと思ったときに、西会津町なら何があっても絶対に大丈夫だと安心して子どもを産み育て、家庭を持ってよかった、幸せだなと実感できるような町になるように願っております。

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野恵美子でございます。

私は、本時定例会に2件の一般質問を通告しております。

一つ目は、子どもの食についてであります。近年、全国的に子どもの朝食欠食や孤食、栄養不足などの課題が浮き彫りになっております。そこで、町の現状をお伺いいたします。

1、町の幼児、小・中学生の朝食摂取状況をお聞きいたします。摂取率や栄養面などです。

2、朝食欠食の要因をどのように分析しておりますか。

3、朝食欠食をなくすことや栄養バランスのいい食事を摂取するために、どのような対策を講じておりますか。

二つ目は、子ども課の創設への考えをお聞きいたします。2023年4月こども家庭庁が発足しました。国のこども家庭庁が目指すのは、これまで別々の省庁で行われてきた子ども政策の司令機能を一体化することにより、子どもたちに年齢の壁や組織による縦割りの壁を克服した切れ目のない包括的な支援を行い、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするものです。

西会津町においては、現在、こども園は福祉介護課、小学校以上は学校教育課と管轄が分かれています。子どもに特化した課の創設への考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、上野恵美子議員の子ども課の創設についての御質問にお答えをいたします。

町では、町の将来を担う子どもたちの健やかな成長に向けて、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を図るため、子どもや子育てに関する総合的な窓口として、福祉介護課で所管する子育て支援センターを平成29年から「こゆりこども園」に設置し、様々な子育てに関する事業を行っているところであります。

具体的には、出産祝い金の支給をはじめ、保育料の無償化、乳幼児家庭子育て応援金の支給、インフルエンザ予防接種の無償化、放課後児童クラブにおける2人目以降の無償化や子育て医療費サポート事業などを実施し、子育て世代の経済的な負担を軽減してきたところであります。

また、児童福祉や母子保健の円滑な実施のため、妊娠を望む家庭、妊娠・出産後の妊産婦や生まれてきた乳幼児に対し、様々なニーズに即した必要な支援へとつなぐ伴走型の相談支援の充実を図っているところであります。

さらに、こども園と小・中学校との事業連携や共同活動、情報交換を緊密に行うため、福祉介護課には幼児教育・保育アドバイザーを、学校教育課には学校教育アドバイザーをそれぞれ配置し、両課が連携して幼・保・小の連携事業に取り組んでいるところであります。

国においては、子ども・子育て政策を総合的に推進するため、こども家庭庁が設置されたところであり、厚生労働省や内閣府に分かれていたヤングケアラー対策や子どもの貧困

対策などの子どもに関する施策の一本化が図られていますが、子どもにとって重要な教育は文部科学省の下で充実させ、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携していくこととしております。

御質問の子どもに特化した課の創設であります。福祉介護課、子育て支援センターを中心として、学校教育課や健康増進課などの関係課がそれぞれ連携し、他市町村よりも充実した子ども・子育て支援施策に支障なく取り組んでおりますので、現在のところ、子どもに特化した課の創設は考えておりません。町といたしましては、現状の体制による関係課の連携協力の下、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 4番、上野恵美子議員の子どもの食についての御質問にお答えいたします。

子どもたちの健やかな成長のためには、規則正しい生活リズムが大切であり、そのリズムが乱れると、学習意欲や体力、気力の低下などにつながると言われております。中でも朝食は、生活リズムを整えるために重要であり、朝食を摂らないと肥満や脂質異常症などの生活習慣病の発症を助長することが明らかになっていることから、町としましても、朝食の重要性については、高く認識しているところであります。

はじめに、1点目の町の幼児、小・中学生における朝食の摂取状況であります。町では毎年6月と11月に、こゆりこども園の幼児や西会津小学校、西会津中学校の児童・生徒に対して、朝食に関するアンケート調査を実施しております。本年6月に実施した調査では、まず、「朝食を食べましたか」との質問に対し、こゆりこども園の幼児が98.9%、小学生は98.4%、中学生は97.7%の児童・生徒が朝食を食べていると回答しております。また、「朝食に野菜を食べましたか」との質問に対して、こゆりこども園の幼児が52.1%、小学生は48.7%、中学生は64.8%の児童・生徒が、朝食に野菜を食べていると回答しております。さらに「朝食に汁物を食べましたか」との質問に対しては、こゆりこども園の幼児が36.5%、小学生は44.0%、中学生は56.8%の児童・生徒が、朝食に汁物を食べていると回答しております。

次に、2点目の朝食欠食の要因をどのように分析しているか、とのおただしであります。このアンケート調査の結果から、町内の大多数の子どもたちは朝食を食べていると認識しておりますが、食卓に野菜や汁物といったおかず（副食）がそろっていない状況がうかがえ、栄養バランスのよい食事習慣への啓発がさらに必要と考えております。

最後に、3点目の朝食の欠食をなくすことや栄養バランスのよい食事を摂取するための対策についてであります。町では子どもたちや保護者の方々に食の大切さなどを認識していただくため、こゆりこども園の幼児に対して「食育だより」を、小・中学校の児童に対して「給食だより」を発行し、幼少期からの朝食の必要性や望ましい食生活、栄養バランスの取れた食事を紹介するなど、食に関する様々な情報を提供しております。

また、今年度はこゆりこども園において、魚や野菜などの食材に触れることや、それらの試食をとおして幼少期から食への関心を高め、食べることの楽しさを体験してもらおう

と、株式会社リオン・ドールコーポレーションや会津よつば農業協同組合などと連携し、「食育体験！！和食道場」と題した食育事業を行うなど、幼少期から多くの食体験をとおりして学ぶ機会の提供に取り組んでいるところであります。

町といたしましては、こうした食育事業の取組を単発ではなく継続的に実施し、幼少期から健康な体づくりに大切な朝食の重要性を訴えていくとともに、保護者の方々に対しても朝食を含めた食事の重要性に関する情報の提供や学びの場を設けるなど、食に関連する様々な課題の解決に向けた取組を検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

通告に従って、まず子どもの食についてからお聞きしていきます。

今、答弁にありましたように、朝食の欠食や栄養の偏りは、子どもの成長に大きな影響を及ぼします。学力や運動だけじゃなくて、精神面での発達や情緒の発達にも影響を及ぼしていきます。町はSDGsの考え方の下、創設して誰一人取り残さないということに取り組んでおられますが、子ども一人たりとも朝食を提供されないという状況をつくってはいけないと思っています。

その認識の確認をもう一度お願いいたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 再質問にお答えいたします。

答弁でお答えいたしましたように、アンケート調査によりますと、こども園の幼児、それから小・中学生、かなりの割合というか、非常に高い割合で朝食を摂っているというような調査結果でございました。ただ、今後もそういった状況が続くように、これからも指導、啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 生まれた家庭によって、子どもの生育や育つ環境に差が出ないようにすること。特に、食べるということは生きるために最低限必要な基本的欲求なので、全ての子どもたちがこの欲求を満たすということは必須であると考えます。

そこで、朝食の摂取率についてお聞きしていきます。まず、アンケートによる結果だということでしたけれども、回答率をお聞きします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

答弁で申し上げたアンケート調査につきましては、本年6月に調査したものでございまして、このこども園については保護者の皆さんに調査しております。

これについて、対象者116名中96名の方に回答いただいたということで、回答率が82.8%でございます。小・中学生につきましては、児童・生徒にアンケートをしておりますので、100%というふうに認識をしております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 アンケートによるものだという事ですけども、ここではまず、アンケートの性質というものを捉えておく必要があると思います。というのは、アンケートは回答の真偽が見分けられないと言いますか、本当に事実に基づいて自分の真意で回答したかど

うかが、基本的には確認が難しいために、実情とは誤差が生じることがあるというアンケートの性質を捉えておく必要があると思います。特に、今回のアンケートのこども園では、20名の保護者の方が回答していないということにも注視するべきだと思います。

子どもの食に関しては、子どもの生命や人権に関わることでありますので、そのアンケートの誤差を埋めて、できるだけ実情に近づくように様々な角度からの実情の把握ということが必要だと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 アンケートの結果によりまして把握しているということでございますが、今回、保護者の皆さんの中で回答いただけなかった方もいるということで、この辺は町としても注視していく必要があるだろうというふうに考えております。

様々な機会を捉えまして、食の大切さ、朝食の重要性。保護者の方、それから子ども、両面から啓発活動取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 これは、町で子どもの教育や福祉の現場で子どもに関わっている方々からの子どもの朝食欠食という指摘があります。今、落ち着きがなくて集中力に欠くお子さんが増えているということでは、その要因は先天性のものから後天的なものもありますが、その中には朝食を食べてこないお子さんがいるということで、おなかがすけばいらいらするし、集中力もなくなるし、情緒が安定しなくなるということは、容易に想像できることだと思います。

これは、アンケート対象の保護者ではなくて、子どもの現場で最も子どもの近くにいる方々からの声です。真摯に子どもと向き合っているからこそ、そのような課題に気づいて、そして声を上げてくださって何とかしないといけないということで、声を上げてくださっております。アンケートでは捉え切れない現状のとても適切な貴重な御意見だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

朝食の摂取率と同時に、その内容についても非常に重要なことというふうに思っております。先ほども答弁で申し上げましたが、野菜を食べるですとか汁物を食べるといった、そういったバランスのいい食事の重要性についても、このアンケート結果からすると、まだまだそれぞれの家庭で不十分な御家庭もあるのかなという感じがいたします。

今後もそういった内容の面についても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

様々、今、町では取り組まれているということで理解いたしました。

学年が上がっていけば、子ども自らが作って食べるという行動も可能になるので、やはり子どもへの教育というところも非常に重要だと考えております。しかし、その対策を講じている今も、子どもの朝食欠食であったり、栄養の偏りというのは進行形であると思います。

家庭教育が基本だと言われていますが、家庭の形も多様化する現在において、西会津町

では官民一体となって、地域全体で子どもを育てるということに積極的に取り組まれていると思いますが、子どもの欠食をなくすことや、また栄養バランスのいい食事を提供するということも、そういう対策も必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議員おっしゃられたように、様々なライフスタイルがあって、様々な御家庭があるかというふうに思います。その中で、子どもたちの健やかな成長を促すためには、家庭だけではなくて、学校、地域、それから行政、様々な関係者が子どもたちの栄養状況、そういったことに、改善に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

学校の関係ですけれども、地域学校保健委員会といった子どもたちの成長ですとか、健康増進に取り組む、そういった学校、地域、家庭それから地域の関係者、こういった方々で組織します、そういった委員会もございまして、連携して取り組むような体制も取ります。その中で、先ほど言った朝食の重要性であったり、偏食であったり、そういった課題について、連携して同じ方向性を持って取り組んでいるということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 まず十分に現状を把握した上でですけれども、今、全国的に見ても、子どもの朝食の欠食であったり、孤食であったり、あと栄養の偏りというのは問題となっていて、そこで支援が必要な子どもに朝食を提供する朝食子ども食堂という形での取組が始まっています。

ただ、子ども食堂というのは貧困対策と捉えている方が多くて、子ども食堂という名前が差別や偏見を生んで、本当に支援が必要な子どもたちにそれが届かないということがないように配慮する必要があると思いますが、さっき地域、学校、そういう連携を取っているということでしたけれども、そういう地域の方々とともに官民一体となって親子が誰でも利用できる食の楽しさを体感する場所づくり、それも官民一体となって進めていくことが今必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

今質問にございました、子ども食堂につきましては、まだ町内ではそういった取組が始まっているというような認識はございません。まだそういった取組はないと思われます。町としましては、先ほども申し上げましたが、子ども、それから保護者両面に対して、食の大切さ、朝食の重要性、こういったものを指導していきたいというふうに考えております。

一例申し上げますが、子どもと親とが一緒に食を楽しむといったような取組としては、食のイメージアップ事業ということで町は取り組んでおりますが、料理家の本田ようーさんという方いらっしゃいますが、実際にこども園に来ていただいて、親子の前でライブキッチンをやっていただいて、そうしたじかに調理の楽しさ、食べることの楽しさ、親子で楽しんでもらうというようなこともやってございますので、そういった取組などもおして親子共々、食の大切さについて啓発していきたいと考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 子ども食堂という名前はちょっと使いませんが、その子どもの成長にとってもすごく効果的だなと思ったのは、先日若松の民間の団体が手がけている子ども食堂を見学してきました。初めは、子どもへの食の提供から始まった取組ですが、そこで支援を受けた子どもたちが大きくなって、今度は自分が支援を提供する側に立っているというところでは、食事を作ったり、あと、子どもたちの悩み事に相談に乗ったり、親子の様々な問題に対応している、そういう姿がありました。

子どものときに与えられた支援というのは、子どもの心と体をすごく育てているということがよく分かりました。その子ども食堂は、社会に貢献することであったり、何か人の役に立つことの大切さというのを体験をとおして学ぶ場所ともなっていました。

町においても、このような取組が子どもの成長にとって非常に必要な大切な取組であると思いますが、そのような観点からのお考えをお聞きいたします。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議員おっしゃられた、その子ども食堂については、貧困対策ということだけではなくて、様々な面から子どもの支援、それから子どもの成長助けるということで、理解いたしました。

ただし、町では子育て支援ということで先ほどからもありますとおり、様々な啓発支援行っていると認識しておりますので、そういった面で総合的に子育て支援対策取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 行政が主導となってやるという考えではなくて、いろいろと子ども食堂を見ると、民間の方々が手がけておられて、それで行政も協力していくという形が、今は主だだと思います。

そういった場合の行政の役割というか、関わりはどのように考えられるか教えてください。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 会津若松での事例ということで述べられましたが、町内でそういった、どちらかという民間主導と言いますか、そういった活動があれば、そういう実態を把握しながら、もし支援が必要であるとすれば、その辺は検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ、官民一体となって進めていけたらいいなと思って、この質問を終わります。

次に、子ども課創設についてお聞きしていきます。

答弁では、今のところ支障なく取り組んでいるので、子どもに特化した課の創設は考えていないということでした。私は、子どもに特化した子ども課創設を提案する立場で質問させていただきます。

まず1つには、教育委員会の中に、子どもに特化した子ども課を設置して、こども園も小・中学校と同じ教育委員会の管轄にすることを提案します。

その理由は、こども園、小・中学校が一体となって、保育・教育の質の向上を図るため

です。今、こども園と小・中学校連携を図っているということでしたけれども、違う課で課を超えて連携を図るよりも、同じ課の中で連携を図ったほうが、よりスムーズで、また強い連携が図れるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 提案という形で、お話がありましたけれども、子育ては町は挙げて取り組まないといけないことだというふうに考えております。そんなことから、それぞれ今、福祉介護課、あるいは教育委員会、そして健康増進課というようなそれぞれの立場で子育て支援をしておりますけれども、この建物の中に全ての課が入っているわけでありますから、十分な連携が、私は取れてるというふうに思っております。

また、こども園には幼児教育、保育アドバイザーを設置しておりますし、また学校教育の関係ではアドバイザーそれぞれ、これはほかの町村ではそういうアドバイザー制度実施しているかどうか分かりませんが、私はそういう意味では非常に西会津町の子育てというのは、ほかの町村に比べてかなり充実した取組をしているというような、そういう認識をしております。

いずれにしても、今現在の子育てに関して、それぞれ連携した中で支障があれば、これは検討しないといけないかもしれませんが、今現在においては、そこまでの必要性は私は感じておりませんし、さらにしっかりした連携を取りながら、この少子化時代に向けて子育て支援をしっかり取り組んでいきたいなど、そのように思っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の体制の中で頑張っているということは、よく分かります。

じゃ、なぜこども園を西会津福祉会よりも教育委員会の管轄にしたほうがいいのかということで、ちょっと考えてみたいと思うんですけども。

高齢者まで幅広く担当する福祉介護課以上に、小・中学校との連携を一番考えるべきだと思います。例えば、1つ例に挙げますと、こども園は西会津福祉会の管轄ですので、高齢者のヒヤリハットであったり、事故報告書であったり、駆除感染症情報など、こども園にも回覧として情報が提供されてる。しかし、こども園が本当に必要なのは、福祉会からくる高齢者の情報以上に、小・中学校からの情報であると思います。現場で働く方々は、そのように思われているのではないのでしょうか。

教育委員会に所属して、その都度情報を提供するほうが、こども園にとってもメリットが大きいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 こども園の所管するところはどこがいいかということで、過去にこれまで教育委員会とそれから福祉介護課の中でいろいろな協議をした経過がございます。その中で、やっぱり子どもの教育については、やっぱり教育委員会が所管すべきだというような、そういう結論に至って現在になってるわけでありますけれども、そのためにより子育て、特にこども園から小学校にスムーズに移行できるようなことを考えたときに、やっぱり幼・保・小の保育アドバイザーを設置というようなことで進めているわけでありまして、どちらがいいかというような、これね、なかなか難しいところでありまして、それを一緒にしたらというようなことでありますけれども、今現在ではそういうところまで考えなくても、

今現在でしっかり対応をしているというようなことにしたいというふうに思っておりますし、これから本当に少子化の時代に入っているわけでありますから、そういう中でこれからさらに検討すべきことでもあるのかなとは思いますが、

今、いろいろな町やいろいろな家庭がありまして、担当課あるいは関係課だけじゃなくて、町全体の課題だというようなことで、例えばですね、移住・定住については、全ての関係課が集まって事業連携推進会議という組織を町内に設置をして、そこで検討してお互いの情報交換を密にしながら、その事業のより効果的な推進を図っているというようなことでありますから、この子育て支援についても関係する課が一つになって、そういう組織を通じて西会津町の子育て支援を考えていくような方向もこれから検討していきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、西会津町の子育てが、近隣の町村あるいは他の町村からすばらしい取組だというようなことで、どんどん町外から移住できるような、そういう子育て支援をしっかりやっていきたいと、そんなふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この子どもに特化した子ども課設置ということが、私だけの意見ではなくて現場で働く方々であったり、保護者であったり、関係する方々にも御意見をお聞きしましたけれども、私が聞いた方々は、皆さん、やはり子どもに特化した子ども課が必要だと、そのように言われておりましたので、ぜひ皆さんの声も聞いて進めていただきたいと思います。

そこで、会津坂下町と会津美里町は子ども課があります。先日、見学に行かせていただきましたので、ちょっとその取組を紹介させていただきます。

会津坂下町は、教育委員会の中に子ども課が設置されています。平成26年4月に設置されました。創設に至った経緯は、町の学校教育基本方針として、幼・小・中の一貫教育を目指し、これらを一つの学園として捉えた構想を掲げていたそうですが、1つの学園構想に基本的な生活習慣を身につける保育所も加わる必要があると、町議会定例会での一般質問でただされたことがきっかけであったということでした。

現在、子ども課は就学前から中学生までの教育と福祉を管轄している。母子保健と障害児福祉は、現在生活課が所管されているということでした。評価としては、教育委員会の中に子ども課を設置したことによって、子どもに関する窓口が一体化され連携が強化した、町民が利用しやすくなったと、そのように評価されています。このようにも言われていました。支援が必要な親子が増加している現在、課題も多様化し、また迅速な対応が必要な事案も増加している。そのため、教育と福祉が同じ管轄で取り組むことが必須だということで、令和6年4月からは子ども家庭センターを設置して、現在生活課管轄となっている母子保健も加える計画だということです。障害児福祉については、生涯に渡って支援する必要性やヤングケアラーの問題があるため、生活課の管轄を継続するが、同じフロアで2課を構えて連携の強化を図っていくということでした。

会津美里町です。ここも、子ども教育課、子ども教育係が設置されています。こども園から中学校を所管しています。そのほかに児童館、児童クラブ、子育て支援なども担当していますが、美里町も様々な問題を抱える親子が増えてきているために、今後役場の課の

再編を予定しているようですが、子ども課、子ども教育課の業務内容を見直していくということでした。

この2つの自治体の取組、考え方については、どのように考えるかお聞きいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 会津美里町と会津坂下町のお話がありましたけれども、それぞれの町村が、それぞれ判断をされて、そういう体制を取っているということでもあります。そのことについて、町として具体的に調査したわけではありませんので、そのことについてコメントはできませんので。

ただ、西会津町として、西会津町の子育てとして、今のやり方でいいかどうかということの検討は、それはしないといけないと思っています。今、そういうアドバイザーを設置しておりますけれども、この幼・保・小の保育アドバイザーなんかは、教育委員会の所管になっているわけですね。

ですから、私はそういう意味では、非常に連携が取れてるというふうに思っておりますし、会津美里も坂下も今はいい面だけが出てきましたけれども、じゃ実際にやる、なんて言いますかね、評価した場合にどういう反省点があるのかという部分は分かりませんよ。そんなことで、それぞれの町村の判断でありますから、西会津町は西会津町の子育てをしっかりと、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。提案としては、お聞きしておきます。

(「発言する者あり」)

○町長 大変失礼しました。幼児教育・保育アドバイザーについては教育委員会と申し上げましたが、福祉介護課。それから、学校教育アドバイザーは教育委員会の所管ということになります。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それぞれの町の課題ということで、今お話しありましたので、ちなみに会津坂下町でお話を聞いたときに、課題として上げていることを申し上げますと、母子保健の業務が保健師のいる生活課に残っているため、連携はしているもの子どもに関わる領域の業務が一体化しておらず、情報共有や相談対応等が必ずしも円滑に行われているとは言いがたいという課題に対しては、来年度4月子ども家庭に母子保健のほうも加わるという計画だそうです。

障害児福祉などは、これは生活課に残ったままですけれども、これに対しては先ほどお話ししましたように、生涯に渡って支援が必要な場合があるので、これは生活課の管轄を継続するというものであります。

じゃなぜ、子ども課を創設して、子どもに関しての施策の一体化が必要かということですが、今、西会津町は先進的なICT教育を進めていて、全国的にも注目されているところです。とても重要な教育の一環であると思っておりますが、デジタルは手段であって目的ではないと言われております。

では、西会津町における教育の目的とは何かというところで、西会津町教育振興基本計画の中で示されている基本理念の1番目。これ令和2年度から令和4年度版だと、社会に貢献する自立した人間の育成、これが第1番目に掲げられております。ちょっと要約す

ると、全ての子どもたちが自立し、個人として豊かな人生を送るためには生きる力を育むということが示されており、すごく、非常に大切なことが示されていると思っています。私も生きる力を育むということであったり、自立を促すということは、教育の本質であると考えています。

しかし、新しい令和5年から令和7年度版のこの計画、この箇所が、学びの変革による資質、能力の育成と変更されていますが、これの意図をお聞かせください。

○議長 上野恵美子君、今の質問は子ども課の創設についてでございますので、教育委員会のそういう質問ではないと思うんですが。

(「発言する者あり」)

○議長 関連というのではないんですけども。

これは、直接、通告のあれとは関係ございませんので、もう一度戻していただいて、再質問していただきたいと思います。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ちょっとその部分、すごくお聞きしたかったところではありますが、答弁できないということでしたので。

私は、生きる力であったり、あと自立を促すということは、教育の本質であると考えていますし、教育が目指すところは生きる力を育むということ。そして、福祉はそのために適切な環境を用意すること、条件を整えるということだと思っているので、教育と福祉、これは一体だと考えます。なので、子ども課を設置して、子どもの教育と福祉とこれを一体的に取り組むということをご提案しています。

会津坂下町も会津美里町も教育委員会の中に子ども課を設置して、子どもの生育にとって福祉と教育が一体となって、子どもに真摯に向き合うことが必要であるということに気づいています。特に様々な課題を抱えている親子が増えている現代にあっては、その必要性はますます高まっていると言われていました。その中で、そういうところに直面して、教育の本質は何かということをお考えたのだと思います。そこで、しっかりと子どもに向き合うためには、子どもに特化した課が必要だと捉えたと思います。今までの従前に固執せず、時代の変化に合わせて柔軟に対応する姿勢であったり、何が本当に大切なのかという姿勢を学ばせていただきました。子どもの年齢で区切ることなく、こども園、小学校、中学校一つと考えて、教育と福祉が一体となって子どもに向き合うことの必要性に気がつけば、おのずと子どもに特化した子ども課の創設が必要であるということに気がつく、答えが出るのではないかと思います。いろいろ現状を把握した上で、いろいろな人たちの意見なども聞いて、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に意見をお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 子ども課の設置について、何人の方からそういうお話があったんだかわかりませんが、先ほど健康増進課のアンケートの話があって、回答率の話がありました。これが、いわゆる子育てをされている皆さんの何て言うのかね。皆さんは、要望は、ほとんどの方からそういう要望が出ているんだしたら、ちょっと検討の余地があると思いますけれども、ただほかの町村のいいところだけ、お話をいただきましたけれども、4番議員の考え方は分か

りました。分かりましたけども、それを実際に西会津町の中で、どういうふうに対応したらいいのかというのは、これから検討はいたしますけれども、今の段階では、先ほども申し上げておりますけれども、今の段階では、私は不都合はないということで考えておりますので。

ただ、先ほども申し上げた、やっぱり連携する全ての課、これは町挙げてということで、これから子育てをしっかりとやっていかないといけませんので、そういう意味では関係する課だけじゃなくて、町全体として子育てについての推進会議と言いますか、そういう組織の中でこれから検討してまいりたいと思います。

しかし、今いろいろお話をいただいた中で、本当にその必要性があるのかどうか、それらも含めて、今後も子育てについては、とにかく子育て、今少子化がどんどん進んで、西会津町の生まれる子どもの数というのは、20人そこそこ、そんな状況でありますから、出産から、その前の結婚からということになるわけでありますから、そこから全ての関係する課が一緒になって、西会津町のいわゆる子育てを考えていきたいということで、そのことについては指示をしておりますので、いろいろお話をいただいたことは参考にさせていただきますけれども、今時点で子ども課をすぐ設置するというようなそういう考えはございませんので、いろいろお話いただいたことは参考にさせていただきます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ現場に入って、町民の方々の中に入って、現状の課題等々、きっと把握されていない部分もあると思いますので、まずそこから把握していただいて、今後の対策を考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 それでは、休議といたします。再開は午後1時です。

○議長 再開します。(13時00分)

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 5番、小林雅弘でございます。

私は、令和5年5月30日に閣議決定をされた熱中症対策実行計画などを基に、熱中症対策について質問をいたします。

1つ、地球温暖化の結果、極端な高温が増加すると予測されています。今年の7月は過去最も気温が高かったと報告されています。また、福島県でも8月の平均気温が30の観測地点中29か所で、観測史上最高になったと報道されています。気象庁は6月から8月の気温が、過去125年間で最も暑かったと発表しています。福島県内の今年熱中症で搬送された方は、9月3日現在で累計1,708人となり、2008年の統計開始以降で最多を記録しています。私たちの生活でも熱中症対策が必要となっています。このような状況の下、地球温暖化対策として、町はどのような取組を進めようと考えているのでしょうか。

2つ、次に、町の熱中症対策について伺います。

1つ、まず、令和4年の6月議会でもエアコン設置への補助を求めたところですが、町からは制度として実施に移すにはまだ問題があるとして、検討するとの回答でした。あれから1年、過去最多の猛暑日を記録した今年の状況を見ても、また閣議決定をされた熱中

症対策実行計画の中でも、エアコンの利用が重要である旨指摘されていることから、昨年以上に住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入への助成制度が必要であり、つくるべきと考えますが、どうでしょうか。

2つ、「熱中症対策実行計画」の中でも、「断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る」とされ、断熱リフォームの推進が述べられています。断熱で光熱費が40%節約されるとも言われています。断熱工事に補助をする必要があると考えますが、どうでしょうか。これについては、経済対策としても必要だと考えております。

3つ、政府の経済対策が招いた円安により、物価が上がり続けています。ガソリンも180円台となり、電気代もどこまで上がるか不安になります。最近の猛暑は、自然災害とも言うべきものです。熱中症の死亡者のうち、8割以上が65歳以上の高齢者であり、発生場所については屋内が約5割を占め、屋内での死亡者のうち9割はエアコンを使用していないか、エアコンを持っていなかったことが報告されています。そこで、エアコンを所有している高齢者について、少しでも電気代の心配なくエアコンを使えるように、冬の福祉灯油と同様に夏の福祉電気を実現してはいかがでしょうか。

4番、同じく閣議決定された「熱中症対策実行計画」でも活用をうたっている、極端な高温時に暑さを避けるための場所、「指定暑熱避難施設」。これはいわゆるクーリングシェルターでございます。これを町でも設置する必要があるのではないのでしょうか。行政の各施設や各集落の集会所、駅、よりっせ、ぶらっとなど、土日を含め活用することが必要であります。また、公園などにミスト設置なども効果的だと思います。クーリングシェルターなどでは長時間滞在できるように、テレビ、ウォーターサーバー、畳、塩あめなどを常備することも大切だと思います。この提案は、場所の確保などを必要とするため、あえて来年に向けて今提案をいたします。

以上、質問といたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 5番、小林雅弘議員の熱中症対策についての御質問のうち、地球温暖化対策の町の取組と断熱工事に対する補助について、お答えいたします。

初めに、地球温暖化対策については、近年急激に地球規模で気温が上昇しており、今後ますます地球温暖化が進行した場合、気候変動による熱波や豪雨など、異常気象の頻度と強度が増し、熱中症などへの健康被害へのリスクや食料である農林水産物への影響、自然災害による被害の激甚化などが懸念されております。このため、地球温暖化対策は世界規模で取り組まなければならない課題として、SDGsいわゆる持続可能な開発目標において、国際社会共通の目標として取り組まれております。

このようなことから、国・県では、「2050年度までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、2030年度において国では温室効果ガスを46%削減、県では50%削減、2050年度にはそれぞれ実質排出をゼロにすることを目標として、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しております。

町といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、西会津町地球温暖

化対策実行計画の事務事業編及び区域施策編を策定し、両計画において 2030 年度までに温室効果ガスを 40%削減する目標を掲げ、町・町内事業所・町民のそれぞれが温室効果ガスの排出削減に向け取り組んでおります。

具体的には、一つ目に再生可能エネルギーの導入利用促進として、太陽光発電や蓄電池設備、バイオマス燃料の普及のための補助、公共施設への木質バイオマスの導入、二つ目に省エネルギーの推進として、照明のLED化やハイブリッドなど次世代自動車の導入、クールビズ・ウォームビズの実践・普及に取り組んでおります。さらに、三つ目に低炭素型まちづくりの推進として、二酸化炭素の吸収源となる森林資源の保全・更新・活用。四つ目に循環型社会の推進として、ごみの減量化・資源化に向けた、エコバックの普及やごみの分別収集の細分化によるリサイクルの推進。五つ目に多様な人々が取り組む環境づくりとして、民間団体などのごみ拾いや集団回収などを通じた環境や資源に関する意識の醸成に努めております。

今後は、SDGs の取組にもある省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーなどの最大限の活用、資源のリサイクルの促進、個人や家庭におけるライフスタイルの変革など、あらゆる分野や地域ぐるみの活動を広げながら、脱炭素社会を目指し、取組を推進してまいります。

次に、建物の断熱工事に対する補助についてであります。議員御指摘のとおり、本年 5 月に閣議決定された「熱中症対策実行計画」においては、基準を満たした省エネルギー住宅の普及拡大と併せて、断熱リフォームの推進などを通じ、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図ることとしております。

町といたしましては、熱中症対策として断熱工事に対する補助は、現在のところ考えておりませんが、遮光カーテンやすだれ、グリーンカーテンなどにより、室内への日差しを遮ることや、打ち水などにより建物内外の温度を抑える効果が見込まれることから、まずはこの容易に取り組める対策と併せて、扇風機やエアコンの適正使用、さらに水分・塩分などの補給、気象情報により外出や作業を控えるなどの基本的な熱中症予防対策に努めていただくことを広く周知してまいります。

なお、断熱工事などの省エネルギー住宅への補助制度については、地球温暖化対策として脱炭素社会の実現に向けた施策の中で、国・県の制度を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5 番、小林雅弘議員の熱中症対策についての御質問のうち、エアコンの購入と夏場の電気代に対する助成について、お答えいたします。

初めに、住民税非課税高齢者世帯のエアコン購入に対する助成制度についてであります。議員おただしの本年 5 月の 30 日に閣議決定された国の熱中症対策実行計画では、暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなるなど、自覚がないまま熱中症にかかる可能性が高い高齢者等に対しては、エアコンの使用だけでなく家族や周囲の方々による見守りや声がけが重要とされています。

町では積雪期と同様に暑い時期など、年間をとおして周囲の方々や地域の関係者等の共助による見守り等体制の確保に努めております。エアコン購入に対する助成につきまして

は、低所得世帯に対する国のセーフティーネットとの整合や公平性を考慮するとともに、近隣自治体等での取組状況を注視し、関係機関が行う貸付制度が利用できないかも含め、検討を継続してまいりますので、御理解願います。

次に、夏場の電気代の助成についてのおたただしであります。喜多方地方広域市町村圏組合西会津消防署への聞き取り調査の結果、今年の夏、町内において熱中症等の疑いで緊急搬送された方については、エアコンの使用は適切であったが、十分な水分等の補給や暑い時間帯の屋外作業を見合わせるなど、基本的な熱中症対策が十分でなかったことによるものが多いとのことです。電気代につきましては、国が今年の1月使用分から料金の抑制対策を実施しており、本対策が10月以降も当面継続される見込みであることから、町独自の夏場の電気代助成の実施については、今後も国の動向を注視してまいりますので、御理解願います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 5番、小林雅弘議員の熱中症対策についての御質問のうち、「指定暑熱避難施設」や「ミスト噴霧器」の設置についての御質問にお答えいたします。

先日気象庁から、今年6月から8月のこの夏の天候についての発表があり、日本の平均気温が統計開始以降、125年間で最も高くなったことが報告されました。本町においても、この夏は連日厳しい暑さが続き、8月1か月間を見ても全ての日で最高気温が30度を超え、35度を超える猛暑日も10日間観測されるなど、記録的な暑さとなりました。

こうした中、町では熱中症予防対策として、防災行政無線による注意喚起や全戸へのチラシ配付、各種健康教室などでの熱中症予防の啓発に取り組んだところです。

今後も本年と同様、またそれ以上の暑さを想定し、関係機関と連携しながら、総合的な熱中症対策に取り組んでいく必要があると認識しているところであります。

さて、おただしの指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの設置についてであります。既に県内でも幾つかの自治体で公共施設などをクーリングシェルターに指定している事例が見られます。そうした例も参考にしながら、本町において、クーリングシェルターやミスト噴霧器がどのような施設での設置が可能なのか、その必要性と効果を見極めながら、運用方法を含め広く検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、質問に準じて再質問をさせていただきます。

まず、この町の地球温暖化対策の取組なんです。確かに町の西会津町地球温暖化対策実行計画、それから同様に西会津町地域まるごと省エネ計画ですか、これが設定されております。

これなんです。中に細かく目標が書いてあるんですが、例えば西会津町まるごと省エネ計画の中で、これは令和3年3月に決められたものです。第3章、温室効果ガス削減抑制のための取組ということで、第1節基本目標、再生可能エネルギーの導入、利用促進の中で、太陽光発電等の普及促進。これについては、現状が2019年12件なんだけれども、目標2030年度34件というような目標があります。

二つ目が、バイオマス等の活用の推進というところで、現状2019年9件だったものを、

目標 2030 年 31 件というふうな目標となっております。

さらに、基本目標の 4 番では、循環型社会の推進というところで、1 人当たりの年間ごみの排出量が、現状 2019 年 234.1 キロであったものを、目標 2030 年度 210.6 キロ。そういう目標が掲げられております。

町では、今 2022 年まででどのくらいこの目標が達成されたのか、お伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

町が行っております再生可能エネルギー設備等設置事業によりまして、先ほど議員がおっしゃられました太陽光発電等の普及促進やバイオマス等の活用推進を行っております。

毎年、バイオマス燃料ストーブですとか、太陽光発電の導入を行っているところでございまして、各年度ごとに数字につきましては、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。ただ、こういった補助があることで、町内でのそういった設備や機器の導入が徐々にではありますが、図られていると。新築の住宅が主なものでございますけれども、そういった事業が活用されているということで御理解いただきたいと思います。

また、ごみの減量化につきましても、数字、今現在持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えますが、各家庭から出るごみの排出量、1 人当たりの排出量についても、やはり年々地球環境に優しい生活が、徐々にではありますが、町民の皆さん実践していただいたり、またごみの分別について非常に細かく御協力をいただいております。

それによって、燃やすごみとリサイクルするごみ、また不燃として埋め立てるような最終処分を少なくちゃいけないようなごみということで、細かく分別をいただいている結果、ここで言うごみの排出量というのは、徐々にリサイクルのほうに、排出されるごみがシフトすることで、少なくなっているというふうな認識でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、もう一つ質問をさせていただきます。

令和 3 年 10 月 22 日ですか、閣議決定された地球温暖化対策計画の中で、これ 87 ページ開くと分かるんですが。この地域のそのやった結果、これを定期的な実施状況の点検評価を行い、その結果を毎年 1 回公表するとされていますけれども、この町では公表しているのかどうかお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

議員がおただしの取組の状況でございまして、間違いなく町内でも様々な取組を、先ほど答弁でも申し上げました取組を実施しているところでございます。なお、その数値ですとか集計について公表できる数字として、町として公表は今のところしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 これ公表しなくてもいいんですか。どうなんでしょう。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、御質問にお答えいたします。

その数値の公表につきましては、単独の地方自治体として公表しなければならないというものではないと認識して、結果として公表していないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ちょっとその辺が私の認識とずれてるんで、それはそれで仕方がないのかなと思います。

地球温暖化対策計画ですね、閣議決定された。この中で、地方公共団体の率先的取組と国による促進、これの④の中で、計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続、これはあくまで地方公共団体です。定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年1回公表すると書いてあります。その次に、点検・評価結果の公表に当たっては云々と書いてあるんです、可能な限り詳細に公表する。

これ、県では、町はやんなくていいなんて話は書いていないと思うんですが、私の認識が違うんでしょうか。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、お答えいたします。

先ほど、町が策定いたしました地球温暖化対策実行計画。これ事務事業編と地域施策編があるわけなんです、この計画を策定する際にも細かな数字というのは、実は各自治体ではなかなか推計が難しいということで、各国が示した数値を市町村の規模に応じた案分を行った上で、目標の数値が定められているところでございます。

議員が御指摘の公表に当たっては、各自治体ごとに細かくその温暖化対策についての数字を取りまとめなくてはいけないといったところで、なかなか難しい点が多数ございますので、毎年の数値というのは公表、今のところ、町のほうでは実施してないということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　失礼いたしました。5番です。

この問題、本質的な問題ではありませんので、これ以上突っ込んだ質問はいたしません、そうなのかなと。やはりどこまでいったか、これは把握しないといけないんじゃないかなと。

例えば、西会津町地球温暖化対策実行計画事務事業編の、これ2018年2月に定めたものなんです、温室効果ガスの削減目標で2020年度の温室効果ガス排出量を基準年2016年度比11.4%削減という具体的な目標になってますよね。これについては、去年までのことですから、どこまでいったのか、いかないのかぐらいは、やはりしっかりと把握して公表すべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、地球温暖化対策実行計画の事務事業編の御質問について、お答えいたします。

事務事業編につきましては、各自治体が行っております行政事務の中で排出されるものですとか、使用するエネルギーだとか、そういったものを集計したものでございます。こ

れについては、先ほど区域施策編とは全く集計の取り方が違いますので、こちらについては自治体が業務の中で排出されるというものを集約いたしまして、数値を取りまとめるということも可能でございますので、議員の御指摘の数値の取りまとめ、非常に細かく公用車の燃料ですとか、各公共施設の電気代だとか、使っている紙の量ですとか、そういったものを細かく洗い出していかなくてはいけないといったところで、計画にある数値目標に向けて、どういうふうな現状なのかといったところは、今後確認をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 あまり長々とあれなんです。確かにいろいろな施策、具体的な取組といったところで、例えば公用車の低燃費車への切替えとか、いろいろ…ます。ですから、やはりこれも、2020年度までの結果ですから、もう出てもおかしくないし、もう出せる見通しがつくものと、やはり考えなきゃいけないんじゃないですかね。

この件については本質的じゃないんで、ここではこのぐらいにしておきます。

次に、もう質問に移らせていただきます。

次に、熱中症対策でエアコンの設置への補助。これを求めるということで、昨年の6月議会でも、エアコンの設置について質問をしたところでございます。そこでは検討するという回答がありましたけど、どのように検討されたのか具体的にお示しいただきたい。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 小林議員のエアコンの昨年の議会での答弁以降、検討するという内容だったけれども、その検討の内容がどういうものだったのかということに、お答えいたします。

まず、町で検討しました内容につきましては、近隣自治体、県内ですね。どのような状況で取組の状況が広がっているのかということ調査をさせていただきました。その中では、昨年の段階では喜多方市、天栄村、西郷村、相馬市、4自治体がエアコンの助成については実施しておりました。ただ、その実施の時期につきましては、相馬市などは平成30年くらいからやっておりましたので、この現在の温暖化というか、気象の変化に応じて事業を立ち上げたというような、全てがそういう状況ではないという理解をしております。

そして、令和5年度、今年を考えてみますと、やはり県内では今申し上げた4自体のみということで、こちらのほうでは理解しているところです。

また、本来であれば、エアコンの使用の状況、あるいは設置の状況について、町民の方にアンケート等の調査を取ることも必要だったのかもしれませんが、現在のところ、そういったアンケートについては着手しておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 着手してないということですが、ぜひやっぱり着手すべきではないかというふうに思います。本当に今年暑かったんですよ。奥川のある知り合いの方も、今までエアコン要らなかったと、弥平四郎の方も今まで要らなかったんだけど、今年はつらいというような意見もございました。何人かからそういう話聞いております。ぜひ、やはり調査していただきたい。

その中で、高齢者に対してはエアコンの使用だけじゃなく、家族や周囲の方々による見守りや声かけが重要とされていますと答弁で書いてあったんですけど、これはエアコンの使用について聞いてるんでね、あまり余計なことかなと、まず思います。論理のすり替えに近いような、近いですよ、すり替えだとは言ってません。近いようなことだと思います。ですので、こういうのはちょっといかがなものかと思います。

あと、今幾つか出されたんですが、1つ抜けてます。白河市です。高齢者にやさしい住まいづくり助成事業というのがあります。これお調べになっていただきたいと思います。助成額上限3万円というところがございます。あとはおっしゃるとおりでございます。

先ほど、町長からの答弁にもあったように、周りがどうのこうのではなくて、この町の姿勢として必要か必要でないか、そういう観点からのやはり判断、これが求められるのではないかと。私、先ほど4番議員の質問に対する答弁の中で、間違ったら、誤解があったらお許しいただきたいと思いますが、そういうように、とにかく周りではなくて、自分たちで必要だったらばということで判断をしていくんだ、すばらしい答弁だなと思っていたところでございますので、ぜひこの件につきましても、エアコン設置、町の高齢者の皆さんの状況、これを見てどうするんだというところを御検討いただきたい。そして、ぜひ来年の6月までには、どうするんだというのをやはりもう1回御検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 小林議員の御質問に、お答えいたします。

まず、議員のお話にありました声かけ、そういった部分につきましては、私答弁の中で申し上げたとおり、国で定める実行計画の中にエアコンの使用と併せて声かけ、見守りが重要であるというようなことがうたわれておりますので、そういった意味で重要であるということでお答えをさせていただきました。

今ほどございました、来年に向けてどうかということでもありますけれども、答弁の中でも申し上げました国が実施するセーフティーネット、これは生活保護制度のことでございます。生活保護制度の中でありましても、基本的には月々支給される保護費を工面して、それでエアコンについては、まずは買うべきだ、そういう努力をするべきだ、というような指導がなされているということです。それによりがたい場合には、県の社会福祉協議会等で実施している生活福祉資金からの貸付を受けて、それで対応すべき。

ただし、こういう貸付金を、生活保護を受けていらっしゃる方が仮に受けた場合には、それを収入認定されてしまって、通常毎月支給される生活扶助費が削減されてしまうというようなことがあるわけなんですけれども。しかしエアコン等については、特例として生活扶助費については削減しないという決まりがあるということです。なので、そういった部分をまずは活用すべきだと。

ただ、特別な事情がある保護世帯については。どういう世帯かと言えば、生活保護が開始されて間もなく、そういった生活費を工面してエアコンを購入できるだけの資金を工面できないような世帯、あるいは急に引っ越さなくてはいけないようになった世帯、あるいはいろいろな事情によって住まいを変えなくてはいけないような世帯。そういった部分については、特別に生活保護費の中でエアコンの購入を6万2,000円だったと思います

けれども、そういった金額の範囲内で対応をすることは可能である。ただ、大変厳しい基準があるということはお聞きしておりますので、まずは本当に最低限の生活をしていらっしゃる皆様、そういったルールに基づいて対応しておりますので、そこよりは少し上、表現ちょっとあれなんですけれども、そういった世帯の方につきましても、まずは自分たちの努力で対応していただくように考えていただきたいと思います。と思っています。

ただ、申し上げたいのは、だからと言ってやらない、検討しないということではなくて、何て表現したらいいんですかね、トレードオフの関係というんですかね。一得一失、こっちをやればこっちはいい、こっちをやればこっちはやらなくていい。なので、例えば貸付制度のほうを利用すればいいのではないですかと町が勧める、一方ではありますけれども、しっかりそういった制度をつくっていかなくてはならないのかということ、検討はさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 長々と聞いてもないことにお答えいただきまして、誠にありがとうございます。

私、生活保護の件については一言も言ってないですよ。言いたいことは分かります。でも、私が言ってるのは、高齢者世帯に対して優しい政治ができないのかどうかを問うてるんですよ。ほかの自治体、確かに比較するなということはあるんですけど、いいじゃないですか白河市なんか。「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」ですよ。喜多方も何て言いますか、「高齢者にやさしい住まいエアコン設置事業」ですよ。こういう考え方に立ってはいかがでしょうかと申し上げております。御理解いただきたいと思います。

次に、来年の6月に向けて、ぜひ御検討いただきたいと思いますというふうに思います。

次は、夏の福祉電気ですね。これも町側の去年の6月議会の猛暑対策での答弁ございました。その中で、こういう一節がございます。「またどうしてもエアコンをつけることで電気料金がかさむといったことから、節電に努めている御家庭もある」というふうに回答されております。そうなんです。電気代がどのぐらいかかるか、今年電気代高いですから、私でも心配になってます。そういう御家庭に対して、福祉灯油はやっても福祉電気はやらないんでしょうかという、やはりやっていただきたい。そういうふうに思って提案をさせていただきましたが、その気持ちはいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 小林議員の御質問にお答えいたします。

答弁にもありましたとおり、電気代の高騰に対する支援につきましては、まず1月の使用分から国がおよそ1キロワットアワー当たり7円の支援策を実施しております。これが9月分に至っては、3.5円に下がるということですが、また10月以降詳しい制度設計はまだ公表はされておりませんが、継続されるという見込みですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 熱中症対策実行計画の中で、こんな一節もございます。

「地方公共団体の基本的役割、市町村は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策

を推進するよう努める」という一節もございます。

やはり、先ほど町長がおっしゃったとおり、自分たちが必要があるという判断をした場合は、やはり独自にでもやっていただきたいと、そういうふうに思います。

この福祉電気という考え方、この間私が思いついたんであまりほかの自治体でやってる状況はないと思います。ただ、今後も恐らくそれに対する助成をする自治体生まれてくると思います。そのときにやはり、率先して町民のためにやるんだ、この姿勢、私は見せていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

さて、指定暑熱避難施設。これは去年の1月ですかね、国が募集してるんですよ。そこに幾つかの自治体が手を挙げて、私たち参加しますという感じで手を挙げてるんです。ただ、そんなに大きな補助金というのはなくて、そこで担当してくださる方のアルバイト代とか、そういう人件費。それから、中で、例えばミネラルウォーターとかウォーターサーバーとか、そういう消耗品費を負担するというような制度だったみたいなんです。

そこで、それに応募したのが、これ全部かどうかちょっと分からないですが、山形の南陽市ですね。それから埼玉県熊谷市、これ「まちなかオアシス」というんだそうです。防府市では「涼み処」、宮城県名取市では熱中症警戒アラームが出されたときに設置する。だから、ほかほとんどそうなんですけども、郡山市では公民館など50施設をクーリングシェルターとして開放する、いわきでは新たに商業施設など27か所、福島市でも沙学習センターなど58か所、つまりやりやすいところから、まず始めているということです。

本当に暑いときに、高齢者の方々、高齢者だけじゃなくて町を歩いていけば皆さんお分かりだと思います。私なんか、町を歩いてまして帽子がないと、もう直接熱が伝わって本当に目まいを起こすぐらいです。その中で、そういう暑さの中でという意味で言っています。暑さの中で、やはり涼みどころ、お休みどころ、そしてエアコンがない御家庭でその暑さに耐えている皆さんが避難をする場所、そういう場所をやはり用意するのが、町としてやさしい政治ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 お答えいたします。

この指定暑熱避難施設については、議員の質問の中にもありましたように、熱中症対策実行計画の中に位置づけられております。これについては、法律でも気候変動適応法の中に今年位置づけられたということで、町といたしましても検討していきたいということでございます。

ただし、県内でも今議員おっしゃられたとおり、福島市、郡山市、いわき市など、今のところ都市部が多いようでございます。西会津町でどのような施設が必要なのか、効果的なのか、その辺も十分に検討して、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今課長がおっしゃられたとおりだと思います。この町にどんなものがいいのか、これはやはりよく検討していただきたい。そして本当に必要なものを設置する、それが必要だと、私も思っております。

ぜひ来年6月、もう6月から暑くなりますので、ほかの町に先んじて、あるいはこの町

たいしたもんだと私は言われたと思います。設置していただけるよう、期待を込めて、この今回の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 小林議員、先ほど答弁がございましたので。

町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、先ほど小林議員の西会津町地球まるごと省エネ計画、地球温暖化対策実行計画の御質問の中で、町が目標としております1人当たりの年間ごみの排出量の現状値について、数値がまとまりましたので御報告いたしますのと、併せまして、太陽光発電等の普及促進の現状値、またバイオマス等活用の推進のエネルギーの導入件数などについても、お答えさせていただきたいと思います。

まず私からは、ごみの減量化、資源化促進のために取り組んでおります、ごみの排出量の減量化なわけなんです。先ほど現状値のその2019年度では234.1キログラム、令和4年度の喜多方広域市町村圏組合で処理いたしました1人当たりのごみの総排出量が、242.3キログラム。先ほど、私答弁の中で、私としては取扱い量が減少しておりましたので、それで全体的に1人当たりの排出量も減ってきているものなのかなと認識していたんですが、実際人口減少などがあって、今現在1人当たりで積算いたしますと8.2キログラムの増となっております。この増えた要因につきましては、細かく分析をしてこれからのごみの減量化対策に役立ててまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 企画情報課、私のほうからは再生可能エネルギー設備等の設置事業補助金の実績につきまして、答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの御質問で、まず太陽光の発電の部分につきましては、2019年12件の現状値でございましたが、3年経ちましてプラス3件というのが補助の実績でございます。同じく、バイオマス燃料ストーブの部分につきましては、2019年の実績9件現状でありまして、そこにプラス4件ということでございます。そのほか、令和4年度から蓄電池なんかも新しく補助に加わりましたので、それも1件ございまして、合計で2019年から2020年、21、22と3か年で8件が増えたような現状になっているところでございます。

以上です。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 忙しい中、数字まで出していただきましてありがとうございます。

私は、やはりこの町、先ほど申しましたように高齢者にとって住みやすい町を作っていくんだという、その考え方に基づきまして、町の皆さんが頑張っていらっしゃる、そう認識しております。

今後も期待しておりますので、期待してこの今回の質問終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長 日程では、次に荒海正人君の順番であります。本日欠席のため次の方より一般質問を行ってください。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。私は西会津町の教育について、町側に質問いたします。

将来を担う子どもたちに対する教育は大変重要と考えます。学習はもちろんのこと、最近是非認知能力を身につけることや、地域愛の醸成、道徳教育も重要と言われており、本町の特色を生かした教育をさらに発展させることは、町の魅力につながると考えます。

本町の教育方針について以下の点を伺います。

一つ目として、本町が目指す教育方針と育てたい子ども像はどのようなものか。

二つ目として、変化の激しい時代を生き抜くため、教育上重要な部分をどのように捉えているか。

三つ目として、保護者への対応や子育てに対する理解・協力を得られる取組は行われているか。

四つ目として、子育てをする保護者へのバックアップ体制はどうなっているのか。

五つ目として、幼少期における成長過程の重要性をどのように捉えているのか。

六つ目として、社会が求める人材について調査しているか。

七つ目、最後の質問として、町内の人材や環境（施設）など、町の特色を生かした教育は行われているのか。

以上であります。

町側の明解な答弁を求めます。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 7番、秦貞継議員の西会津町の教育についての御質問にお答えします。

まず、1点目の本町が目指す教育方針と育てたい子ども像についてですが、本町の教育目標（基本理念）は、「心豊かに 健やかで やり抜く力を育む 共育」であり、育てたい子ども像は、「挑む心とやり抜く力で、未来を創る西会津っ子」であります。

その実現に向け、西会津町総合計画（第4次）後期基本計画のとおり、1つは「学校教育の充実」として、教育の不易と流行を継承して、町の歴史や自然を活用した体験活動をとおして、非認知能力の育成を図るとともに、新しい学びを積極的に創造しながら、確かな学力や豊かな心、健康な体を育み、未来を拓く子どもたちを育成いたします。二つ目に、「学校・家庭・地域の連携」として、学校を核として地域住民などの参画を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために様々な学校支援活動を展開し、また、こども園・学校・家庭が連携し、子どもたちの健やかな成長を支援いたします。

2点目の変化の激しい時代を生き抜くため、教育上重要な部分をどのように捉えているかについてですが、現代は、グローバル化やA I（人工知能）等の技術革新の急激な進展等によって、社会の生活の在り方に様々な変化が起こる予測困難な時代となっています。次代を担う子どもたちには、学力や体力はもとより、豊かな情操や規範意識、社会性などを育む道徳教育の充実、意欲、協調性、コミュニケーション能力、創造性、忍耐力、集中力、判断力、自尊心、やり抜く力などの非認知能力の育成が重要であると捉えております。

3点目の保護者への対応や子育てに対する理解・協力を得られる取組は行われているかについてですが、まず本年4月に開催された小中学校のPTA総会において、それぞれ私が町の教育の取組について説明させていただきました。また、町教育委員会及び小中学校から、学校だよりや教育ポータルサイト、町ケーブルテレビ、広報紙等をはじめ、あらゆる

る機会を捉えて、保護者や町民の皆様へ、町及び学校の教育活動や子育てについての情報発信に努めているところです。

4点目の子育てをする保護者へのバックアップ体制についてですが、保護者の必要とする支援の内容に応じて、教育委員会、小中学校、子育て支援センター等で連携を図りながら、適切な支援に努めているところです。

5点目の幼少期における成長過程の重要性をどのように捉えているかについてですが、幼少期は、生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う大変重要な時期であります。町では、令和4年度から文部科学省の採択を受け、「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」に取り組んでおります。本事業では、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（この時期を架け橋期と申します）を中心に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりとして、ゼロ歳から15歳までを見通したカリキュラムの開発・実践に取り組んでおります。

例えば、幼少期の終わりまでには、1つ、自分の心と体を大切にすること、2つ、自分ですべきことを自覚し行動できる、3つ、相手の思いや気持ちを察して行動できる、そのほかにもございますが、これらなどを目安として、子どもの発達段階に応じた遊びや活動を行うとともに、家庭においては、1つ、我が子を大切に思っていることを伝える、2つ、食べること、挨拶・会話、読み聞かせやスキンシップを大切にする、3つ、自分でしたいという気持ちを大切にし見守り、褒める・認める・励ますなど、親や家族の役割を改めて認識していただき、家庭、地域、こども園、小中学校の連携を強めながら、愛情を持って子どもたちを育てる取組を進めているところであります。

6点目の社会が求める人材について調査しているかについてですが、特に調査してはおりませんが、社会が求める人材は、コミュニケーション能力、積極性、協調性、向上心、自立心、柔軟性、課題解決能力、リーダーシップ力などを持つ人材であり、また、企業等の業種によっては、より専門的な知識・技術や語学力等が求められると認識しております。加えて、性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観の違いを尊重する多様性の考え方や変化の激しい時代を踏まえ、将来の社会環境を見渡ししながら、今後求められる人材について捉えてまいりたいと考えます。

7点目の町内の人材や環境（施設）など、町の特色を生かした教育は行われているかについてですが、地域学校協働活動事業においては、学校側の要望に応じて、授業でのおとめゆりの群生地見学や歴史・史跡巡りなどの学習をはじめ、体験をとおした出ヶ原和紙づくりによる卒業証書の作成、アントレプレナーシップ教育等で、地域人材に講師や支援者として参画していただき、成果を上げております。また、こども研幾塾における農業体験や須刈岳登山、奥川農家民泊等も地域の人材や環境を生かした教育として、力を入れて取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましては、将来を担う子どもたちが、主体的に未来を切り拓く教育の実現を目指して、今後も努力してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次再質問していきたいと思っております。

まず、教育についてですが、これは前に教育長に答弁いただきましたが、教育というの

は、私質問の中でも申し上げましたとおり、幼少期から始まっているものだと思います。ただ、小さい頃に勉強するのではなくて、小さい頃に培うもの、育てるもの。で、小学校、中学校、高校、大学と年を追いながら、重ねながら学んでいく、私は階段があると思っております。なので、その教育の過程を幼少期から順次たどって質問していきたいと思いません。

まずは、幼児期についてお伺いしたいと思います。まず、こども園。今、申し上げましたとおり、私は自分の思いとしては、今答弁の中にもありましたが、AIや人工知能が発達して、これから人間がする仕事はだんだん減っていくんじゃないかと、私もお話を聞いたことあるんですけど。そんな中で、やはり人間性というんですかね、人間力というのは重要だと思います。そこを培うというのは、やはりこども園だと思いますし、小さい頃だと思います。三つ子の魂百までというのも、認知能力が育つまでというのは3歳までと。ほぼ3歳までに土台ができるという文献もありまして、目をとおしたところではありますが、その辺で非認知能力の向上について、どのような取組をされているのか、町側の答弁を求めます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 こども園で取り組んでいる幼児教育、あるいは保育の目標につきましては、まず3つ定めております。丈夫な身体元気な子、明るく思いやりのある子、自分で考え進んで行動する子。この3つがしっかり基礎が身につくように、こども園では過ごしております。

どういった、保育士が中心になりますが、対応しているかという、基本的には受容的、あるいは応答的対応というのが一番、一般的に言われている対応なんですけれども、非認知能力のさらにその下にある土台になるものが、主体性であったり、あるいは自己肯定感、有用感というものが一番大事だということですので、そういった部分がしっかりこども園のうちに育つように、教育・保育に努めているところですので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 3つの目標は、いつも私も見させていただいております、非常にいいと思います。

ここでなんですけど、こども園の先生方も一生懸命頑張っているんですけど、基本は保護者だと思うんですよ。やはり、血を分けた自分のかわいい子どもを責任持って見るというのは親の責任だと思いますし、そのために独身時代より苦勞もしますし、お金もいっぱい出る。でもかわいい子どものために一生懸命頑張るとするのは親の仕事だと思うんですけども、今言ったこども園の目標というのは分かるんですけども、これは保護者ももちろん共有しなくちゃいけないと思います。

そういったところで、私前にも言ったんですけども、こども園の入園児、一番最初に預けるときに、こういうことが親として大事だよという説明等を行って、保護者とこども園、もしくは小学校、中学校に行っても、今度は学校と保護者、これをさらに強いて言えば地域ですよ、この三位一体で子どもたちを育てる、私は教わってきたつもりなんですけども、その保護者説明会や保護者に対する説明というのは、今は行っているんでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 秦議員の御質問に、お答えいたします。

コロナになる以前につきましては、全体的な説明会ということで行っておりましたが、コロナ以降につきましては、やはり大勢で集まるというのは大変危険な状況がありましたので、新規で入園を希望される方の保護者の方に、時間が取れなくて来れない方は、また別の日程を取って来ていただいて、説明をしているところです。

その中では、園のビジョンであったり、あるいは保護者としてどういうふうに子どもたちに携わっていけばいいのかというような心構えについて、ちょっと簡単にまとめさせていただいたものがありますので、それを活用して説明をさせていただいているところがあります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 教育が、私はちょっと持論ですけども、以前私もその一貫して幼稚園から小学校、中学校、高校まで学力を伸ばす方法を考えたほうがいいのかなと思ってたんですが、やはり目に見えない人間の、先ほど課長が答弁されてるような非認知能力、人間の人の基礎となる部分に関しては、やっぱりきちっと切り離して、やっぱりそれぞれで責任を持って取り組む。ただ、さっき言った説明会等に、例えばこれはこども園の園長、もしくはこども園にお任せするのはもちろん大事ですけども、そこにも学校教育課が入って行って、情報共有、同じ方向性を見る、保護者に対して。これから、確かにこども園の説明会かもしれませんけども、何年かたてば、今度は学校教育課もしくは義務教育に入ってくるわけですから、そういったところは共通認識として、やはりそれこそ一体となって、町が一体となって保護者さんに暖かく寄り添って、説明して、一緒に歩いていく。この方向性をお話したほうが、私はよりよく、しかもバトンタッチしても、いつまでもその保護者に対する考え方、保護者からの協力も得られると思いますので、今の方向性、入園児、日を改めて、それでもちゃんと理解してもらおうという努力は、本当に素晴らしいと思いますので、ぜひ今後は、そういう共有も含めて取り組んでいただきたいと思いますが、その辺に関して町側のお考えがありましたらお聞かせください。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 秦議員の御質問にお答えします。

やはり、子どもの年齢による発達段階によって求められる育ちと言いますか、成長というものはそれぞれ違ってきますので、幼児期に必要な、本当に自然に触れ合ったりとか、そういうような段階に応じた子の成長、それを育てていく側の我々、こども園であり小中学校であり。

この共通理解をしっかり持つというような意味合いでも、先ほど申しあげました架け橋期のプログラム開発・実践というところで昨年度から取り組んでおりまして、3年間の取組ではあるんですが、最終的にそういったものが御家庭、地域の皆様にも御理解いただけるような、リーフレットのような形にしていくということで進めておりますが、今年度もその仮のものとして、年度初めにこども園から小中学校の全御家庭に、町として、こども園、小中学校をとおして、こんなふうに子どもたちを育てていきたいということで、御覧いただけるようなものを作成して、配付をして、そういったことを私、PTA総会の場で

もお話しておりますので、そういったことも活用しながら、教職員もしっかりと情報交換して共通の意識に立って、子どもたちの健やかな育ちを進めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 大事なことが、教育長が今おっしゃったとおりだと思います。

まずは、リーフレットで分かりやすく資料をつくることも大事なんですけど、やっぱり本町というのは、そんなに町・市でもありませんし、5,000人ちょっとぐらいの町でございますから、やはり目、近いところで、人の声が伝わる、ぬくもりが伝わる、思いが伝わる距離で、できればそのリーフレットの内容を分かりやすく要点をまとめて、伝えていただきたい。いつも私も子育てをしながら本当気をつけてきたつもりですけども、やっぱり子どもの目線に立って、子どもはなかなか言いたいことも言えないです。寂しい、苦しい、つらい、なかなか言えないときに、やっぱりそういったものに寄り添えるのは、親なんですよ、親。親しかいないと思います。そこに関して、親としての心構え、つらいときもありますけども、そこは最後まで一緒にやっていきましょうという寄り添った、ぜひ説明、保護者理解を求めていただきたいと思いますので、ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

幼少期は終わりました。

次、小学校、中学校と進んでいきますが。これちなみに私、御覧のとおり、正直もう勉強なんか非常に苦手です。あんまり成績もよくなかったんですけども、そっこのほうは先生方にお任せしてですね、人間的なところでお話していきたいと思っておりますけども。

先ほど私申し上げましたとおり、これからAIが発達して、デジタル技術が発達して、また機械化、オートメーション化が進めば、なかなか人が今までみたいに、例えば手作業でやったものを今度は機械がやるようにやってきたときに、生きるものというのは人間性だと思います。で、お伺いしたいと思うんですけども、その人間性を培うというのは、私は、例えば先輩、後輩、コミュニケーション、いろいろなものがあると思うんです。学校の中でも、授業というのは先生のお話を聞きながら、今はタブレットで情報交換したり等してますけども、私は人と人が触れ合う、要はスポーツだとか、遊びだとか、そういったところで私は人間性が培われ、私が思うに、そういったものを基本として機械を動かし、AIを動かし、それを社会に貢献できる人間が生きていくと思うんですけども。その体を動かすところというのに関してお伺いしますけども、今の子どもたちというのは肥満でしたっけ、私がPTAのときも肥満度何かの情報いただいたことありましたけど。そういったことに関して、西会津の子どもたちは体は丈夫にできているのかどうか、まずはそこをお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 体格の問題、それとも運動能力の部分。

(「発言する者あり」)

○学校教育課長 それでは体力の部分ですが、全国体力運動能力運動習慣等調査というのがございまして、そちらの結果によりますと、西会津小中学校合わせた傾向ですけども、体力につきましては、小学生女子に若干運動不足の傾向が見られるものの、それ以外の小

中学生は全国平均で非常にいい状況にあるという状況です。一方、体格につきましては、身長が全体的に全国平均にはございますが、体重は全体的に全国県を上回る状況で、肥満の傾向にあるということでございまして、さらなる運動の習慣化と食育の推進等が必要と考えております。

なお、教育課程ということで、学校の教育計画になりますが、教育課程においては、小学校においては体力づくり推進計画、それから中学校においては体力向上推進計画によりまして、それぞれ仲間と関わりながら運動に親しみ、体力向上に向けた取組を推進しているという状況でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 身長は平均より上。平均ぐらい。で、肥満傾向。私も耳が痛いんですけども、分かりました。これ小学校時期というのは、なかなかスポーツ少年団等で体を動かしている子はいいと思うんですけど、私もそうでしたけど、私は全然スポーツ少年団、小学校のときには入ってなかったです。中学校の部活もちよっとあんまり真面目なほうではなかったもんですから、こんななっちゃったのかもしれないんですけども。なかなか子どもが遊ぶ場って、あるんですよ、土地はあるんです。いっぱいあるんですけど、昔、我々だと、例えば私の立場で、尾野本に住んでいる私からすると、近所に自転車で走って行って、尾野本小学校にみんな、学校が終わってから集まって、いろいろな遊びをして、そこでけんかをしたり、先輩にいろいろ教えていただきながら、泥んこになって、汗だくになって遊んで、やっぱりああいうときの経験がすごく生きたんですけども、今は少子高齢化で子どもがいなくて、今どうしてるかと言うと、保護者さんの話を聞くと、誰々さん家まで送って行くと。で、その子の仲のいい友達とこに送って行く、これが多いんです。本当は、我々の小さい頃を思い出すと、好きな子もいれば、気の合う子もいれば、気の合わない子もいるんですが、やっぱり1か所に集まって、年上年下もあるんですけども、みんなで遊んでるうちに人間関係というんですかね、コミュニケーション能力が知らないうちに植え付けていただいたような気がするんです。今、そういった場所というのは、西会津にあります、みんなで遊べる場所。例えば、土曜日、日曜日。放課後はみんなで学校終わって、その放課後で遊ぶことはできても、例えば土曜日、日曜日に集まれる場所とかそういったものというのは、町にありますか。お伺いします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 例えばで申し上げますが、例えばと言いますか。

さゆり公園なんかにはよく保護者の皆さんが送って、そこで集まって遊んだりもしている。あと町中で言いますと、たかはし桜公園ですとかポケットパーク、あるいはキッズランド芝草等々がございます。あと、奥川・新郷・群岡の旧学校の校庭、こういったところが広場としてはあるのかなということですが、議員おっしゃられたとおり、外遊びをしなくなったという傾向にはあるというのは実態でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ちなみに、私が申し上げましたとおり、場所はいっぱいあるんです。ただ、我々のときは、例えば尾野本だったら尾野本小学校だけで集まっても、そこその人数だったんです。ところが今は、西会津小学校しかなく、各地区、新郷・群岡・奥川・野沢・尾野

本。この5地区に、子どもたちがばらばらとしている状態なんですよね。その地区、その地区では人数が少ないんですよ。

ですから、私が言ってる理論がいいかどうかは別として、やっぱり集まれる場所がないというのは、場所はあるんですね、あるんですけども、手段がないというのは、これ非常に我々大人が、子どもの目線になって考えなくちゃいけない、ちょっと大事なところかなと。

さゆり公園だとか、たかはし桜公園、キッズランド、その他もろもろのお話ありましたが、車ですべて送ってもらえる子はいいいんですよ。ところが、その足がない子はうちにいるしかない。ぜひ、先輩議員が御質問するところなんで、あんまり突っ込んで聞かせませんが、キッズランド芝草に関しては町が一生懸命取り組んで頑張っている場所でもあります。ただ、今言ったとおり、そこに行く足、野沢の人はまだいいんですよ。尾野本・新郷・群岡・奥川の人たちがどうやって行くか。送ってもらえなかったら、もう行けないんですよ。そこら辺も考えて。

私、実は今日質問する前に行ってきました。スペース、決してすごく広いとは言えませんが、まだまだちょっと、何て言うんですかね、開発の余地があると思いますので、ちょっと質問前後しますけども、環境（施設）という意味で、キッズランドに関して、芝生を敷いたり、けがしないように。あとフェンス、隣に工場がありますので。そこら辺もちょっと検討してみたいかなと思ってるんですけども。

子どもが集える場所に関しては、いかがお考えでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 秦議員の御質問に、お答えいたします。

キッズランドの運営ということだと思いますけれども、キッズランド芝草につきましては、現在のところは保護者の同伴での使用ということをお願いしているところです。

ただ、議員おただしのおり、利用者の中にはそういった子どもだけで使いたいというようなお話もいただいていますし、こういうのがあったりいいなというようなお話もいただいておりますので、そういった点については、このあとその体制が取れるかということも含めて、検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 教育という意味でお話申し上げましたが、教育というのは何も勉強だけじゃありません。先ほど来、この後質問にも出しますけども、社会が求めるものというのは学力の環境の場所もありますが、大きく情報を各企業の求める人材について、ある大きなところが調査した内容でも、やはりコミュニケーション能力や先ほど町側の答弁でもありましたように積極性、こういったものを非常に社会としては欲しております。そういったものを培う場所というのは、やはり今まで私が申し上げてきたとおり、なかなか学校だけでは難しいと思います。普段の学校以外の遊びの場、友達や先輩後輩と触れ合う場が必要ですし、それを町が責任を持って、子どもたちが安心して思い切り遊べる場所、ぜひ今後とも考えていただきたいと思っておりますので、この辺でこの質問はやめときます。

で、その体を動かすところで、部活動でございますが。中学校に入って部活動に皆さん加入されてるんだと、今中学校思いますが、この部活動の加入状況というのは、今ど

のようになっているのか。

あと、たしか団体競技がちょっと難しくなってきたなど保護者さんの話も聞きましたんで、現況についてまずお伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

部活動に関しましては、生徒数の減少も当然影響しておりますが、運動部、特に団体競技の活動が年々厳しくなっているような状況でございまして、運動部以外の部活のほうへの加入と言いますか、入部が近年増加してきているという状況です。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 正直、今でこそ私もいろいろなことをやってますけど、中学校の時代は正直部活が苦手でした、高校からちょっと心を入れ替えて頑張ってボートをやるようにしたんですが、体を動かすのが苦手な方もいらっしゃいますし、子どももいるし、これは全員が必ず体を動かしなさいというやっぱり方向性は、ちょっと俺もあまりにも強引な気がします。

なので、何て言うんですかね。ここに関しては、たしか今、部活動に関しては生徒が考えるんですよ。大人が口出すんじゃないくて、子どもたちが考えると、たしか私は聞き及んでおりましたので、ぜひそういった子どもたち、運動が苦手でも活躍できるような競技や方向性を子どもたちと一緒に、教育委員会のほうもぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 部活動についてでございますが、今ほど議員おっしゃったとおりでございますが、基本的には部活動で学ぶものというのは、生徒の自主的で自発的な参加で行われてるもので、学習意欲の向上とか責任感とか連帯感の醸成が部活動で図られる。

また、その強化学習、学校の授業とは異なる集団、異学年との異なる集団で、活動を通じた人間形成の機会になると。またそれによって、豊かな学校生活を実現する役割もあるということございまして、部活動については先ほど議員おっしゃったとおり、西会津中学校の生徒会規約で、その部活動の新設とか休部・廃部等については、検討をしていくと。自主的に検討していくということで、それらは生徒の主體的な判断と学校の判断を基本的には尊重していきたいということございまして、いろいろな部活の考え方もございますが、団体競技が仮に困難になってくれば個人競技を取り入れるとか、そういったことも望ましいのではないかなというふうには考えてございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今、町側の答弁にあったとおり、子どもたちの主体性ということを考えるのであれば、やっぱり子どもがまずメイン。自分たちで考えて、自分たちで方向性を考える。これ、非常に大事だと思いますが、そこに寄り添う大人も大事だと思います。

今、課長の答弁で個人競技等もというふうなこともありましたが、やっぱりそういった方向性をアドバイスとして、大人が子どもに寄り添って、こういう選択肢もあるんだよというのも大事だと思いますので、ぜひその辺の方向性も今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

で、今度は子育てをする保護者側に寄り添ったお話を聞きたいと思います。

まず、本町においての町の経済的援助って、これ就学援助でしたっけ。が、必要となる家庭の比率と言うのは、本町においてどのぐらいなのか。まず現在までの推移をもし分りましたら、お示してください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

就学援助費ということで、経済的な部分で支援する制度ということでございますが、基本的には経済的に困窮と言いますか、それらを支援するというところでございますが、そちらの経済的支援ということですが、家庭の比率と言いますか、児童生徒の割合でお答えいたしますが、平成26年ですと10.5%の比率でございました。それが、ちょっと飛ばしますが、29年で16%、令和2年では24.3%、令和4年度で26.4%ということでございまして、この推移といたしましては、近年増加傾向にあるということでございます。

以上です。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 増加傾向であることが数字でも示されたと思うんですが、こういう方々を手厚くうちの町は保護して、一生懸命町側も寄り添って、頑張っていらっしゃると思います。ただ、そういう方々というのは非常に不安なんです。不安なんです。なので、支援することは当然守って、子どもたちのことを考えれば支援することはもちろん大事ですけども、そこに寄り添いながら、一步前に行くように、一緒に町側も寄り添って、その方々の立場になって考えて。親として同じなんです。経済的支援が必要な方々も必要じゃない方々も、やはり子どもにとって親というのは大事で、いつもそばにいてほしいし、助けてほしいんです。一番、安心できる、世界で一番信用できる、頼り、そういう人しかいない。その親御さんが経済的にも大変な状態で、それを経済的に支えることはもちろんですけども、ぜひそれプラス寄り添って伴走し、一緒になって歩く。頼るのではなくて、一緒に頑張る。その人なりに一步前に行くような、何て言うんですか、寄り添い、保護者への協力、説明、これもぜひしていただきたいと思いますが、今はそういったことは行っておりますか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

経済的な支援。寄り添った形で、保護者が子育てに関して、子どもに愛情を注ぐ等の、やっぱりやるべきこと、責任というのは、当然必要になってくる。それは子どもにとっては、何ら変わらない。どこの子どもでもやっぱり親の愛情を必要としているわけですので、それらについては、学校側のほうとしてもPTA活動等を通じて理解、協力を求めてもらっていただいていると思いますが、教育委員会としてもそれらについては情報発信と言いますか、していきたいということでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 町は様々な体系で、そういった保護者さんを支える、一緒に歩いて、一緒の目線で寄り添う、体制も一生懸命取り組んでいらっしゃいますが、引き続きそういった方々には経済的な面はもちろん大事なのは分かるんですけども、やはりそれだけではなくて、精神面的、取組、考え方、方向性についてもぜひ寄り添って、お話していただきたいと思っています。

で、その保護者なんですけども、ちなみにですね、名前は出しちゃ駄目ですね。某新聞報道等で目にしたんですけども、文部科学省が概算要求で170億円を計上して、保護者の、ここでは不当要求と書いてあるんですけども、不当要求等対応で学校問題解決支援コーディネーターを構築する事業を始めるというふうな、私情報を目にしたんですけども。これは学校教育課のほうで始めるというふうな、私情報を目にしたんですけども。これは学校教育課のほうでは、情報は把握していらっしゃいますか。

お伺いいたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今ほど、御指摘いただきました新聞報道等については、私も拝見させていただきましたが、正式にまだそういった通知等は行われておりませんが、その報道等によりますと、その報道ではですね、先ほど議員がおっしゃったとおり、保護者の不当要求対応ということで、~~シカゴ~~教育委員会が校長先生のOBとか、そういった方たちを学校問題支援コーディネーターとして活用する仕組みを、モデル事業として構築する予定だというような報道でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 モデル事業ということですね。今、私も初めてお聞きしましたが、それこそそういう先進的な取組は、ぜひ情報収集して、もしうちの町でできるのであれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

というのは、今、昨今この新聞報道でも書いてあるんですけども、教職員の負担ですね、業務負担が今非常に問題になって、しかも教員の成り手がいないと。今、教員の採用倍率もだんだん下がってきているような状態で、我々の小さい頃からすれば、熱中時代だとか金八先生とか。金八先生なんか、私すごく憧れた年代なんですけども、今の人たちにはちょっと何て言いますか、よく分かりませんが、こういったちょっとブラックなんていう話も出てくるぐらい、ちょっと大変な状態です。逆にうちの町は、こういうことに精神的に取り組んで、来ていただける。県から派遣されて来ていただける先生方に、こういういい環境なんだよというのは、情報発信することでいい人材が呼べる可能性もありますので、ぜひこれに関しては情報収集を怠らず、もちろんいつも新聞報道等と同じものを見てらっしゃいましたが、やっていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

今までは子どもがどう育つか、周りがどう育てるか、どう支えるかというお話をしてきましたが、次はちょっと早いんですけども、社会に目を向けていきたいと思います。

先ほど、町側の答弁では、コミュニケーション能力や積極性が重要だと、認識しているというたしか答弁だったと思うんですけども。社会が求める人材、積極性、協調性、向上心、自立心、その他もろもろいろいろありますけども。

こういったものというのは、普段は調査されていないことだと思うんですけども、ここを見据えるということは非常に大事だと思うんです。要はゴールですよ。その間に確かに高校や大学という、またプロセスがありますが、最終的にはどう社会で自分で生きていけるかという子を育てることだと思うんですが、こういったものというのは調査していないことだったんですけど、今回はこれ、このコミュニケーション能力、これが必

要、あれが必要というのは、どこで調べた情報なのか、お伺いしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

社会が求める人材についての調査ということに関しましては、基本的に教育の考え方、文部科学省が中央教育審議会等を定期的で開催してございます。それは情報を公開しながら進めておりますが、その中で当然、社会が求める人材のための教育につきましては、調査、研究をしながら、そういった学習指導要領等なんかも定めておるわけです。

ですので、それら最新の情報を町としては収集しながら、そういった状況も把握しながら、その町の教育にも反映させていきたいという考えでございます。

○議長 先ほどですね、ちょっと発言の中で、

7番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど、不適切な発言がありましたので、訂正いたします。

これ非常に大事なことです。

それと、もう一つ。これ社会が求める人材に関して、こういうもんだよというのを保護者さんにも知ってもらわなくちゃいけない。私も正直今、3人子どもがいて、2人は子育て終わって今自立して、今1人残ってるんですが。どこかいい学校出れば大丈夫だと思ってました。結果的に、自分のうちの子どもは、行きたいところに行って、今一生懸命頑張ってるんですが、自分も勉強不足だったんですね。やっぱり何になりたいか、どんな人間にならなくちゃいけないのかというのを、もうちょっと私も親として勉強すればよかったなと今反省してるんです。全部3人とも育っちゃってから、こんなこと言ってるのも情けないとこなんですけれども。

ですので、ぜひこういったものは、町側も情報収集して、先ほどのリーフレットのお話もありましたが、こういったものを保護者と共有しながら、みんなで同じ方向を見て、ここに地域も含まれてます。そこをぜひ一体となって、今後も教育進めていただきたいなと思いますので、ぜひ今後そういった方向、情報収集も御検討ください。

時間もなくなってきたのであれですけども、先ほど来。

1つ大事なことを言うの忘れちゃった。もう一つ、ちょっと施設のことで、話が変わっちゃうんですけども。

プールのことに関して、実は保護者さんから言われました。そのお子さんを持つ保護者さんは、たしか町のプール、要はさゆりのプールですね。あそこに、小さい子ども、小学校入る前、入学前の子どもとその上の小学校ぐらいの子どもですかね、を連れた親御さんだったんですが。8月30でたしかプールが終わっちゃって、中で泳いできたんだという話で、プールできたかいいのかなと思って聞いたら、さゆり公園の屋外プールは、幼稚園児も、小さい子どもも入りながら、大きな子も泳げる。もちろん泳力検定持ってないと駄目なんですけども。なんか非常にいい施設だというお話だったんです。ただ、今年暑かったんで、なかなか使えず、外の屋外プールが使えず、結局水泳の要は学習ができなかったんですよ。こう言えばいいんでしょ。水泳をなかなか学べなかった。水に慣れ親しむことができなかった。

私、前の一般質問でも言ったんですけど、走るのが遅かったり、ちょっと勉強が苦手で

も、まあなかなか生きていける。ただ、泳げなかったりすると、川に落ちたら死んじゃったりするんで、私は水泳というのは重要じゃないのかなと思ってたんで、私はそれも思ったんですけど。学校のプールの授業はもちろんですけども、それ以外に水泳を学びたい、水泳、もっと水に慣れ親しみたいというような環境に関して、今こういう問題がありました。町側はいかがお考えでしょう。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 夏のプールということでの御質問でございますが、小学校における教育課程の授業時間については、6月の中旬くらいから始まって7月いっぱい終わるような形になっております。7月の夏休みに入ってからすぐ、小学校についてはプール開放ということで、今年については5日間ほど開放する予定でございましたが、そのうち3日間は実施できたんですが、結局気温と水温の合計が65度を超える際は中止という判断。これは日本水泳連盟の水泳指導教本というのがございまして、そちらに基づいて、いわゆる熱中症の関係です。そちらで5日間のうち2日間中止に、学校のほうで判断したということでございます。この辺につきましては、今後その来年度に向けて対応について、年々暑くなる期間が長くなってきているような状況ですので、そちらについてはどういう対策ができるかというのを講じていきたいと思っております。

あと、学校教育課のほうで、今年度につきましては8月1日からそのプール開放を終えた、8月1日から24日までの夏休み期間ですね、そちらは子どもたちにプール券を助成ということでお渡ししました。そのプール券を活用して、子どもたちがさゆり公園のプールで、泳ぐことに慣れ親しむ期間ということで、先ほどの運動不足解消も含めて、そういった取組をさせていただいてるところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 授業ももちろん大事ですけども、授業以外で体を鍛えて、健全な子どもを育てることは町の責任だと思いますので、これは学校教育課だけじゃなくて保護者とぜひ一体となって、話し合いをしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ御検討ください。

最後になりますけども、今回この質問、時間が来たので終わりますが、私も今までよく学校教育に関して質問してたんですが、こぞずっと教育に関して質問していませんでした。

私思ったんですけども、これまでというのは何て言うんですかね、大人目線が多かったような気がするんですよ。私も今、保護者の目線でちょっと何点か質問させていただきましたが、やっぱり保護者はもちろんですけども、教員や地域の方々が子どもを育てる、みんな西会津っ子を育てるときに大事なものと言うのは、やっぱりその子どもの目線になって、その子の将来をどう考えるかちゃんと想像して、どういう人間を育てたか、こうなってほしい、ああなってほしい、こういういろいろ我々が生きている時代というのは、昔に比べれば本当に変化が激しいです。その中でも、やっぱりちゃんと生きていていただける、ちゃんと自信を持って、そりゃ転ぶときもありますよ。だから厳しさも必要だし、優しさも必要なんです。優しいだけじゃ、私は駄目だと思います。やはり、立ち直れる。

以前、町長もおっしゃいましたね。わんぱくでもいい、たくましい子に育ててください。私も同感です。何て言うんですかね、これからはそれこそ子どもの目線に立った、大人も子供の目線に立って、ぜひ子どもの将来を見据えて、社会で生きていけるいろいろな力が

あると思いますが、私はあえて今回の一般質問で人間力、社会を生きていける人間力を育てていただきたいという思いで、一般質問をさせていただきました。これから町も今一生懸命取り組んでおりますが、これからもさらに子どもの目線に立って、頑張ってください。それをお願いして、私の一般質問に代えさせていただきます。

以上です。

○議長 休議といたします。再開は、3時15分といたします。

○議長 再開します。(15時15分)

9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。先ほど、町の役場の駐車場を見ましたら、稲刈りの道具を積んだ軽トラックが止まっておりました。いよいよ本町も稲刈りに突入したのかなど所感したところであります。

さて、今回は一般質問を通告しておりますので、通告どおり質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

一般質問通告書、下記事項について会議規則 59 条の規定により一般質問の通告をいたします。

農業政策について。この中で2つに分けてあります。

1つは、令和5年4月1日から農業経営基盤促進法が改正され、「人・農地プラン」から「地域計画」に変わることではありますが、その趣旨や経緯、そして具体的な内容について伺います。

二つ目、鳥獣被害対策の現況と、例えば電気柵を飛び越えるなど野生鳥獣の行動に一部変化が見られるようであるが、今後の対策指針について伺います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 9番、三留正義議員の農業政策についての御質問にお答えします。

初めに地域計画についてであります。議員おただしのとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、本年4月よりこれまでの「人・農地プラン」が「地域計画」に制度改正され、策定・公表が法律に位置づけられたところであります。

これまでの「人・農地プラン」は、集落を単位とした地域において、その地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積、集約化していくのかなどについて話し合いを行い、地域における農業や農地の在り方についての計画を作成し公表するもので、平成24年度に制度化されて以降、町内ではこれまで13地区で策定されております。

しかし、全国的に農業者の減少や高齢化が急速に進んでいる状況を踏まえ、将来の農地利用について、人・農地プランをさらに具体的な計画とする必要性が高まったことから、農地の集約化に重点を置いた地域計画の策定が法律に位置づけられたところであります。

「地域計画」ではこれまでの人・農地プラン同様、地域での話し合いにより、10年後の地域農業の在り方や、守るべき農用地を計画により明確化し、それを実現するために地域内外から担い手を確保し、農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集約化を進めていくことを目的としており、さらに、将来の担い手を農地一筆ごとに地図に落とし込んだ目標地図を作成することとしており、農業上利用される農用地等の区域全域、つまり農用地がある全集落において、令和7年3月までに地域計画の策定が必要となったところであり

ます。

このため、町では、本年5月に町の地域計画策定に向けて、「町地域計画策定方針」を定めたところであります。

今後の作業であります。農地所有者を対象とした意向調査、策定区域を検討するための自治区長説明会、策定区域ごとに開催する話し合い、新たに設置する検討組織での協議、公告・公表などの手続を経て成案となります。

なお、策定区域の設定に当たっては、今後さらに農業者の減少や高齢化などにより、担い手不足の集落の拡大が見込まれることから、集落単位または複数の集落をまとめるなど、集落の実情と地域における関係者の合意形成ができる区域編成となるように、これまで取り組んでいる中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度などの活動区域を考慮するとともに、今後見直し時期を迎える農業振興地域整備計画なども考慮し、地域計画策定の協議を行ってまいります。

町といたしましては、地域計画の策定に当たって、農業委員会はもとより、喜多方農業普及所、農地中間管理機構、会津よつば農業協同組合、土地改良区など、地域と関係機関が一体となって策定してまいりますので、御理解願います。

次に、鳥獣被害対策の現況と、今後の対策指針についての御質問にお答えいたします。

まず、鳥獣被害対策の現況であります。町では被害防止対策として、「被害防除」「環境整備」「有害捕獲」の3つの対策を複合的に、地域と行政、猟友会が一体となって取り組んでいるところであります。

具体的には、専門的な知識を有する鳥獣被害対策専門員2名を配置し、被害防除では、猟友会員によるパトロールや電気柵設置に対する技術支援や経費の補助など、環境整備では、森林環境交付金事業による集落周辺の間伐等の鳥獣が出没しにくい環境整備や、人家に近づかせないための注意喚起など、有害捕獲では、新規わな猟免許取得に対する補助や猟銃購入費の補助などの対策を実施しております。

また、狩猟技術向上支援のための研修会の開催、捕獲員の負担軽減のための有害鳥獣解体処理施設の整備、集落説明会や熊出没時対応訓練などを実施し、被害防止体制の強化と集落等における防衛意識の醸成に取り組んでいるところであります。

次に、野生鳥獣の行動動態の変化についてであります。イノシシについては、対策を行っても議員おただしのような電気柵の飛び越えが確認されております。

電気柵は、鳥獣の侵入を物理的に防ぐものではなく、電気ショックを与え、その痛みと恐怖を学習させることにより、電気柵に近づかなくなる「心理柵」として設置するものであります。例えば電気柵を設置する前に、ビニールテープのようなもので柵を設置した場合、始めのうちは警戒して近寄りませんが、一度触れて電気柵のように痛くないことを学習すると、その後電気柵を設置しても押しのけたり、飛び越えたりして農地に侵入してしまいます。

また、電気柵を設置している場合でも電源が入っていない場合などで、電気柵に触れても痛くないことを学習した個体は、試行錯誤を繰り返して、飛び越えるという行動に至っております。

こうした変化への今後の対策指針といたしましては、正しい知識の普及啓発をはじめ、

適正な電気柵の設置方法や設置後の管理について、引き続き支援するとともに、相談があった際は、現地での確認と支援に努め、地域、行政、猟友会等が一体となって被害防止対策に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 基盤促進法と言います、ちょっと詰めて言いますけれども。

一部改正されたということで、人・農地プランと今までのやり方と、具体的にはっきりぼんと違いはどこなんだというのが、はっきりと分かりにくいなと思って。私もちょっとインターネットの資料読んでいるときにも、具体的な改正の違いというのが、今までが集落単位であったものが、一つ目ですね。集落単位であったものが、場合によっては一部ほかの部落にかかっている、そっちの部落とも共有というか、地域を広げたり縮めたりすることが可能だという言い回しなのか、その部分をまずお伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、今回の人・農地プランから地域計画へ移行する背景ということではありますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今後、高齢化、人口減少、農業者の減少が加速度的に進んでいくだろうということで、今の人・農地プランをより具体的に計画をつくり直す必要が生じてきたということでございます。

今回、一番大きな内容の変更点につきましては、農地の集約化に向けた取組を計画に落とし込むということになります。さらに、農地一筆ごとに10年後、誰がその農地を管理していくのかということを目録地図という形で作成するということが、今回の改正の大きな変更点となります。

その上で、今ほど議員から申されましたように、集落単位なのか、あるいは集落を広げて計画をつくるのかということですが、後の集約化を主としますので、その集落で完結できるものであれば集落単位で策定を進めることとなりますが、その集落に担い手等、中心形態となるような方がいない場合については、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、中山間の活動あるいはみどり多面の公金の活動、そういった活動範囲も含めまして、広く集落については複数になるということも想定されるということでございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと私の聞き方がまずかったのかな。

広げるというよりは、逆に1つの集落もしくはその地域で2つできるとか、3つできるというケースもあり得るなというような解釈でいいのかな。今のお話を聞いていると。

あと、もう1点は。その部分というのが、野沢や尾野本地区かな。特に、エリアが非常に広い地区があります。そういった中で、これまで人・農地プランが作成されていない地区なんかで、この取組を考えていくというときには、ちょっと障害がないのか、今現在、農林課で持っている認識は、どういった認識を持っているのかちょっとお伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

集落、計画策定の範囲でございますが、基本的にこれから協議の場を設置することにな

ります。その前にアンケート調査などを取りまして、まず自治区長の方にお集まりいただきまして、どの集落単位でこの計画をつくっていくかというのを事前に自治区長さんと相談をさせていただいて、その中で1つの集落でつくっていくのか、あるいはもう少し広げていくかというのは、ある程度そこで一旦は決めさせていただきたいとうふうに考えております。

ただ、その中で、実際地域の中に入って、やはり農業者の方あるいは農地所有者の方から様々な意見を聞いた上で、少し修正なりが出てくるところはあるのかなということと考えておりますが、まず区長の皆さんでありますとか、農業者の皆さんの意見を十分に聞きながら、そこは進めていきたいというふうに考えております。

あと、人・農地プランが策定されていないところということでもよろしかったでしょうか。人・農地プランの策定されている地区については、先ほど答弁で申し上げましたとおり、13地区ということになっております。それ以外のところにつきましては、人・農地プランの策定と同じように、まず集落の皆さんに集まっていただいて、皆さんから意見をいただいた上で、10年後を見据えた農用地の計画を決めていくということになるかと思っております。

(「発言する者あり」)

○農林振興課長 集落の中で。すみません、1点目の御質問ですが、分割するようなこともあるのかというようなことでよろしかったでしょうか。

今、現在ですが、人・農地プランもそうですが、基本的に集落単位ということになってくるのかなと思っておりますが、野沢、尾野本地区のようなほかの地域から入ってきてるような地区もありますが、そういったところは先ほど申し上げましたように、どの区域として計画をつくっていくかというのは、やはり将来10年後にその計画が実際上手く回っていくようなことを当然前提に計画づくりしますので、あまりエリアにこだわったものではないのかなというふうに考えておりますが、農業者の皆さんでありますとか、所有者の皆さんの意見を聞きながら、柔軟に考えていきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 大体、まずその区分けと言うんですかね、考え方。一番スタートの部分はなんとなく分かりました。

その次として、先ほど課長からの答弁であった目標地図、これを描いていくという形になると思うんですが、ちょっと少し農業振興計画ほど絡んできますけれども、ちょっと改正した状況をずっと見ていくと、確保しなければならない農地というような、何か今回は書き出しになっているようなので、本当に本腰を入れて使用が不可な土地と、今後も10年先まで使えていく土地と、そういったこともきちんと振り分けをやっていくという解釈でいいのか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

今回の地域計画の策定におきましては、国の指針のほうでも農業振興地域計画と調和の取れたものということであろうと考えております。これらの解釈でございますが、町計画を策定する上ではケースにもよりますが、既にもう農用地で林地化しているような農用地、今後も農用地として活用する見込みが著しく低い農地につきましては、地域計画に含めない

ということも考えられるのかなというふうに思います。

ただし、一方で農業振興地域の見直しにつきましては、農振の除外ができる要件、6項目ほど法律で定められておりますので、農振の見直しについては法律の6要件に該当するかどうかというところで、判断をするというふうになっておりますので、今回地域計画にそういった農地も含めるか含めないかということについては、はっきり国のほうでもガイドラインとして示しておりませんが、農振法のその6要件を念頭に地域計画のほうも策定をしていく必要があるのかなということで理解をしております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、基本的には今までどおり農業振興計画法をかけてあるエリアについては、そっくり地図に落とし込むときも、そのまま入ってくると考えていいということかな。実際にもう農業委員会さんで具体的な事例が出て、問題視されているようなものは別としても、一般的に今までと同じようにそっくり網にかけてあるものは、そっくり地図化するんだという解釈でよろしいのか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、今現在、現に農振地域の網にかかっているところが、計画に乗ってくるのかどうかということでございますが。まず今回の農振の見直しの中では、中山間の取組でありますとか、多面の取組、そういったこととも関係してくるというのが1つございます。

さらに、地域計画では今後10年、どのように、誰が管理していくかということで計画の中に位置づけますが、やはりどうしても10年間管理できないところについては、例えば遊行的利用ということで、農地保全でありますとか、そういった管理のやり方、仕方についても、計画の中で検討していかなくちゃいけないのかなと思いますので、必ずしも全てが農振の余地が、計画の中に入るといってもないのかなということで、今のところ理解をしております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 おおむね分かりました。

あと、今回、先ほど来、10年を見据えたという話でずっと説明に出てきています。それで、課長の最初の答弁の中で、今回のスケジュール、令和7年3月までに完了する。そういったスタイルできている。

今年は令和5年なので、2年間で西会津町を全域を網羅していく。13地区についてはもう終わってはいますけれども、そういったスケジュールが過密というか、なかなか2年間で全域という、なかなか難しいところがあるのかなと思いますけれど。そのスタンス、これから取り組んでいくスケジュールですね。おおむねの描いている令和7年3月までの、基本的な考え方、日にちとか当然出てこないと思うので、基本的な考え方で、射程距離までにこういった活動をしながらもっていくんだという内容について、もう一度そこをお伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、今後のスケジュールの部分についての御質問にお答えをいたします。

答弁の中でも少し触れさせていただきましたが、今後協議の場の設置、集落に入っ
ての検討、その後新たに設置する組織での意見徴収、地域計画の案の公告。そのような様々
な手続を約2年間の間で行わなければならないということになっております。

まず町では、比較的条件が整っているような集落に入って、一度そういったシミュレ
ーションと言いますか、流れを確認して、そういったところが課題とかそういうものをフィ
ードバックして、段階的に集落のほうに広げていきまして、できるだけスムーズな形、効
率的な計画策定ができるようなことで、現在考えております。

なお、令和7年3月までについては、基本的に農用地のある集落が基本となってい
きますので、そういったない白地の地域については、現在のところ考えておりませんので、全
ての集落ではないのかなということ考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 それにしても、先ほど2年近くと言いましたけれども、訂正して1年ちょ
としかないんだよね。そんな中で、今回は法制度化された内容で計画、そして最終的には
公告云々ということで、かなり法規制が厳しくなっているのかなと受け取っています。そ
んな中で、できるだけ農振地域について、きちんとした目標地図、その作成が西会津町
全域できちんと完了することを御期待しておきます。

問題を変えて、鳥獣被害対策の話題に変えたいと思います。

鳥獣害対策の現況とお話がずっと説明がありました。その中で、町で立ってる対策の3
つ、被害防除、環境整備、有害捕獲ということで、基本的なところだと思うんですが、ち
ょっと目に見えないところ、と言うか、あまりちょっと一般的なところで目に見えない被
害防除の奨励と言いますか、進め方の具体的な策、この町で取っている策について、大き
なものありましたら、数点伺います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、被害防除の活動の内容でございますが、先ほども御答弁させ
ていただきましたが、猟友会員によるパトロールを実施しております。また、電気柵設置
に対する技術支援、経費の補助。あと、さらに花火による追い払いの指導、支援。こうい
ったことを主に被害防除の区分で行っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 被害防除については、十分に分かりました。

あとですね、過去の質問の中でも具体的に聞いたかと思うんですが、環境整備と町で言
っている環境整備、この部分というのは、具体的にどういうところを指しているのか。ま
ずはそれをお伺いします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 環境整備事業の内容でございますが、これも集落周辺の森林について、
見通しがよくなるような間伐を実施するという事業で行っております。あと、人家にそう
いう有害鳥獣を近づけさせないための注意喚起。こういったことを環境整備の中では行っ
ております。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 間伐、そういったことで環境整備をしてるということで了解しました。

あとは、具体的に私が聞いたかったイノシシが電気柵を飛び越えるということについて、最初の答弁で御説明がありました。このことについては、新しい部分というか、私も知らなかった部分。電気が入っていないと、電気柵自身を飛び越えてしまうという話は、今回初めて知りましたけれども、こういった捕獲だとかそういったことについて、ほかの鳥獣で少し生体と言うのかな、その活動の仕方が変わったというか、そういったものが今町のほうで情報があるものがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

先ほど、答弁の中でも申し上げましたが、電気柵については基本的に物理的に防ぐということではなくて、心理柵として設置するという目的であります。そのほかの事例としましては、例えばですが、有刺鉄線を張ってるような農地についても、一時的には被害防除になりますが、やはり長期的にはそういった有刺鉄線も踏み倒して農地に入ってきたりとかですね、あとニホンザルで言いますと、追い払いの花火であります。これもしっかりと集落の中で意思を統一して追い払いの方向をしっかりと決めて、順序よく追い払わないと山には帰っていかないと、そういったことを集落の皆さんに、引き続き正しい被害防除の対策として周知をしていきたいということで考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 やはり動物も慣れ、イノシシなんかは身体能力を鍛えて飛び越えてしまうと。なかなか決め手がないというか、難しい野生のものとの戦いだなと思って、今つくづく感じました。

それと、最後なので地域計画については、本当にスピーディに進めていかなければ、最終的に具体的な方針というか、国側からも来るんでしょうけれど、時間がないなと思って。ですから、できるだけ速やかな取組ができることを御期待しております。

獣のほう、鳥獣害対策のほうについては、さらなる研鑽をしていただいて、できるだけ効果を上げられるような今後も対策を取っていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。(15時53分)

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

令和5年9月12日(火)

開 議 10時00分
散 会 14時47分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 紫 藤 真理子 | 5番 | 小 林 雅 弘 | 10番 | 猪 俣 常 三 |
| 2番 | 仲 川 久 人 | 7番 | 秦 貞 継 | 11番 | 青 木 照 夫 |
| 3番 | 長谷川 正 | 8番 | 伊 藤 一 男 | 12番 | 武 藤 道 廣 |
| 4番 | 上 野 恵美子 | 9番 | 三 留 正 義 | | |

欠席議員

6番 荒 海 正 人

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 薄 友 喜 | 建設水道課長 | 佐 藤 広 悦 |
| 副 町 長 | 大 竹 享 | 会計管理者兼出納室長 | 五十嵐 博 文 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 善 文 | 教 育 長 | 五十嵐 正 彦 |
| 企画情報課長 | 玉 木 周 司 | 学校教育課長 | 佐 藤 実 |
| 町民税務課長 | 渡 部 英 二 | 生涯学習課長 | 齋 藤 正 利 |
| 福祉介護課長 | 船 橋 政 広 | 代表監査委員 | 鈴 木 和 雄 |
| 健康増進課長 | 矢 部 喜代栄 | | |
| 商工観光課長 | 岩 渕 東 吾 | | |
| 農林振興課長 | 小 瀧 武 彦 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 浩 一 議会事務局主査 品 川 貴 斗

令和5年第6回議会定例会議事日程（第5号）

令和5年9月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第2号 令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第3号 令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第4号 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第5号 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第6号 令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第7号 令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第9 議案第8号 令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

散 会

（総務・経済合同常任委員会）

○議長 おはようございます。

令和5年度第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

6番、荒海正人君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 おはようございます。10番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問を通告しておりますので、伺ってまいります。

それでは、空き家の利活用事業についてであります。本町では空き家バンク事業や空き家整備費補助事業等により、空き家の利用促進を図っておりましたが、利活用が進まない大きな要因の1つに、売買を希望する空き家の所有者と、賃貸を希望する利用希望者とのミスマッチが挙げられているということから、この解消に向けて全国的にも効果が見られる空き家の賃貸住宅として、利活用について本町の取組を伺ってまいりたいと思います。

一つに、空き家になる前の空き家相談会が3月18日に開催されましたが、相談件数や内容について伺います。

二つ目に、成果がうかがえるとすれば、空き家相談会を開催する予定はあるのかどうか。

三つ目に、空き家相談会において、空き家利活用事業のPRはしたのか。また、相談があったのか。そして、反応はいかがだったか。

四つ目に、空き家利活用事業の進捗状況はどうなっているのかということであります。

次に、有害鳥獣対策の強化についてであります。最近有害鳥獣の出没が多くみられることから伺います。

一つに、有害鳥獣の捕獲は昨年と比較してどのようになっているのか。

二つ目に、鳥獣被害対策実施隊員への支援はどのようにされているのか。

三つ目に、罟の貸与と費用はどのようになっているのか。

四つ目に、有害鳥獣解体処理施設の利用状況はどうなっているのか。

五つ目に、ジビエ化の見通しはいかがなものか。

次に、子育てコミュニティー施設キッズランド芝草の運用についてであります。キッズランド芝草は乳幼児及び児童が安心して屋内外で活動できる場所を備えておまして、保護者は子育てや教育について自ら学んで、子供同士の社会を築くことで生きる力を養っていける施設であり、有効活用を図る観点から伺います。

一つに、施設の利用状況はどうなっているのか。

二つ目に、月曜日から金曜日も運用できれば、子供の遊び場の確保ができて、子供及び保護者においても安心できると考えるが、町の考えは伺いたいと思います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 10 番、猪俣常三議員の空き家利活用事業についての御質問にお答えします。

町では、令和 2 年 12 月に空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、西会津町空き家等対策計画を策定し、計画の基本方針として、空き家化の抑制・予防、空き家等の利活用促進、管理不全状態にある空き家の抑制解消の 3 本柱を定め、空き家対策を進めてまいりました。

このうち空き家の利活用としましては、空き家バンク事業をはじめ、空き家整備費補助事業による空き家の改修及び冬季清掃等にかかる費用の助成や、空き店舗及び空き家利活用事業補助金による空き家を活用した起業等の支援を行うとともに、本年 4 月からは担当課の職員を増員し、移住・定住の専門部署、西会津のある暮らし相談室を設置して、移住・定住及び空き家利活用の体制強化を図ったところであります。

この専門部署の設置に伴い、空き家の売買がより促進され、今年度は既に空き家バンクに登録した空き家が三軒購入されたところであります。

また、今年度から新たに空き家利活用事業として、町が空き家を借り受け、最低限の改修を行った上で移住者に賃貸する制度を始めるなど、空き家の利活用促進を積極的に図っているところであります。

さらには、空き家に関する民間事業者の持つ専門的な知見や情報、ネットワーク等を活用するため、令和 3 年 4 月には株式会社アドレスと、本年 5 月には一般社団法人全国古民家再生協会及び一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会福島県西会津支部との連携協定を締結し、官民連携による空き家の発生抑制、利活用、適正管理等に取り組んでいるところであります。

御質問の空き家相談会についてですが、町では本年 3 月 9 日と 18 日、さらにお盆の帰省時期に合わせた 8 月 12 日の計 3 回にわたり、にぎわい番所ぷらっとを会場に空き家相談会を開催いたしました。相談会では 13 件の相談があり、主な相談内容としては、空き家になりそうな物件に関する相続や活用方法の相談、空き家バンクへの登録方法の相談、解体など処分方法に関する相談などでありました。この空き家相談会につきましては、今年度内にあと数回開催するほか、専門家によるセミナーなども開催する予定であります。

次に、空き家利活用事業の PR についてですが、今回行いました相談会は面談によるものであり、物件の現地確認等は行わなかったため、相談された物件が事業に適しているか判断するまでには至らなかったことから、相談者に対して事業の PR はいたしませんでした。また、本事業で空き家を活用してほしいなど、具体的な相談もなかったところであります。

次に、事業の進捗状況についてですが、現在、事業の候補となる物件について、耐震性などの調査を行ったところであり、その結果を踏まえて、今後工事に着手する予定であります。

町としましては、今後も空き家の発生抑制をさらに進めるとともに、空き家を貴重な地域資源としてより一層の利活用を図ることにより、観光の振興や関係人口の増加、移住・定住の促進などにつなげ、将来にわたって持続可能なまちづくりが進められるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10 番、猪俣常三議員の御質問のうち、有害鳥獣対策の強化についてお答えいたします。

まず、有害鳥獣の捕獲数であります。今年度は9月6日時点でツキノワグマ 22 頭、ニホンザル 26 頭、猪 21 頭、ニホンジカ 1 頭となっております。昨年度の同時期の捕獲数は、ツキノワグマ 17 頭、ニホンザル 25 頭、猪 9 頭でありますので、昨年度との比較ではツキノワグマが 5 頭増、ニホンザルが 1 頭増、猪が 12 頭増、ニホンジカが 1 頭増となっております。

次に、鳥獣被害対策実施隊への支援についてであります。町では罨免許取得者や猟銃購入者に対する補助をはじめ、実施隊の活動報酬や有害鳥獣捕獲時の報奨金の支給、また、会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会からは町、猟友会と実施隊の捕獲活動などに対して報奨金などが交付されております。

さらに、捕獲技術講習会や現地での技術活動支援など総合的に支援を行っているところであります。

なお、町では鳥獣被害対策の実施体制として今ほど申し上げました鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲体制の強化を図っているほか、農林振興課内に鳥獣被害対策専門員 2 名を配置し、さらに今年度からの二か年については会津山町村会の人事交流により、有害鳥獣対策の専門知識を有する職員が発見されており、被害防止体制が一層強化されたところであります。

次に、罨の貸与と費用についてであります。町が所有するくくり罨につきましては、希望があった個人に対して在庫状況に応じて無償で貸出しを行っております。また、罨が破損した場合は町の負担で修理を行っており、現在 90 機を運用しているところであります。

次に、有害鳥獣解体処理施設の利用状況についてであります。令和 5 年 1 月の供用開始以来、令和 4 年度は猪 9 頭を解体処理し、令和 5 年度は 9 月 6 日時点でツキノワグマ 3 頭、猪 12 頭、ニホンジカが 1 頭の合計 16 頭の解体処理を行い、作業の迅速化、省力化を図るとともに、作業技術の向上と継承に努めているところであります。

次に、ジビエ化の見通しについてであります。ツキノワグマや猪のいわゆるジビエ肉につきましては、原子力災害対策特別措置法に基づき、現在猪肉は福島県内全市町村に出荷制限指示が出されており、熊肉については県内の生息市町村で出荷が制限されております。出荷制限解除の条件は、国の原子力災害対策本部が示す検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方に基づき、県内で捕獲した猪等の出荷・検査方針を県が策定する必要がありますが、基準値以上の放射線物質が検出されている自治体があることや、県内にジビエ肉の食肉処理施設がないことなどから、現時点において出荷・検査方針が作成されておりません。

しかし、町といたしましては、被害を及ぼす鳥獣がジビエ肉として活用できれば大変有益であることから、県内一律の出荷制限解除ではなく、処理施設単位での制限解除に向け、町独自に捕獲個体の放射性物質測定データの蓄積を進め、解除に向けた協議を県と連携を密にし進めてまいりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 10番、猪俣常三議員の、キッズランド芝草の運用についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、キッズランド芝草は土曜日、日曜日など、いわゆる休日に子供の遊び場を提供するとともに、子育て世代の居場所や仲間づくりの場、そして地域交流の拠点として、旧芝草保育所を改修し、令和3年10月に開所した施設であります。

まず一点目の施設の利用状況についてのおただしであります。開所年度の令和3年度は517名、月平均で86名の利用があり、同じく令和4年度は950名、月平均で約79名、令和5年度は8月までの5か月間で536名、月平均約107名の利用となっており、前年度より増加しているところであります。

また、月1回程度の親子イベントの開催や、最近では地元自治区のイベントにも一部使用していただくなど、利用者同士、そして地域交流の場としての活用も図られてきています。

次に、二点目の、平日の開所についてのおただしであります。本町においては就学前のほとんどのお子さんがこども園に入園しており、平日の日中は園で過ごしていること、また、毎週水曜日に入園前のお子さんのいる方や、妊婦さんが交流する場として、こども園内子育て支援センターにおいて、子育て広場おいでおいでを開催し、親同士の情報交換や、仲間づくりの場として機能しており、保育士や保健師が子育ての不安や悩みについてもアドバイスを行っているところであります。

このようなことから、現在のところキッズランド芝草の平日開所については予定しておりませんが、次期子供子育て支援事業計画策定のために、今年度実施するニーズ調査等において、子育て世代の要望や意見を把握してまいりますので、御理解願います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町の答弁をいただきました。

再質問させていただきます。

空き家利活用の事業についてでありますけれども、とにかく3月18日が1つの目に留まりましたのは、空き家になってしまう前の、その前にどうすればいいのかという話が非常にこう期待の持てる相談会に受け止めましたので、非常に今後の空き家解消に、大きな解消になるようなことが起きるのではないかなと、こんな風に私なりに期待はしていたところであります。

その中で、空き家相談を開催する予定の中に、予定という3月の18日には三軒ほどということが今、示されたようであります。空き家をどうするのかということで、相談が多く寄せられていると私なりに期待はしてただけでも、この三軒購入というのはそれなりに大きいことなんでしょうけど、求めるような方の、状況の方っていうのはどういう方であるのか、年代層で言えば若いのかお年を召されているほうなのか、そこら辺のところを踏まえてお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 10番、猪俣常三議員の再質問にお答えをいたします。

空き家を求められる方の年代層はという御質問でございましたけれども、これまでの空

空き家バンクで購入された方々の年代層を振り分けしてみますと、大体 60 代以上のシニア世代の方が 46%、半数近くの方がシニア層の方だというような結果でございました。そのほか、20 代から 50 代までの年代の方々については、それぞれ同じくらいな割合であったということでございます。

以上でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい。分かりました。

その中で、空き家相談において、空き家利活用の事業についてお話はされなかったというふうにお話伺ったわけですが、本来はそちらのほう、ちょっとお尋ねしたかったんですけども、町としてこの相談会を利用して、今後どう方向性を見出していこうかなというふうに、さらに突っ込んだ内容になっていけばいいのかなと、こんなふうに思って期待しているんですけど、町の考え方を伺いたします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

町としても、議員がおっしゃるように、新しい事業に適した相談があるかということで、もしそういうお話が進められれば、PRをしたかかったところでございますけれども、今回の空き家相談会 3 回やりましたけれども、大体初めて相談に来られる方が多くて、あまりまだ空き家をどうしようかと意思がはっきり決まっておられない方が多かったということが、まず 1 点ございます。

それと、あとその物件が空き家の利活用事業に適した物件かどうか、今回の事業では一応一通りの条件がございますので、その条件にその建物が当てはまるかどうかというところまで、細かな建物に対しての情報を持ってこられた方は多くなかったということでございます。

要するに、建ててから何年ぐらいたっているかとか、水回りがどうかとか、実際にその空き家を見てみないと、事業に適しているかどうか分からないわけでございますので、面談で初めてお話した段階で、町でこういう事業がありますよということで、安易に期待を持たせることになっても、また相談者の期待に応えられないではしょうがないということでございまして、事業をPRするまでには至らなかったということでございますけれども、今後また空き家相談会は継続して開催していく予定でございますので、2 回、3 回とまた御相談する機会がある方については、その物件が私の所有している空き家は賃貸で貸してやってもいいですよと、そういう意思が確認できるようになれば、また、実際に物件を拝見させていただいたりしながら、空き家の利活用事業のPRにつなげていきたいなと、このように考えてございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい、分かりました。

その中で、私自体もこのPRをしていくにはいい相談会ではないかなと、こんなふうに期待もしています。ですからPRはしていただきたいと、こんなふうには思っています。

そこでなんですが、空き家の利活用事業の進捗状況を伺った中で、1 つ 2 つどうしてもお聞きしたいのは、この制度を活用して所有者の空き家が利活用できると仮定した場合。

仮定というのは大変失礼な話なんですけれども、実際動いてはいるとは思ってはいますので、利用する方の希望が一致すれば理想であると思います。

そこで伺いたいのは、所有者の意向を先なのか、それとも利用希望者の意向が先なのか、どのように判断されていくのか、このところをお聞きします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、今回の空き家利活用事業において、移住促進住宅を整備して賃貸でお貸しするわけでございますけれども、まずそれに適した物件というのが、まだ数が少ないわけでございます。

したがって、数がたくさんあれば、利用者の意向に沿った物件を御紹介できるわけでございますけれども、現在のところは適した物件があるかどうか、所有者の方がその物件を提供していただけるかどうか、まずその所有者の方の意向、そしてその意向があった物件が事業に適しているかどうか、まずその物件ありきということで現在は進めておるところでございますけれども、事業に適した物件が数多く候補が挙がってくるようであれば、その中から、そういうことになってくれば、利用者の意向に沿ったものを紹介するというところにも移っていきけるかなというふうには理解しております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、さらにお聞きしたいんですけれども、実際対象物件の選定基準の中に、ある地域を指定されています。

適当な物件がないのに、ちゃんと指定されているわけだ。

そこで、さらに伺うんですけども、この基準の中には家族が3名の規模、そして居住面積が100平米以上だと。じゃあ間取りはどうなんだということになると、リビング1つ、一部屋ですよ。そこに居室が2つですよ。それは6畳だか8畳だか分かりません。改修費は1,000万ぐらいはかかると。だけでも予算の中には1,300万は計上されていると。

物件すら分からないのに、これでもうきちっと予定がなされているとなれば、そこでお尋ねするのは、この居住面積100平米以上ということと、延べ床面積が今度は198平米だと、約200平米。こんなに大きな建物を提供するわけですから、そこら辺の解釈は居住面積と延べ床面積の解釈をどう考えたらいいのかということと、今まで100平米ぐらいのところを200平米というふうになってきての、この解釈。どう事業に生かすのか、ここをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

まず、議員に誤解のないように御説明させていただきますけれども、今回、野沢地区ということで整備をいたしますのは、地区を先に選定したわけではなくて、一番事業に適している物件が野沢地区にあったということで、今回は野沢地区を整備いたしますということでございます。

したがって、ほかの地区でも事業に適した物件があれば、その適した物件の優先の順番で整備していきたい。各地区に候補となる物件がたくさんあるとあれば、地区のバランスを考慮したりしながら、整備していきたいわけでございますけど、今のところ球数が

少ないので、まず事業に適した物件がどこにあるか。現在は野沢地区に一番、優先順位の高い物件がありましたので、野沢地区を整備いたしました。ほかの地区でも、事業に適した物件があれば対象の候補としてまいりたいというふうに考えてございます。それがまず1点でございます。

それと、面積の関係でございますが、おそらく議員がおっしゃっておられるのは、3月議会定例会で重要政策の審議等において、この事業について御説明いたしました。

条件については100平米以上ということで条件を設定しておりますけれども、今回候補となる物件については実際198平米ほどの床面積でありました。

ですから、100平米以上であればいいということで選定しましたところ、候補となった物件の床面積が198平米だったということでございます。

したがって、100平米以上であれば、それ以上大きな物件でもいいわけですが、あまりにもそれ以上に大きくなってしまうと、改修費なんかもたくさんかかってしまいますので、今回は何とかおおむね1,000万円程度の改修費に収まりそうかどうかということで、基準よりも2倍近い床面積の建物でありましたけれども、選定をさせていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 さらにお尋ねします。

選定基準の中に、リビング1部屋プラス2部屋がというふうになってたところ、今の198平米の中にどのようになっているかっていう話をお聞きしますと、書類の中に、多分記憶あるかと思えます。

間取りのリビングが8畳ですよ。そこに居室、部屋が4つですよ。それ8畳掛ける3つですから。そこに6畳1つとなったら、どれだけの大きい部屋になっているか、おうちになっているかっていうことです。

普通100平米ぐらいであれば、3人家族の、あるいは4人ぐらいでも、4部屋あって台所が8畳あって、浴場も水洗トイレもついての話だけでも、それで十分過ごせるわけですが、この約200平米ぐらいのところは、かなり大きいところに100までついて、3人家族っていうと夫婦プラス1人、子供1人ですよ。どのような生活ができるのかっていうことです。もう豪邸ですよと私はそう思うんですけど、いかがですか。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

確かに、3人家族の入居を想定してございますので、議員がおっしゃるとおり、今回対象とした物件については、少しそれよりも部屋数も多い物件になってございます。

しかしながら、これは最低限の基準っていうことで、大体その基準に近い、議員がおっしゃったような4部屋ぐらいの物件があればよかったですけれども、今回事業の対象として、いろいろ昨年来から対象物件を探しておりましたけれども、なかなか基準に近いような物件を見つけることができなかつた、あるいはそういう物件があるけれども、所有者の同意をいただくまでになかなか至らなかつたということもございまして、今回は基準より少し大きな物件になってしまいましたけれど、まず第1号としてこれを選定して整備し

てみようということで、その物件を選定させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 これだけいい考え方で事業が進められるということになると、成功してほしいんですよ。

だけでも、借りる方に見れば家賃を払わなければならないわけです。

だからその家賃に見合うような建物物件というのを、つくってあげられれば一番いいんでしょうが、そういったところ、きめ細かな技術的な部分もあるでしょうし、お考えもあるでしょうし、そこらへんの柔軟な考え方が町としてお持ちなのかどうか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

今回の事業で賃貸に活用する物件についての家賃でございますけれども、できるだけ移住者の、利用される方のニーズに沿った家賃設定、そしてまた町内ありますほかの賃貸物件と、そう差のない家賃設定にしてみたいと考えておりますので、考え方としましては改修費などの、最初に投資する経費がかなり安く収まれば、家賃も低く設定することができますし、またその物件の程度によって、あるいはその地域の家賃相場の上下によって、柔軟に対応してみたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私の言い方に誤解があるかもしれませんが、豪邸な家だと。いや豪邸であったほうが一番いいんでしょうけども、ただ、借りる方からしてみれば、できるだけ適正なお値段で、賃貸で、契約が取れて、いい暮らしができればそれでいいわけですけども、今のこの 198 平米の大きなこの状態で事業が進んだと仮定します。

そうした場合に、総事業費というのは 1,800 万ぐらいになるわけでしょうけど、私の記憶なんですけども、その中で家賃としてやるとすると、私の頭の中で計算すると、大体 4 万 5,000 円の 12 か月で計算して 10 年間払ったとすれば 540 万ぐらいになるかなと、こんなふうに思います。

これが妥当なのかどうか、私自体も分かりませんが、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

議員がおただしのおおり、今回の事業のほうにかかる事業費については、総額で 1,800 万円ほどを予定してございます。

これは改修の工事費でありますとか、その改修にかかる設計費、あるいは物件の管理にかかる、管理会社の委託料なども含めての金額になってございまして、このうち、町が補助金を活用して、その補助金を差し引いて町が負担する金額っていうのは、大体 950 万円ほどになってございます。

これに対して家賃収入は 10 年間で、議員おっしゃるとおり 540 万円ほどを想定してございますけれども、さらに家賃収入のほかに、人口が増えることによる地方交付税の増でありますとか、住民税や固定資産税の増、そういったことをシミュレーションいたしますと、町の 10 年間の収入としては 1,300 万円ほどの収入が想定されるということでござい

ますので、整備にかかる町の負担額と、将来入ってくる金を、収入を差引きいたしますと、設定した家賃で、家賃だけではなくてほかの税金等の収入もごございますので、それらを合わせると、投資額に見合っただけの収入は期待できるだろうというふうな考え方で、家賃の設定をさせていただいているということでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私が心配するのは、この4万5,000円ぐらいの物件で、それは8畳の3つの部屋、6畳の3つの部屋にするとか、2つにするとかでいろいろと条件が変わってくると思います。

そうした場合の4万5,000円の月々の家賃というのが変わるのかどうか。変わらなかったら大変なことになるんだらうと予測しますけども、見通しなどをちょっとお尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

あくまでも試算の段階での家賃設定でございますので、正式に決定する際には少し上下、上がるということはないと思いますけれども、それに近い金額で、それずばりではなくて、それに近い金額で設定をしてまいりたいなというふうを考えております。

家賃の妥当性について、一言申し上げますと、この物件を提供するに当たっては、町内の不動産事業者にも意見を伺いまして、この物件でこの家賃の設定で借りる人がいるかどうかというように、いろいろ意見交換させていただいたならば、この設定ですと借りる人はいるでしょうということの回答も頂戴しておりますので、そういうことも踏まえて家賃を設定させていただいた、また正式に、今後決定していく考えでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 是非とも、成功に結び付いていくような施策にさせていただきたいと、こんなふうに思います。

テーマを変えます。一つは有害鳥獣対策の強化についてお尋ねをしていきたいと思いますが、私はこの問題は住民の方が随分増えたねって。いろんな猪もいれば、猿もいる。熊もいる。鹿もいる。その中で、どうしてくれるのよという切実な思いから、私なりの質問をするわけですが、いろいろと町の考え方が示されましたけれども、この以外に、この以外に、どんな方法が、対策強化が考えられるのか。

再度、お尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、猪俣議員の再質問にお答えをいたします。

町の対策の考え方、御説明させていただきますが、まず昨日も9番、三留議員にお答えしたところですが、被害防除。これは電気柵の設置でありますとか、花火などによる追い払い、これが被害防除として取り組んでいる事業でございます。

また、環境整備ということで、集落の中をどのような状況にあるかというのを、専門的視点で診断する環境整備。また、集落周辺の干ばつなどによって、見通しのよい環境をつくること。これを環境整備で実施しております。

また、有害捕獲ということで、くくり罠、あるいは箱罠による捕獲。

この3つの取組を、町で有害鳥獣対策の基本的な対策として位置づけているということ

で、これをしっかりと住民の皆さん、あるいは猟友会の皆さんと行うということが、有害対策の基本的なことなのかなということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町の考えは私も理解はできます。

鳥獣被害対策をしてないってわけではありません。

私は認めてるわけではなくて、理解はしてます。

つまり有害鳥獣に関わっている関係者の皆さんの御活躍は、とにかく大変だっていうことは分かっています。

ですから、対応は御苦労されてるということの認識もしてます。

けども、私が2か所に遭遇したのが、实例申し上げますと、滑沢から滝沢間に行く白球のときのお昼過ぎでしたから、道路右から左へ3頭の1メートルぐらいの猪が当たったわけですよ。えっ、ここにこんな昼間から出ると。そしたら専門家の方が言うわけですよ、夜行性ではないんですって。えっ、そうなんですか。これが出たわけですよ。

それから、あと親猿が胸と背負ってるの、まあ尻尾のほうに2頭いるわけですね、前と後ろ。その脇に子ザルがいるわけですよ。4頭いるわけですよ。

だから1年1産なのか、それとも2産なのかって、私自体も分かりません。

しかし、そんなところなので、増えてるという話が出てましたから、まず捕獲してくれないかということなんですよ。

そこで、畏猟の話までお尋ねしたわけです。

内容で、町の答弁で分かりましたが、ただ、畏はかけたけども、かからないと随分悩んでおられる話も聞きますが、これは、町として知り得る範囲内でお答えいただければと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えをいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、現在、自治体の皆様には捕獲活動を行っていただいているところでございます。

畏の設置につきましては、当然、町の専門知識を有する専門員が、どのような場所に設置をすれば効果的に捕獲ができるかということで、自治体の皆様、あるいは集落の方々に指導といいますか、アドバイスをして、より効果が上がるような場所に、畏の設置をお願いをしているということでございます。

ただ、自治体の方につきましては、多くの方がやはりお仕事をお持ちになりながら、活動をしているということでもあります。自治体の方が畏を設置した際には、見回りもその方が行うということになってございますので、やはりお仕事を持っている方につきましては、畏の設置・捕獲との両立も、難しい方もいらっしゃるのかなということで考えておりますが、町で毎年4月に自治体の方に業務説明会というものを開催いたしまして、町の被害の状況を御説明をしまして、被害の縮小に向けて活動のお願いをしております。

その際に当然、できる範囲での活動のお願いということになりますので、そういった活動を今後引き続き機会を捉えて、自治体の皆様に御協力いただけるようお願いをしていきたいということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 猪9頭というのは、捕獲の頭数を示されましたけども、実際90頭もいるという中の10%しか捕れてないわけですよ。

そこを考えてみたら、方策も考えていかなきゃなんないのではないかと、こんなふうを考えるわけであって、実際、実施隊員の皆さんにいろいろと捕っていただいた、1頭いくらを支払うっていうばかりでなくて、そういった目に見えないところの対応などは、町はどう考えておられるのか、お尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 まず、捕獲数と被害の関係について、前段御説明をさせていただきたいと思います。

これは県の数字になりますが、猪だけの内容になります。福島県内では震災前の平成22年と平成28年比べまして、猪の捕獲頭数が約5倍に増えております、捕獲頭数が。

それに対しまして、被害が減っているかということですが、実際被害は横ばいということになっております。

ですから、議員申されましたように、捕獲頭数を上げることが被害の減少につながるかということについては、直接つながらないところもあるのかなということで、この数字上、データ上は判断しております。

また、町の近年の捕獲数と被害の状況を見ましても、やはり捕獲数の多かった年が被害額が少ないかということではない状況も出ております。

ですから、繰り返しになりますが、捕獲も非常に大切な対策であります。先ほど申し上げました被害の防除、電気柵の設置あるいは追い払い、あと環境整備ということで集落周りの見通しのよい整備、あるいは集落に入りまして、その集落がどのような状況にあるかという集落診断も専門員のほう、行っておりますので、そういった複合的に対策を行うことが、結果として被害を減少させていくということにつながりますので、町でその3つの対策を、どれが重点的ということではなくて、複合的に行っていきたいということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容的には分かりました。

ただ、増えてるということ町民の皆さんが、住民の皆さんがおっしゃっているということに対しては、何らかの形で、やっぱり応えていかなければならないということだろうと思いますので、これは鳥獣の頭数が0になることはないと思いますので、それに近いぐらいの対応、対策はやっていかなきゃならないだろうと、こんなふうに思います。

その努力を、まず惜しみなく町の力をお貸し願いたいと、こんなふうに思います。

また、ジビエ化の問題につきましても、いろいろと制約があるようでございます。

これが、この町に生かされていくのであるとすれば、非常にいい方向であろうと思いますので、県との連携をさらに進めていってもらいたいと、こんなふうに思います。

テーマを変えたいと思います。

子育てコミュニティー施設のキッズランド芝草の運用について申し上げたいと思います。最近、いろんな居場所、遊び場で、各県外でも、喜多方のところにあるきてみてっ

う当町も関係しているんですけど、ああいう大きな施設をできている。そういうのが満たすようになってはきましたが、我々、ここの西会津町に生まれ育って、いい建物を、キッズランド芝草として生まれ変わったわけですから、そののところに、土曜日曜日というばかりじゃなくて、できることであれば月曜から金曜の間、子育てセンターばかりじゃなくして、キッズランドで遊ばせるような、ああいういい施設があるわけですから、それを有効に使ってほしいがためにお話を申し上げるわけです。

それを待ち望んでいる方もいらっしゃいます。

後でデータを取りますっていうお話であります、そういうことがあるので、できるだけ活用願いたいということをお願いしているわけです。

それは非常に、使った方は非常にいいところだという話も伺ってます。

ここでは授乳室がどうのこうのとは書いてないけど、これに対してはどのようにしているのかお尋ねします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 猪俣議員の再質問にお答えいたします。

授乳室につきましては、第1期整備、令和3年度に整備した段階ではございませんでしたが、第2期整備として昨年整備したところです。

授乳室につきましては、2人利用同時にできるような形になっておりまして、中に冷房施設もございますので、あと、おむつを替えるような台も設置をさせていただいておりますので、そういったことで支障なくお使いはいただいているかと、こちらのほうでは理解しているところです。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 使い勝手がよくなっていますというお言葉でありました。

伺ってみたところ、非常にいいところだと、なぜ私が聞いたかということ、同伴であるからです。

保護者が同伴ですよ、ゼロ歳からお子様の遊び場として、同伴ですよ。非常にいい言葉をいただいたわけです。

だからお尋ねしたわけですが、ここには授乳室もありますとは書いていなかったから、お尋ねしたわけです。

そこで、できるだけ、できるだけじゃなくて月曜から金曜開放しますよと、運用しますよという一言をいただけないかお尋ねします。

○議長 猪俣議員に申し上げます。

最後の質問となります。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

答弁の中にもございましたとおり、本町においては今、ゼロ歳から未就園児、未就学の小学校に上がっていないお子さんというのが、9月1日現在で137名おります。

そのうち、こども園には117名現在入園しております。

そうすると、差引きしますと、現在未就園児っていうふうにつまえられるお子さんが、20名おることになります。

20名の内訳でございますが、ゼロ歳児が12名、1歳児が8名、2歳児以降は100%、こども園に入園している状況であります。

また、ゼロ歳児につきましては、6か月を過ぎますとこども園に順次入園をお申し込みいただくケースが大変多くなっております。

今、ゼロ歳児は4人入所しておりますので、15名定員でございます。

年度末に向かって15名に近いような数字になっていくことが予想されておりますので、現状ではニーズについては少ないのかなと考えられますが、あと、こども園の中にあります子育て支援センターで行っている、おいでおいでを利用されているお母さん、あるいは妊婦さんの中にはそういったことで、平日集まれる場所があるといいなというような希望もあるということを知っておりますので、そういった部分も詳しく把握をして、必要なか、あるいはこども園の子育て支援センターで行っている、おいでおいでには相談機能も併せてついておりますので、そちらのほうが有効なのか、あるいはキッズランド芝草を平日開所しておくほうが有効なのか、そういった部分も総合的に、この後、検討をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

いろいろ、ありがとうございました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。

9月議会は、4年に1度の議会議員の改選の年であったことから、新たな新人の方々が今次の議会に参加されました。

私こと20年前初当選し、9月議会で無我夢中で一般質問させていただいたことが思い出されます。

町民の声を、町民の代表者として質問させていただくことを信条といたします。

9月議会は決算議会です。

3月の予算議会で計上された財源の使われ方を審議する大事な議会です。

その前に、最近のコロナ禍は感染症法5類に移行してから、3週連続上昇しているようで、最多となっている現状にあります。

感染対策には気を緩めず、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

それでは今次の一般質問は、増え続ける空き家問題。空き家対策について1項目のみ質を提出させていただいています。

人口減少とともに高齢化が進み、同時に空き家が増え続けていることから、過去にも質問しております。

空き家に歯止めがかからず、今こそ抑制策及び利活用策が急務であります。

総合計画の実施計画に、空き家利活用事業が取り組まれています。

その中で、町が住宅を借り上げ、改修して移住者に賃貸する計画が載っていることから質問いたします。

一つ、本年度の空き家の借り上げ工事として改修費1軒分1,841万円が計上されています。町が移住者に賃貸するとあります。入居の条件など、どのように決められるのか、ま

た、改修の進捗状況などお伺いいたします。

二つ、令和5年度より令和7年度まで、空き家利活動事業として6,000万円ほどの事業費で5軒を改修し、町が賃貸する計画であります。5軒の対象地域や選定基準はどのように決定されるのかをお尋ねいたします。

三つ、首都圏者には地方での空き家や古民家を利用し、田舎暮らしを求めるニーズがあるようです。元気なシニアやIターン者など、受け入れるか空き家対策が必要と思います。取り組むことによって人口減少の抑制策につながるものと考えます。いかがですか。お伺いいたします。

四つ、西会津町は交通網、運動施設、保養施設、自然環境などに恵まれています。首都圏在住者を対象とした空き家や古民家などを利用することで、移住・定住が期待できます。空き家はマイナスでなく、利活用できるチャンスであります。プラスと捉えるべきです。いかがですか。お尋ねいたします。

最後の質問は、特定空き家に対する質問であります。

現在、空き家及び特定空き家など、西会津町の地区ごとに何軒ありますか。把握されている範囲でお答え願います。

最後に、特定空き家は危険性があり、景観上も問題があることから、早期に撤去すべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

以上、私の質問といたします。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員の御質問のうち、空き家の利活用についてお答えします。

10番、猪俣常三議員の御質問にもお答えしたとおり、町では西会津町空き家等対策計画に基づき、空き家バンク事業や空き家整備費補助事業などに加え、今年度新たに空き家利活用事業として、町が空き家を借り受け改修を行った上で、移住者に賃貸する事業を始めることにより、空き家の利活用促進を積極的に図っているところであります。

御質問の空き家利活用事業についてですが、本事業につきましては、入居の対象者を移住者としているところであり、その他の入居状況等につきましては、先行する他の自治体の事例や、町内の民間アパートや公営住宅の入居条件等を勘案しながら決定していく考えであります。

事業の対象地域につきましては、今年度は野沢地区に整備することとしており、次年度以降は移住者のニーズや事業に適した物件の有無などを踏まえ、対象地域を検討してまいりたいと考えております。

また、事業の対象とする物件の選定基準につきましては、本年3月議会定例会において重要政策の審議等で御説明申し上げましたとおり、3人以上の世帯の入居を想定し、居住面積は100平方メートル以上、間取りは2LDK以上で、台所、水洗トイレ、浴室など、水回りの設備を一通り有し、改修費がおおむね1,000万円以内の物件としているところであります。

なお、議員のほうから事業の進捗状況についてという御質問もございましたけれども、先ほど、10番、猪俣議員にお答えしたとおりでございます。

次に、元気なシニア層やIターン者などを受け入れる空き家対策についての御質問ですが、本町の場合、シニア層の移住者の傾向としては、経済的にも余裕があり、第二の人生を地方の古民家等を購入してゆっくり過ごしたいというニーズが高いと考えております。このことは、これまでの本町の空き家バンクを通じて空き家を購入した方の、約5割が60代以上の方であることからもうかがえます。

また、空き家バンクの購入者においては、最近ではIターン者の購入が多い傾向にあります。町としましては、移住者の年代やU I Jターンなどの移住パターンに応じ、移住者のニーズをそれぞれの確に捉え、情報発信の強化や空き家の利活用支援など、移住施策の充実に努めてまいります。

次に、首都圏在住者を対象とした移住・定住の取組についてですが、町ではこれまで移住に関するホームページやYouTube、インスタグラムなどのSNS、移住関連雑誌等への広告などにより、広く情報発信を行ってまいりました。

今年度はこれらの取組に加え、毎月1回程度、東京の有楽町にあるふるさと回帰支援センターに、町職員が直接出向いて、出張移住相談会を開催しております。

この相談会を通じ、ホームページやパンフレットなどでは伝わらない本町の詳細な情報を紹介するとともに、空き家バンクや空き家の利活用支援制度をはじめ、各種移住の支援施策についてもPRを行うなど、首都圏在住者を対象とした移住・定住の取組を強化しているところであります。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 11番、青木照夫議員の御質問のうち、空き家等の軒数及び特定空き家に対する町の対応策についてお答えいたします。

初めに、空き家及び特定空き家の軒数であります。令和5年4月1日現在で把握している総数は661棟で、野沢地区164棟、尾野本地区92棟、群岡地区164棟、新郷地区63棟、奥川地区178棟となっております。

このうち、特定空き家は18棟で、野沢地区4棟、尾野本地区2棟、群岡地区8棟、新郷地区1棟、奥川地区7棟であります。

次に、特定空き家に対する町の対応策についてであります。私有財産である空き家の管理は、所有者の責任において行うことが原則であります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、特定空き家については倒壊などの危険性が高いほか、防犯、衛生及び景観などの面からも周囲に及ぼす影響が大きいことから、西会津町空き家等の適正管理に関する条例の規定に基づき、所有者に対して適正管理を求める助言や指導、是正を求める勧告を行っているほか、最大100万円の補助制度を設けて、早期の除却に努めているところであります。

その結果、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行された平成27年度以降に認定した特定空き家32棟のうち14棟が解体に至っており、今年度の空き家等適正管理解体事業で5棟の解体を予定していることから、特定空き家の総数は13棟となる見込みであります。

町といたしましては、現在取りまとめ作業中の空き家実態調査の結果を踏まえつつ、空き家化の抑制・予防、空き家等の利活用促進、管理不全状態にある空き家等の抑制・解消

を3本柱に、庁内及び関係団体と連携を密にして、空家等対策を継続して推進し、町民の安全・安心の確保に努めて参りますので、御理解願います。

○議長　それでは訂正がございますので。

○商工観光課長　大変失礼いたしました。

先ほどの、特定空き家の棟数の内訳で、群岡地区の棟数を正しくは群岡地区4棟のところを8棟と申し上げました。正しくは4棟でございますので、訂正してお詫び申し上げます。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　再質問させていただきます。

まず初めに、空き家対策についての質問でございますが、同僚議員が重複している、また細かいところもお答えいただいておりますが、私なりの観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、今年度の予算の1,841万円。これは実施地区は既に決定されたという野沢地区だと最初伺いましたが、それで間違いありませんか。

○議長　商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃる通りで間違いはございません。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　改修の内容については、先ほど細かく100平方メートル、また間取り2LDK、リビングと台所、水洗関係で1,841万円という値段が上がっておりますが、その素人の受取では1万円という細かい数字が出ているということは、それは確定、全てに対しての確定金額ということによろしいですか。

その根拠をお願いします。

○議長　商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

事業費の根拠ということでの御質問でございますけれども、内訳を申し上げたいと思っております。

1,841万円の内訳でございますけれども、この1,841万円のうち、空き家バンク事業に係る分が16万円でございますので、それを除きますと1,825万円になります。これが移住促進住宅の整備事業の事業費でございます。

このうち、設計の委託料にかかる分が288万7,000円、工事管理の委託料にかかる部分が172万5,000円、改修の工事費が1,325万5,000円、改修後の物件の管理にかかる委託料が8万3,000円、土地・建物の借上げ料が30万円という内訳になってございます。

この事業費について確定かというおただしでございますけれども、予算額の内訳でございまして、実際には工事費などは入札をして確定していくということでございますから、この範囲内で事業費は確定していくということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　今、9月半ばです。これは令和5年度計画ということで実施されるということによろしいですか。

- 議長 商工観光課長、岩淵東吾君。
- 商工観光課長 お答えをいたします。
議員のおただしのおりでございます。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 3年間の計画で約6,000万円ほどの予算。それで5軒が計画されてあります。
対象地区は決定されておられますか。
- 議長 商工観光課長、岩淵東吾君。
- 商工観光課長 お答えをいたします。
今年度は野沢地区でございますけれども、次年度以降の整備地区についてはまだ決定して
ございません。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 対象地区はまだ未定という受け取り方をしましたが、令和6年度から予算が
計上されているのは1棟が2,054万3,000円、千円の単位で上がっております。
これは令和6年度、令和7年度まで同じ額でございますが、これは10番、同僚議員が内
容的にも同じようなことになろうかと思っておりますが、この金額が決定されているというこ
とは、イコールそれに付随した間取りや段取り、方法が同じだということの受け取り方でよ
ろしいですか。
- 議長 商工観光課長、岩淵東吾君。
- 商工観光課長 お答えをいたします。
実施計画において、令和6年度、令和7年度それぞれ2,054万3,000円の事業費を計上
させていただいております。
議員が今、1棟とおっしゃられましたけれども、これは2棟分の経費でございます。
間取りなど、整備の規模について同じく考えているのかということでございますけれど
も、今年度と同じ規模になるかどうかは、物件を選定してみないと分かりません。
ただ、改修費についておおむね1,000万円程度、そこにプラスのその他の経費を含めま
して、合計で1棟当たり1,027万円ぐらいを予定してあるわけでございますけれども、2
棟整備する予定ですから、片方がちょっと多くて、片方が少し少ないというような事業費
の差異はあろうかと思っております。
繰り返しになりますが、まだ次年度以降、整備する物件については今年度と同じ規模に
なるかどうかはまだ分かりません。
ただ、一定の基準、先ほど申し上げました基準以上のものを選定して、整備してまいる
考え方でございます。
- 議長 11番、青木照夫君。
- 青木照夫 未定というお答えのようですが、これから町がそういう空き家対策に対して
前向きで取り組まれると、これは大変歓迎するところではありますが、期待されるところで
ありますが、それに対しての戸数というものに対して、希望者というか、募集とか、そう
いうものにはこれだけのことで、今後こういう内容で、町では対応しますけれども、そんな
ことの案内というか、募集とか、何かはされていらっしゃるでしょうか。
- 議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 議長のお許しをいただければ、お伺いしたいんですが、募集しているのかというのは入居者の募集なのか、それともこういう物件がありますよという所有者、物件の提供者の募集なのか、その辺は青木議員にお伺いしたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 計画が立てていらっしゃるということであれば、まずこういうもの、物件ありますよというものの案内、もちろん今言われたように、そういう希望者を募る、それで募集をするということも含めた意味であります。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 それでは、まずその物件、こういう物件がありますよという、そういう事業の対象となります物件がありますかという募集については、広く募集しているわけではございません。

現在、空き家バンクに登録を希望されている方や、後はその民間の、町内の不動産事業者、あるいは空き家アドバイザー協議会で把握している物件が、この事業に適しているかどうかというのを、その物件の中から、まず選別をいたしまして、そして所有者の方に、事業に提供していただけないかという個別のアプローチをしているということでございます。

そして入居者につきましては、物件の整備のめどが立ち次第、立つと同時に並行してこれから募集をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 先ほど同僚議員に、西会津町と全国古民家再生協会と、東京とそれから町と、それから全国空き家アドバイザー協議会西会津支部、この3者で空き家等に関する包括連携協定を締結しましたと、そういう内容であろうかと思いますが、これは今後、やっぱり空き家に対する前向きな姿勢で私は大歓迎であります、その中でお伺いしたいのは、空き家等に関する包括連携協定という具体的な内容をお聞かせいただけますか。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

包括連携協定で連携協力する事項として、8つの項目を協定の内容としておりますが、主には空き家に関する情報提供でありましたり、空き家を活用した地域の活性化でありましたり、空き家の適正管理や解体でありましたり、そういったことの8つの項目を連携協定の内容としておりまして、具体的には全国組織とも協定をしておりますので、全国の優良事例であったり、先行事例であったりしたところの情報共有とか、空き家に関する専門的な知識や情報を、セミナーを受けたり、またあるいは住民の皆さんにそういった情報を提供したり、そういった情報の部分での内容が1つございます。

それと、あと実際に全国の先進地でどういう空き家が活用がされているのか、こういった事例も教えていただきながら、それを取り入れるにはどうしていったらいいか、そういう方法などもアドバイスをいただいたりする、あるいは地域の中で、町が把握しきれない空き家の物件、こういったもののアドバイザー協議会西会津支部のほうでもかなり細かな情報を持っておられますので、そういう情報共有をして今後の空き家の活用方策に役立てていくと、そういった主な連携協定の内容でございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 はい。ありがとうございました。

その3者協定はこれから必ずや成果があるものと期待いたします。

次、今、田舎暮らしのニーズ、Iターンなど、Uターンも含めて、非常に人気があるということでもあります。

それで、議会の始まる前にそのチラシの内容を、今こういうものでいろんな宣伝がしてありますよ、西会津番地に期待、空き家を求めたいというようなチラシを見せようかなと思ったら、それは駄目です、オミットってということで、これはお見せしませんが、今はそういう業者さんが3回ほど、やっぱりいろんな形で空き家を利用したいと今、そういうニーズになっております。だから我が町も、そういうことに対して、やはり今、新しくこの5月から商工観光課の相談室とか設けられて、有楽町に行ったり、いろんなところで宣伝、また、その内容をやっていらっしゃる。これも大変ないいことだと思います。

その中で、今、空き家に対していろんな、これはちょっと道が余談かも分からないけれども、空き家がIターン、Uターンする方の中で、地域とのミスマッチも出ているという言葉が今、普通に流れているようなことがあります。

そういう内容で、もしそういう、これからの受け入れる態勢、どんどん、特にIターン者は、ここで西会津を来てみたいということの人は、案外同じ集落、隣近所の方との融和が取れないで、ミスマッチが出ているようなお話もありますので、これからの受入れ態勢というのは、いろんな形で町のパイプ役となることに対して、うまく定住できるような、そういうことにしていただけたら最高だなと思いますが、そういうメンタル的なことの対応策とか融和、特別には、情報とかお考えとかはございませんか。

○議長 商工観光課長、岩淵東吾君。

○商工観光課長 お答えをいたします。

移住者が地域になじめるように、しっかりとしたサポートという点では、本年4月から移住・定住の専門相談室、西会津のある暮らし相談室を設置いたしまして、専任のスタッフを配置をいたしまして、きめ細やかな対応を取っております。

そのやり方についても、常に試行錯誤しながら取り組んでいるところでございますし、また併せて今年度からは移住サポーターという形で、地域の住民の方を移住サポーターにお願いをいたしまして、町だけではサポートしきれない部分を今、議員がおっしゃられましたメンタル的な部分なども含めまして、しっかりと地域住民の目線からサポートしていただけるような態勢も取っておりますので、今後より努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 大変、そういうサポーター、やっぱり地域のパイプ役、これからはやっぱりその役割、ある地域でもいろんなそういうものがあつた事実あります。

ですので、今言われたことに対して、メンタル的なサポーター、町がやはり受皿、また地区集落であれば、この方、あの方、こういう担当者というものが、もし今後考えて、分担というところであれでしょうけども、受入れ体制を万全なものとして整えるにはそういう集落の方にも、応援していただけたら、Iターン者、またUターン者のミスマッチも、これを

スムーズに行くのかなと思います。

それは御期待いたします。

次、西会津町は交通網、それから運動施設、保養施設、介護施設、自然施設、これは大変恵まれています。

これはどこに行っても、一括したエリアの中でこれだけまとまった町は私はほかにはないと思います。

あるIターン者のことですが、やはりそこを見て、私ここに住みたいという方も事実いらっしゃいます。

私はそういうことを踏まえて、これから職員さんにも、もう町長は本当にこの人口減少大切だ、空き家も大切だと言っているらしいです。

そういうことですので、私はこれからそういういろんな恵まれた環境の中で、宣伝、また受入れをするということが大事だと思いますが、その点、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 はい、ただいまの御質問でありますけれども、空き家は町の資源だということで、これまでいろんな対策を講じてまいりました。

しかしなかなか、やっぱりそう思うように、そう簡単にいかない問題でもあるわけであります。

空き家の問題については全国的な大きな課題になっている中で、じゃあ西会津町に空き家を利用していただける人が、全国からきていただくにはどうしたらいいかというようなことになるわけでありまして、今お話しありましたように、西会津町は非常に高速道路のインターがあり、あるいはこれだけの資源が、自然環境があり、あるいは子育て・教育のことについても、本当に何ていいますかね、非常に充実した対策を講じておりますし、またさらに、高齢者の皆さんが安心して生活できるような、そういうまちづくりを進めているわけであります。

ですから、総合的にこの町の魅力、魅力を最大限にやっぱりPRしながら、発信をしていきたいなということであります。

これは空き家だけじゃなくて、いろんな面で町の資源でいいですか、ここを最大限活用しないといけない、そんなふうに思っておりますし、それにはやっぱり町の受入れ態勢。この町の受入れ態勢がしっかりしていないとPRはしても、それに応えられないというようなことにもなるわけでありますので、両面からしっかりこの空き家対策、移住対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

いろんな新しい手法も取り入れていかないといけないなというふうに思っておりますし、そういう意味では、議員の皆さんからも、是非何かいい案がありましたら、御提言いただければありがたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

先週、ロータスインで、定年をされて、もう子供たちも独立されて、クラスメイト、クラス会があったということであります。

その中にはもちろん首都圏の方、集まられたと思います。

私が言いたいことは、そういう方々がやはり今後、クラス会とかいろんな形で立ち寄られたときに、早く情報をタッチして、そこにパンフレット持っていきなり、また将来そういう皆さんが、子供たちも独立して自分らが、自分たちがもうそこで暮らしている状態、そういう方々にもやはりパンフレットなり、そういうチラシを持って行って、やはりいかがですかというようなことも大切なのではないかと思います。

まあそれは、私の情報の一端ではございますので、常にそういうことにアンテナを立てて、町の情報を発信していただきたいと思います。

質問変わります。

今、特定空き家の軒数なり、いろんな形で御報告いただきました。

そこは固有名詞は避けなければならないと思いますが、大まかに、今そこに放棄されている、崩壊された空き家があります。

そこはもう4年近くが放置されております。国道沿いです。

そこは観光地、1つの観光ルートになっています。1つには外食しているお店あります。

そして、さらにIターン者がその隣に住んでいます。そのIターン者の中には小さな子供がおります。

それを子供の送り迎えに、毎日そこを送迎されております。旦那様もよそからIターンで来られた方です。

その景観近くというところを、毎日生活されていらっしゃる。

そういうところで、まだまだ解決できないということもありますが、町の捉え方、また、それが今まで片付けられないという理由、原因をお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは青木議員の御質問にお答えいたします。

空き家につきましては、町内に先ほど申し上げましたように、多くの物件がございます。

その管理については、基本的には私有財産ということで、所有者の方、また管理する方に適切な管理をお願いしているところでございますが、中にはやはり経年によったり、また本町では積雪期によって、やはり一冬越しますと、どうしても雪による被害が重なって、潰れてしまったりだとか、屋根先が傷んでしまったりだとかという物件が非常に多く見受けられます。

議員がおっしゃられる倒壊された建物についても、自治区や近隣の方から御相談を町も受けておまして、所有者の方とコンタクトを取って、その処分について、どうしていったらいいのか、所有者とさまざまな制度などと照らし合わせながら、どうしていったらいいのかという点について、今現在話し合っているところでございます。

議員が心配されていらっしゃる近隣の方々への影響といったところでは、非常に心配されるところでございますので、町としても早急に対応してまいりたいというふうを考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 早急に対応していくということですが、先ほど言ったように、もう4年間もそのままの状態なんですね。

それで、そこは繰り返しますが、本当にいろんな奥には景勝地もあるし、この道路、よ

く使う場所なんですね。

それで、たまたまそこに先日行ったら、いろんな方が食事に来てらっしゃいました。ルーマニアの方、それからフランスの方、いろんな方が来ています。

やはりそこを、目を向けなくちゃいけない。

そこにはなおかつね、壊れたところにバス停留所があるんですよ。

これはいくら何でも、ここだけはやっぱり移動してもらわないと、全くおかしいです。知らない人は、町何やってんだと、知らない方はそういうことの捉え方ですから残念です。

そういうことを早急に対処していくということではありますが、どんな法律で、どんな弊害があって、なぜつけられるのか、もう一遍、そこらへんはいかがですか。

お答えは難しいですか。

○議長 青木議員、ただいまの質問であります。個人情報といいますが、そういうものに当たりますので、あまりこう突っ込んだ発言というのは。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは御質問にお答えいたします。

先ほど言われた、御質問にありました物件につきましては、基本的には先ほど申し上げましたように、個人の私有物、私有財産ということでございますので、その所有者の方に、適切な管理を続けてお願いしているところでございます。

ただ、その適切な管理するにしろ、その方の生活の実態でしたり、御家族の状況であったり、細かく状況を把握しながら、可能な限りその所有者の方の努力によって、解決をしていただきたいということで進めてはおりますが、場合によっては先ほど申し上げました制度などの御案内といいますが、状態によってはそういった制度も利用できる状態であれば、さまざまな制度を利用して、その方の独自の処理、処分について、町としても相談に乗っていききたいということでございます。

ただ、今現在、建物としての現状は町のほうでも把握しておりまして、付近に与える影響はある程度、危険性はないもの、その敷地内に入らなければならないものだろうというふう認識してございますが、やはり付近を通られる方や地域の方からは、やはり心配だというような声もいただいておりますので、安全確保については引き続き町としても関わってまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今年の4月に、管理不全建物管理命令が施行されました。

これは今までの管理不全土地命令というのは、私もこういうことで中身見させて、勉強させていただくと、今までは土地の問題、建物、管理不全土地命令っていうのは、このごみも俺の財産だ、何もそんなお前に言われることない、人から言われることないっていうような時代がありました。

この2023年の4月は管理不全建物管理、土地から建物、それは中身をよく見させてもらうと、建物っていうのは周りの方の今度は権利です。

だからそういう権利に。こう、いろんな不愉快な物っていうものを感じ取った方が、裁判をかけるっていうようならしいんですけど、今後これにどれだけの効力が発揮されるの

か分かりませんが、そういう制度が新たに今年の4月ですよ。

ちょうど、あるところでやっていたところを確認いたしましたので、そのへんもよく検討させていただきたいと存じます。

それは町が、誰もが心地よく暮らせるまちづくり、笑顔つながりゆめあふれず一っつと、西会津。

Iターン者の方が先ほど言ったようにいらっしゃいます。

そういうことで、どうかその空き家、特に、崩壊するような、またされてるようなところであったら、そういうものを応用して生かしていただきたいと思います。

以上で、青木の質問終わります。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時、休議といたします。再開は午後1時です。(11時55分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでを、一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・討論・採決の順で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 日程第2、議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について。

日程第3、議案第2号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第5、議案第4号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第6、議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第7、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

日程第8、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

日程第9、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

失礼しました。読み違えがございました。

日程第4、議案第3号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

なお、大変申し訳ございません。日程表中、日程第9、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業決算の処分及び決算の認定についてとなっておりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の

処分及び決算の認定についてに訂正をお願いいたします。

○議長 議案第1号から議案第6号までの説明を求めます。

会見管理者、五十嵐博文君。

○会計管理者兼出納室長 議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第2号から議案第6号までの、各特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

初めに書類と資料の確認をお願いします。地方地自治法及び同施行令による議会への提出書類は、令和4年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書となっております。

このほか、説明資料として、主なる施策の執行実績調書、西会津町一般会計決算の状況、予算の執行実績調書・起債の状況を提出しております。

このうち、今回私からはこちらの西会津町一般会計決算の状況及び主なる施策の執行実績調書、この2つで説明をさせていただきます。

初めに、一般会計決算の概要を説明いたします。西会津町一般会計決算の状況、縦長の資料でございます。こちらを御覧いただきたいと思っております。

1ページは、歳入決算額の状況です。令和4年度の歳入総額は、72億2,638万円、前年度より0.4%の減となりました。

款ごとの構成比の主なものは、10款・地方交付税が47.4%、14款・国庫支出金が9.4%、18款・繰入金が8.5%、1款・町税が8.4%などとなっております。

2ページを御覧いただきたいと思っております。財源構成の状況です。

一般財源と特定財源との関係は、令和2年度は新型コロナウイルス対策等による国庫支出金の増額により特定財源の比率が例年より高い構成比でありましたが、令和3年度、令和4年度と例年ベースの構成比となりました。

次に地方交付税の推移は、普通交付税は前年度より4.6%の増、特別交付税は0.7%の減となり、全体では3.8%の増となりました。

次に、歳出です。3ページをお開き願います。

歳出決算額の状況は、歳出総額が66億1,757万7,000円で、前年度より5.8%の減となりました。

款ごとの主な構成比は、2款・総務費が24.1%、3款・民生費が17.3%、12款・公債費が13.0%、8款・土木費が12.8%などです。

4ページを御覧願います。性質別決算額です。

前年度と比較いたしますと、義務的経費の割合は1.2ポイント上がりました。

また、投資的経費も0.8ポイント上がり13.3%となりました。

次に経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標であり、1.1ポイント上がり、88.9%となりました。

次に、5ページの決算収支の状況を説明いたします。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は6億880万3,000円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源3億2,708万6,000円を差し引いた実質収支も、2億8,171万7,000円の黒字となりました。

次に、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、7,658万1,000円のプラスとなり、これに財政調整基金への積立と取崩し、そして起債の繰上げ償還金を計上した実質単年度収支は、1億4,061万円のマイナスとなりました。

財政指数の状況は、記載のとおりであります。

次に、6ページの公債費比率等の状況を御覧願います。

公債費比率は6.4%、準公債費比率も6.4%、公債費負担比率は15.1%となりました。

地方債年度末現在高は、68億2,715万円となり、前年度より4億1,143万1,000円減少しております。

地方債の借入れには、元利償還金が地方交付税で交付される有利な起債を優先的に活用しており、償還額の76.6%は普通交付税に算入されております。

その結果、実質的な町の一般財源の負担額は、15億9,433万3,000円で、負担率は23.4%となり、負担額は減少しております。

債務負担行為翌年度以降支出予定額は、3,248万2,000円で、自主放送送出設備・放送用機材更新事業が主なものであります。

次に、健全化判断比率等の状況は、実質赤字比率、凍結実質赤字比率及び資金不足比率は、全ての会計が黒字ですので、算定されません。

また、実質公債費比率、将来負担比率とも、警戒ラインを下回っております。

それでは議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての内容を御説明させていただきます。

認定の対象となりますのは歳入歳出決算書であります。理解が深まるよう、主なる施策の執行実績調書で説明をさせていただきます。こちらの横長の資料となります。

なお、収納率や収入未済額などは、歳入歳出決算・事項別明細書に記載してありますので御覧いただきたいと思っております。

では、主なる施策の執行実績調書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

事前配布となっておりますので、ポイントとなる所を中心に御説明させていただきます。まずは一般会計の歳入です。

1款・1項・1目・個人町民税は、1億6,518万8,000円、前年度より166万円の減額です。

1項・2目・法人町民税は2,307万6,000円、前年度より9万7,000円の減額です。

2項・1目・固定資産税は、3億4,493万9,000円、こちらも前年度より489万2,000円の減額となりました。

3項・2目・軽自動車税の種別割は、2,209万1,000円、前年度より3万8,000円の増額です。

4項・1目・たばこ税は、4,272万3,000円、前年度より235万3,000円の増額です。

町税全体での収納率は、97.48%。不納欠損額は202万6,403円となり、前年度より15万199円の減となりました。

次に、7款・1項・1目・地方消費税交付金は、1億4,744万4,000円で、前年度より260万4,000円の減額です。

次に、10款・1項・1目・地方交付税は、34億2,225万5,000円で、前年度より1億

2,637万3,000円の増額です。

2ページを御覧いただきたいと思います。

13款・1項・1目・総務使用料は、9,543万8,000円で、前年度より490万2,000円の減額です。

14款・1項・1目・民生費国庫負担金は、1億2,563万4,000円で、前年度より283万円の減額となりました。

14款・2項・1目・総務費国庫補助金は、2億1,160万2,000円で、内訳は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などであり、前年度より4,716万4,000円の増額となりました。

14款・2項・2目・民生費国庫補助金は、7,964万2,000円で、内訳は子ども・子育て支援交付金などで、前年度より8,156万5,000円の減額となりました。

3ページをお開きいただきたいと思います。

14款・2項・4目・土木費国庫補助金は、1億7,782万4,000円で、道路事業や都市公園事業などの交付金、補助金で前年度より2,208万4,000円の減額となりました。

4ページを御覧いただきたいと思います。

15款・2項・4目・農林水産業費県補助金は、2億861万1,000円です。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、広葉樹林再生事業補助金などが主なものであり、前年度より7,019万3,000円の減額です。

5ページをお開き願います。

17款・1項・2目・ふるさと応援寄附金は1億9,432万1,000円で、前年度より3,013万7,000円の増額となりました。

18款・2項・1目・財政調整基金繰入金は5億8,587万6,000円で、前年度より3,721万5,000円の増額です。

19款・1項・1目・繰越金は2億3,091万1,000円で、前年度より3,530万6,000円の減額となりました。

6ページを御覧いただきたいと思います。

21款・1項・2目・過疎対策事業債は2億5,050万円で、前年度より6,940万円の減額となりました。

以上、歳入総額は、72億2,638万円となり、前年度より3,120万円のマイナスとなりました。

7ページを御覧いただきたいと思います。歳出です。

2款・1項・1目・一般管理費は3億4,695万4,000円で、前年度より1,656万4,000円の増額です。

主なものは、喜多方地方広域市町村圏組合の総務費・喜多方プラザ分の負担金1,726万4千円であります。

2款・1項・3目・電算管理費は8,048万9,000円で、前年度より792万6,000円の減額です。

主なものは、総合行政情報システム機器等保守業務委託料2,430万8,000円、総合行政情報システム借上料4,843万5,000円などあります。

2 款・1 項・5 目・財産管理費は 3 億 9,691 万 2,000 円で、前年度より、4 億 6,838 万 8,000 円の減額です。

主なものは、小型バス購入費 1,089 万円、財政調整基金への積立金 3 億 6,868 万 5,000 円などです。

なお、決算年度末現在の財政調整基金の残高は、7 億 6,815 万 7,392 円となりました。

1 項・6 目・企画費は 2,522 万 3,000 円で、主なものは、官民連携まちなか再生調査研究委託料 1,296 万円です。

1 項・8 目・自治振興費は 2,267 万 7,000 円で、主なものは、自治区長報償金 1,227 万 8,000 円です。

8 ページをお開き願います。

1 項・10 目・ふるさと振興費は、1 億 8,121 万 3,000 円で、温泉施設管理業務委託料 5,542 万円、国際芸術村施設管理業務委託料 1,530 万 4,000 円、地域おこし協力隊配置事業 5,826 万円などが主なものであります。

1 項・11 目・総合情報政策費は、1 億 6,032 万 4,000 円で、ケーブルテレビ管理運営業務委託料 6,441 万 8,000 円、放送設備用備品購入費 3,000 万円、インターネット管理運営業務委託料 3,585 万 4,000 円、西会津町デジタル戦略推進事業 1,869 万 8,000 円などが主なものです。

1 項・12 目・総合交通対策費は、1 億 1,740 万 8,000 円で、町民バス運行業務委託料 7,783 万 1,000 円、町民バス購入費 1,540 万円などが主なものであります。

2 項・1 目・税務総務費は、1 億 7,143 万円で、ふるさと応援寄附金事業 1 億 1,640 万 4,000 円などが主なものであります。

3 項・1 目・戸籍住民登録費は、2,893 万 6,000 円で、戸籍総合システム使用料 605 万 8,000 円が主なものであります。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

4 項・3 目・参議院議員通常選挙費は、863 万 2,000 円となり、4 項・4 目・県知事選挙費は、725 万 4,000 円となりました。

3 款・1 項・1 目・社会福祉総務費は 2 億 694 万 1,000 円で、国民健康保険特別会計事業勘定及び施設勘定への繰出金などが主なものであります。

3 款・1 項・3 目・老人福祉費は 3 億 9,860 万 3,000 円で、介護保険特別会計繰出金 2 億 77 万 9,000 円、10 ページに記載の後期高齢者医療費療養給付費負担金 8,777 万 8,000 円などが主なものであります。

3 款・1 項・4 目・障がい者福祉費は 1 億 6,655 万円で、障がい福祉サービス費 1 億 3,982 万 2,000 円などが主なものであります。

1 項・5 目・非課税世帯臨時特別給付金給付事業費 6,590 万 8,000 円は、同事業の給付金と委託料等です。

2 項・2 目・児童措置費 2 億 7,718 万 6,000 円は、児童手当 5,566 万円、認定こども園運営委託料 1 億 1,732 万 2,000 円、放課後児童クラブ業務委託料 1,332 万 6,000 円などが主なものです。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

4 款・1 項・1 目・保健衛生総務費は、2 億 1,241 万 1,000 円で、水道事業会計操出金が主なものであります。

1 項・2 目・予防費は、7,938 万 9,000 円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業 5,160 万円などが主なものであります。

1 項・4 目・健康推進費は、4,000 万 5,000 円で、新たな健康づくり推進事業 1,081 万 4,000 円などが主なものであります。

4 款・2 項・1 目・清掃総務費は、8,163 万 6,000 円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金が主なものであります。

12 ページをお開き願います。

2 項・2 目・塵芥処理費は、4,534 万 9,000 円で、ごみ収集委託料 3,808 万 2,000 円が主なものです。

2 項・3 目・し尿処理費は、2,922 万 6,000 円で、下水道事業会計への操出金であります。

6 款・1 項・3 目・農業振興費は 1 億 8,418 万 3,000 円です。

主なものは、中山間地域等直接支払事業 7,589 万 7,000 円、集落型ライスセンター整備支援事業補助金 1,450 万 6,000 円、山村活性化対策事業 1,204 万 9,000 円、産地生産基盤パワーアップ事業 1,506 万 6,000 円、生産資材等緊急対策事業 1,863 万 2,000 円などであります。

1 項・5 目・農地費は 1 億 126 万 2,000 円です。主なものは、多面的機能支払交付金事業 3,988 万 3,000 円、下水道事業会計操出金 4,344 万 8,000 円などであります。

2 項・1 目・林業総務費は 2 億 2,683 万 1,000 円です。

鳥獣被害防止対策事業 1,810 万 2,000 円、菌床栽培ハウス整備工事 5,072 万 9,000 円。

13 ページにいきまして、広葉樹林再生事業 3,963 万 1,000 円、林業専用道整備事業 3,995 万 5,000 円、森林環境譲与税基金積立金 1,615 万 9,000 円などが主なものであります。

2 項・2 目・林業振興費は 4,431 万 2,000 円です。

林道開設等事業の岩井沢檜ノ木平線 2,015 万 2,000 円が主なものであります。

7 款・1 項・2 目・商工振興費は 1 億 434 万円です。

中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円のほか、消費復活商品券事業 2,932 万 4,000 円、消費支援商品券事業 2,933 万円などが主なものであります。

1 項・3 目・観光費は 2,769 万 8,000 円で、にしあいつ観光交流協会育成補助金 1,400 万円が主なものです。

8 款・1 項・2 目・道路維持費は 3 億 2,970 万 3,000 円で、内訳は、町道整備事業 5,004 万 3,000 円。

14 ページにいきまして、除雪費で 2 億 2,303 万 2,000 円、除雪機械購入費で 1,298 万円などあります。

1 項・3 目・道路新設改良費は 1 億 3,704 万円で、内訳は、下松村中線改良・舗装 3,185 万 6,000 円、橋屋黒崎線側溝整備 2,387 万 7,000 円などあります。

1 項・4 目・橋梁維持費は 1 億 2,758 万 4,000 円で、橋梁補修・調査設計・定期点検の経費となります。

3項・2目・公共下水道費は7,494万7,000円で、下水道事業会計への操出金です。

3項・3目・公園費は1億2,360万2,000円です。主なものは、さゆり公園管理業務委託料5,982万3,000円、さゆり公園体育館空調設備整備工事3,452万9,000円などであり
ます。

4項・1目・住宅管理費は2,067万2,000円です。主なものは、町営住宅の修繕料337万7,000円などであり
ます。

15ページを御覧いただきたいと思ひます。

9款・1項・1目・常備消防費は1億8,682万6,000円で、喜多方地方広域市町村圏組合負担金です。

1項・2目・非常備消防費は4,874万9,000円で、消防団員報酬1,679万2,000円が主なものであり
ます。

1項・3目・消防施設費は4,996万5,000円で、松尾消防屯所新築工事1,433万3,000円、下野尻小型動力ポンプ付積載車購入費1,265万円が主なものであり
ます。

10款・1項・3目・学校給食費は、3,783万円で、給食調理業務委託料1,940万4,000円が主なものであり
ます。

16ページを御覧いただきたいと思ひます。

1項・4目・スクールバス運行費は、4,252万3,000円で、スクールバス運行業務委託料2,023万7,000円が主なものであり
ます。

4項・4目・図書館費は2,771万円で、図書館エアコン更新工事1,500万7,000円が主な
ものです。

11款・1項・1目・農地施設災害復旧費は9,191万2,000円で、復旧工事5,607万5,000円などが主な
ものです。

12款・1項・1目・公債費元金は8億4,043万1,000円、1項・2目・公債費利子は1,819万7,000円
となりました。

以上、一般会計の歳出総額は、66億1,757万7,000円となり、前年度と比較し4億909万2,000
円のマイナスとなりました。

続きまして、各特別会計の決算を御説明させていただきます。

17ページをお開き願ひます。

これは議案第2号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
についてを御説明いたします。

本年度は、用地の売却はなく、町が保有する面積は2万6,871平方メートルとなっ
ています。

歳入は、2款・1項・1目・繰越金が6万1,000円で、歳入総額も6万1,000円とな
りました。

18ページは歳出で、本年度の支出はなく、歳入歳出差引額は6万1,000円となり、実質
収支も同額となりました。

19ページをお開き願ひます。

議案第3号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを御
説明いたします。

本年度の分譲は1件で、年度末の残区画は9となっております。

歳入は、1款・1項・1目・住宅団地使用料1万9,000円と、2款・2項・1目・不動産売払収入で476万7,000円、3款・1項・1目、繰越金321万9,000円で、歳入総額は801万2,000円となりました。

20ページは歳出です。

団地内修繕料が主なもので、歳出総額は171万9,000円となり、歳入歳出差引額は629万3,000円で、実質収支も同額となりました。

21ページをお開き願います。

議案第4号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

歳入は、1款・保険料が特別徴収・普通徴収合わせて6,128万1,000円で、収納率は99.99%で、不納欠損額は1,600円となりました。

2款・1項・2目・保険基盤安定繰入金は3,231万2,000円で、歳入総額は1億25万5,000円となりました。

22ページは歳出であります。

3款・1項・1目・後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、歳出総額は1億17万8,000円で、歳入歳出差引額は7万7,000円となり、実質収支額も同額となりました。

23ページをお開き願います。

議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入です。

1款・国民健康保険税は、1億1,355万7,000円で、収納率は90.30%、不納欠損額は197万7,390円となりました。

4款・1項・1目・保険給付費等交付金は5億5,942万3,000円で、内訳は普通交付金が5億3,318万円、特別交付金が2,624万3,000円です。

6款・1項・1目・一般会計繰入金は8,180万5,000円で、内訳は、一般会計繰入金が4,315万1,000円、保険基盤安定繰入金が保険税軽減分と保険者支援分を合わせ3,829万4,000円となりました。

歳入総額は7億7,812万7,000円となりました。

24ページを御覧願います。歳出です。

2款・1項・1目・一般被保険者療養給付費は、4億6,274万3,000円、3款・1項・1目・一般被保険者医療給付費分は、1億1,221万5,000円。

その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳出合計は7億6,566万1,000円、歳入歳出差引額は1,246万6,000円の黒字となり、実質収支額も同額となりました。

25ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1款・1項の収入合計は、1億2,674万9,000円となり、前年度より658万8,000円の減額となりました。

2項・1目・諸検査等収入は5,388万円で、前年度より1,287万1,000円の減額となり

ました。

4 款・1 項・1 目・一般会計繰入金は 5,423 万円、前年度より 1,213 万 4,000 円の減額、5 款・1 項・1 目・繰越金は 2,532 万 4,000 円、前年度より 997 万 4,000 円の増額となり、その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、歳入総額は 3 億 8,610 万 7,000 円となり、前年度より 5,428 万 7,000 円の増額となりました。

26 ページを御覧いただきたいと思います。歳出です。

1 款・1 項・1 目・一般管理費は 2 億 7,577 万 7,000 円で、前年度より 5,091 万 3,000 円の増額となりました。

診療業務委託料 886 万円、医師住宅新築整備事業 6,591 万 9,000 円が主なものであります。

2 款・1 項・1 目・医療用機械器具費は 2,220 万 1,000 円で、前年度より 160 万円の増額となりました。

医療用の機器は計画的に更新しておりまして、ビデオスコープ等を更新しております。

その他、款項の主な内容は記載のとおりでありまして、歳出総額は 3 億 6,735 万 7,000 円、歳入歳出差引額は 1,875 万円となり、実質収支額も同額となりました。

27 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 6 号、令和 4 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

歳入は、1 款・1 項・1 目・第 1 号被保険者保険料は 1 億 6,758 万 3,000 円で、収納率は 98.95%、不納欠損額は、34 万 2,520 円でした。

3 款・1 項・1 目・介護給付費負担金は 2 億 149 万 2,000 円で、前年度より 141 万 2,000 円の増額となりました。

2 項・1 目・調整交付金は 1 億 2,117 万 5,000 円で、前年度より 60 万 7,000 円の減額となりました。

4 款・1 項・1 目・介護給付費交付金は 2 億 8,307 万 8,000 円で、前年度より 937 万 6,000 円の増額となりました。

5 款・1 項・1 目・介護給付費負担金は 1 億 6,929 万 9,000 円で、前年度より 15 万 8,000 円の増額となりました。

7 款・1 項・1 目・介護給付費繰入金は 1 億 2,895 万 6,000 円で、前年度より 136 万円の増額となりました。

28 ページを御覧いただきたいと思います。

1 項・5 目・その他一般会計繰入金 4,639 万円は、職員給与や介護予防支援事業費などに関する、他会計からの繰入金であります。

その他、款項の主な内容については記載のとおりであり、歳入総額は 12 億 6,426 万 7,000 円となり、前年度より 4,329 万 9,000 円の増額となりました。

29 ページをお開き願います。歳出です。

2 款・1 項・1 目・居宅介護サービス給付費は 3 億 574 万 2,000 円。

1 項・2 目・地域密着型介護サービス給付費は 1 億 6,504 万 5,000 円。

1 項・3 目・施設介護サービス給付費は 4 億 2,851 万 8,000 円。

1 項・6 目・居宅介護サービス計画給付費は 4,119 万 8,000 円。

6 項・1 目・特定入所者介護サービス費は 4,199 万 6,000 円。

その他、款項の主な内容については記載のとおりでありまして、30 ページの歳出総額は 12 億 1,885 万 7,000 円、歳入歳出差引額は 4,541 万円となり、実質収支額も同額となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、記載のとおりでありまして、これまでの説明と重複する部分がありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 1 号から議案第 6 号までの説明を、終了させていただきます。

申し訳ございません。

説明の中で、一般会計決算の状況の中で、6 ページにあります連結実質赤字比率を私、凍結と申し上げました。大変失礼しました。連結の誤りでございました。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長 議案第 7 号及び議案第 8 号の説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは議案第 7 号、令和 4 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、剰余金の処分について、併せまして同法第 30 条第 4 項の規定により、決算の認定について、議会の認定を求めるものであります。

説明に使用します資料は、西会津町歳入歳出決算書、この薄いほうですね、それから事項別明細書、厚いほうです。

この 2 冊を交互に使用しますので、御用意願います。

初めに、剰余金の処分について説明をいたします。

決算書の 37 ページ、38 ページを御覧ください。

今次の決算では、未処分利益剰余金を減債積立金へ積み立てるものであります。

上段の表、令和 4 年度西会津町水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は、3,032 万 9,707 円で、そのうち 2,100 万円を資本金へ繰り入れ、処分後の繰越利益剰余金の残高は、932 万 9,707 円となりました。

当年度の変動額は、純利益が 1,134 万 6,820 円であり、繰越利益剰余金 932 万 9,707 円と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は 2,067 万 6,527 円となります。

次に、下段の表、令和 4 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧願います。

今ほどの当年度末、未処分利益剰余金残高 2,067 万 6,527 円のうち、1,500 万円を減債積立金へ積み立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を 567 万 6,527 円とするものでございます。

次に、決算の概要を御説明いたします。

事項別明細書 185 ページをお開き願います。

1、概況の(1)総括事項、ア、給水ですが、前年度と比較して上水道の年間総排水量は 1.9%の減に対し、年間総有収水量は 0.2%の減となりました。給水普及率は 0.9 ポイント上がって 87.5%となりました。簡易水道事業の年間総排水量は、前年度と比較して 22.5%の増、年間有収水量は 1.3%の減、給水普及率は 1.4 ポイント上がって 93.3%とな

りました。

ウ、経常収支は、令和4年度の収益的収支の損益計算において、1,134万6,820円の黒字となりました。

資本的収支では収支差引1億1,290万4,271円の不足となりましたので、過年度分損益勘定留保資金、5,879万1,146円などで補填をし、その結果、実質収支は1億155万7,451円の赤字となりました。

次に186ページを御覧願います。

議会の議決事項、職員に関する事項、工事の概況などは、記載のとおりでございます。

188ページに移りまして、3、業務の(1)業務量のうち、上水道の供給単価は、1立方メートル当たり223円90銭で、給水原価は、319円13銭となりました。簡易水道等の供給単価は、1立方メートル当たり269円51銭で、給水原価は、742円64銭となりました。

次に191ページを御覧願います。

4、会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載しております。

193ページ以降の明細書は、決算書にて御説明をいたします。

決算書にお戻りいただきたくまして、33、34ページを御覧願います。

この決算報告書は、消費税及び地方消費税を加算した額で計算しています。

先ほどまでの説明は、税抜きであったため、金額は一致しておりませんので、御了承願います。

まず、収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に、35、36ページを御覧願います。

(2)資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、39ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載の経常利益は1,134万6,820円で、当年度末未処分利益剰余金は2,067万6,527円となりました。

次に、40ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。

資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、29億708万6,221円となりました。

以上で、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終了させていただきます。

続きまして、試案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について、併せまして、同法第30条第4項の規定により、決算の認定について議会の認定を求めるものであります。

決算書の50、51ページをお開き願います。

上の表、令和4年度西会津町下水道事業剰余金計算書を御覧願います。

前年度末残高の未処分利益剰余金は1,365万9,866円で、前年度は剰余金を処分しなかったことから、同額が繰越利益剰余金となりました。

当年度の変動額は、純利益が992万2,846円であり、繰越利益剰余金1,365万9,866円と合計した、当年度末の未処分利益剰余金の残高は2,358万2,712円となります。

次に、下段の表、令和4年度西会津町下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧願います。

今ほどの当年度末の未処分利益剰余金残高2,358万2,712円のうち、1,500万円を減債積立金へ積立て、処分後の繰越利益剰余金の残高を858万2,712円とするものでございます。

次に、決算の概要を御説明いたします。事項別明細書204ページをお開き願います。令和4年度西会津町下水道事業報告書。

1. 概況の（1）総括事項、ア、事業量の状況ですが、水洗化人口は、公共下水道事業で森野農集と統合に伴い24.9ポイントの増の1,582人となり、逆に農業集落排水処理事業では23.1ポイント減少し、1,220人となりました。

水洗化率につきましては、公共下水道事業で5ポイント増となり、農業集落排水処理事業については、微増で推移をしております。

個別排水処理事業については、合併浄化槽を年間5基程度整備しており、町管理の基数は381基になり、有収率は3事業とも100%であります。

ウ、経常収支は、公共下水道事業等、3事業の収益的収支は、損益計算において992万2,846円の黒字となりました。

資本的収支では、収支差引8,738万8,417円の不足となりましたので、当年度分損益勘定留保資金等で補填し、その結果、実質収支は7,746万5,571円の赤字となりました。

次に205ページを御覧願います。

議会の議決事項、職員に関する事項、工事の概況などは、記載のとおりでございます。

207ページを御覧願います。

3、業務の（1）業務量は、公共下水道事業から個別排水処理事業まで、それぞれ処理区内人口や水洗化人口、年間有収水量、有収率などを記載しております。

210、211ページを御覧願います。

4、会計は、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況、他会計補助金の充当などについて記載をしております。

212ページ以降の明細は、決算書にて御説明をいたします。

決算書にお戻りいただきたいと思っております。

42ページから45ページを御覧願います。

この決算報告書においても、消費税及び地方消費税を加算した額で計上しておりますので、先ほどまでの説明は税抜きであったため、金額は一致しておりませんので御了承願います。

まず、（1）収益的収入及び支出は、経常的な営業収支であり、主な収入は下水道使用料や一般会計補助金で、支出が維持管理経費や人件費などであります。

次に46ページから49ページを御覧願います。

(2) 資本的収入及び支出は、施設の建設改良に関する投資的な収支で、企業債の償還元金も含まれます。

次に、52 ページの損益計算書を御覧願います。

損益計算書は会計期間の収益、費用、利益を示す決算書でありまして、中段より下に記載しております経常利益は992万2,846円で、当年度末未処分利益剰余金は2,358万2,712円となりました。

次に、53 ページの貸借対照表は、決算における企業の財政状態を表しております。

資産の合計と負債及び資本の合計が一致するものであり、54億5,472万1,368円となりました。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。

よろしく御審議をいただきまして、提出いたしました各会計の決算について、御認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 　ただいま説明のありました議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等、審査の意見・定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、鈴木和雄君。

- 代表監査委員 　それでは、お手元の令和4年度決算審査意見書等の冊子を御覧ください。

下のほうに西会津町監査委員と書いてあります。

まず、初めに、冊子には詳しく記載されていますが、先に会計管理者及び建設水道課長から報告されました内容と重複しないように御説明することとしまして、各種の表やグラフはお目通ししていただくこととし、重要な部分、ポイントなどをかいつまんで御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは1ページをお開きください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、またこれと併せて提出された関係書類を審査した結果とその意見は次のとおりです。

令和5年9月4日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

2ページに行きます。

令和4年度決算審査意見書。

1、審査の概要。

(1) 審査の対象。西会津町一般会計歳入歳出決算から特別会計で工業団地造成事業特別会計、住宅団地造成事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計それぞれの歳入歳出決算であります。

(2) 審査の期間。令和5年7月27日と7月28日であります。

(3) 審査の手続。審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書並びに附属書類である各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準じて調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、

さらには予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸票及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるそのほかの審査手続を実施しました。

2、審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めました。

審査の意見。

(1) 総括。西会津町一般会計及び特別会計の決算総額は、次のとおりである。先ほどの会計管理者からの報告ありました。

歳入総額が97億6,320万9,000円、歳出総額が90億7,134万9,000円、翌年度に繰越すべき財源として3億2,708万6,000円、実質収支の各会計の合計として3億6,477万4,000円であります。

一般会計及び特別会計を合わせた歳入総額は、対前年度比0.6%増、歳出総額は3.2%の減となっており、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は3億6,477万4,000円の黒字です。

対前年度比5,435万8,000円の増となりました。

4ページにいきまして、①歳出決算額の推移。

令和4年度の主な歳出として、一般会計はケーブルテレビの映像機器高度化・更新事業の管理料、8月に発生した災害復旧に係る事象について、その多くが繰越し事業となったことなどにより、決算額は対前年度比5.8%の減となった。

特別会計の決算額は移住住宅の整備などにより対前年度比4.9%の増となりました。

下に行って、②予算の執行状況。

(ア) 歳入。

調定に対する収入済額の割合は、97.8%です。

なお、調定額には、次年度への繰越明許分1億6,863万円が含まれております。

この分を除いた調定に対する収入済額の割合は、99.5%であります。

(イ) 歳出。

予算額から翌年度繰越額を差し引いた執行率は94.3%であり、前年度より1ポイントの減で、おおむね適正な執行であります。

5ページ、一般会計及び特別会計の予算執行状況ということで、表については御覧ください。

③町債の状況と実質公債費比率。

(ア) 町債の発行額。

一般会計の発行額は4億2,900万円、特別会計の発行額は1億20万円、全体で発行額は5億2,920万円、対前年度比7.6%の増となっております。これは移住住宅の整備に伴う過疎対策事業債の増などが原因となっております。

(イ) 町債の償還額。

一般会計の償還額は8億5,861万円、特別会計の償還額が3,922万8,000円となっており、全体で償還額は8億9,783万8,000円。対前年度比2.2%の増となっています。

(ウ) 実質公債費比率。

前年度より0.4ポイント減の12.2%となっており、18%を下回ることから、起債の発行についても、引き続き県知事の許可を必要としない同意団体となります。

6ページに行きまして、下段の④収入未済額と不納欠損額。

(ア) 収入未済額。

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、対前年度比7.8%減の4,223万7,000円であります。

主なものとして一般会計では町税1,362万7,000円、固定資産税が1,200万1,000円、使用料1,625万円、住宅使用料として1,386万5,000円などがあります。

税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、ほぼ毎年減少しています。

徴税等事務に関しては法令等にのっとり、厳格かつ適正な事務処理を継続して当たっていただきたいということでもあります。

7ページにいきまして、(イ)の不納欠損額。

前年度より2.7%減の502万3,000円が不納欠損として処分され、うち固定資産税173万2,000円と、国民健康保険税197万7,000円で、73.8%を占めている。

令和4年度より西会津町私債権管理条例が施行され、条例第7条第1項の規定により債権の放棄が実施された。

放棄された額は菌床栽培用パイプハウス使用料1件、48万3,000円など、合計で38件、67万5,000円となっており、適切に処理が行われております。今後も負の決算額が極力少なくなるように適切に対応されたい。

下に行きまして⑤、主な基金の状況。

(ア)の財政調整基金。

財政調整基金は、事業を執行する上で不足する分の財源とするため設置されているものです。

令和4年度末現在高は、前年度比22%減の7億6,815万7,000円で、令和4年度の本町の標準財政規模38億1,635万2,000円の20.1%に当たります。

8ページに行きまして、(イ)の介護給付金準備基金。

事業別計画機関の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合には取り崩しを行うなど、費用形成に安定して保険給付を提供できるようにするための基金です。

令和4年度末現在高は、前年度比51.9%増の6,154万9,000円となっています。

(ウ)森林環境譲与税基金。

森林の整備及びその促進に必要な事業の財源に充てるために設置されているものです。

令和4年度末現在高は、前年度比7.7%増の2,966万6,000円となっています。

9ページの一般会計に行きます。

一般会計の決算の状況は、先ほどもありましたが、次のとおりであります。

実質収支としては2億8,171万7,000円というふうになっています。

10 ページ行きますして、①歳入。

(ア) の財源構成。

一般財源の総額は56億1,549万2,000円で、前年度より4,449万9,000円増額しています。

また、特定財源は総額1,088万8,000円で、前年度より7,569万9,000円減少しています。

依存財源は国庫支出金や町債の減少により、前年度より1,992万4,000円減の53億1,394万円となっています。

また構成比は73.5%で前年度と同程度となっています。

自主財源や町税などの減少により、前年度より1,127万6,000円減の19億1,244万円となっています。構成比は26.5%です。前年度と同程度ということです。

今後も自主財源の確保に積極的に当たっていただきたいということです。

11 ページ、(イ) 町税・地方交付税。

自主財源のうち、町税は家屋の減少によって固定資産税が減少するなど、対前年度比292万7,000円減の6億525万7,000円となっております。

依存財源のうち、地方交付税は普通交付税が対前年度比1億2,978万5,000円の増となっております。

特別交付税は、341万2,000円の減となりました。

総額対前年度比3.8%増の34億2,225万5,000円となりました。

財源に占める割合は前年度と同程度の8.4%、地方交付税は対前年度比2.0ポイント増の47.4%であります。

中断の②歳出、(ア) 義務的経費と投資的経費。

歳入全体に占める人件費など、義務的経費が35.8%、普通建設事業費などの投資的経費が13.3%、物件費などのそのほかの経費が50.9%となっております。

12 ページ、(イ) 経常収支比率。

市町村において通常70~80%が弾力性のある財政といわれるが、本町は88.9%で前年度より1.1ポイント増加しています。

増加した主な要因は、移住補修費や補助費等の増が原因であります。

なお、令和3年度の全国平均が88.9%となっています。総務省の資料であります。

(ウ) 債務負担行為支出予定額

翌年度以降の支出予定額は3,248万2,000円で、その主な内訳は次のとおりであります。農業災害資金利子補給補助金2,000円、自主放送送出設備、放送用機材法人事業として3,248万円。

(エ) 一般会計から他会計への繰出額。

性質別による繰出金は4億6,387万3,000円で、対前年度比1,906万3,000円の減となっています。

(3) 特別会計。

おおむね計画的に執行されており、良好と認めました。

13 ページの①工業団地造成事業特別会計。

平成 17 年以降の用地売却はなく、分譲地全体の 36.5%に当たる区分が未分譲となっております。

②住宅団地造成事業特別会計。

当該年度は 1 区画の分譲がありました。

歳出は団地内修繕料などで 171 万 9,000 円でありました。

残り 9 区画分の分譲に向けて、引き続き努力をお願いしたい。

③後期高齢者医療特別会計。

本町の当該年度末の被保険者数は、1,591 人となっています。

歳入の主なものは、保険料 6,128 万 1,000 円、構成比が 61.1%、繰入金 3,386 万 1,000 円、構成比が 33.8%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 9,369 万 6,000 円、構成比として 93.5%であります。当該年度の保険料収納率は 99.99%となっており、収入未済額は 4,000 円、1 人 2 件であります。

④国民健康保険特別会計、(ア) 事業勘定。

当該年度の実質収支額は 1,246 万 6,000 円であり、前年度実質収支額 1,441 万 4,000 円を差し引いた単年度収支は 194 万 8,000 円の赤字である。

歳入の主なものは、県支出金等、記載のとおりであります。

歳出の主なものは、保険給付費 5 億 3811 万円・構成比 70.3%、国民健康保険事業費納付金 1 億 6,623 万 6,000 円、構成比 21.7%であります。

国民健康保険運営基金からの繰入金 612 万 3,000 円のうち、600 万円を国保税の減税財源に充当し、被保険者の負担軽減が図られています。

国民健康保険運営基金の年度末収支残高は 4,671 万 2,000 円となっています。

14 ページに行きまして、国民健康保険の現年度分の収納率は前年度より 0.22 ポイント増の 97.01%、滞納繰越金を含めた全体の収納率は前年度より 0.1 ポイント増の 90.30%であります。

収入未済額は対前年度比 112 万減少している。

今後も継続して徴収にさらなる努力をお願いしたい。

当該年度の不納欠損額については 68 件、197 万 7,000 円であります。

対前年度比 7.5 件、51 万 7,000 円減少しました。不納欠損処分の対象者は 12 人であり、処分の理由は記載のとおりであります。

いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認しました。

15 ページに行きまして (1) 診療施設勘定。

歳入では診療収入が 1 億 8,062 万 9,000 円、対前年度比 9.7%減、歳入全体の 46.8%を占めるほか、一般会計及び事業勘定からの繰入金が 5,661 万 2,000 円となっています。

歳出の主なものは、総務費 2 億 7,664 万 1,000 円などとなっています。

歳入歳出差引額、実質収支額は 1,875 万円の黒字となっています。

今後とも町民の健康や命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努

められていただきたいということでもあります。

⑤介護保険特別会計。

歳入歳出額実質収支額は4,541万円の黒字であります。

歳入の主なものは記載のとおりであります。対前年度比3.5%の増となっております。

なお、保険料の収入未済額は144万円、15人の246.2点、前年度より9万2,000円減少しました。

介護保険料の不納欠損処分額は34万3,000円、不未納61件で、その理由は低所得によるものであり、時効による不納欠損処分であります。

歳出は記載のとおりであります。対前年度比5.2%増加しました。

歳出のほとんどを占める保険給付費は、対前年度比1.1%増となっております。

高齢化の進む本町では、在宅介護から施設介護へ移行といった利用者の動向により保険給付費の増加が考えられることから、今後も介護予防事業に力を入れることで保険給付費を抑制し、安定した運営が図られるよう努められたいということです。

続きまして、16ページへ行きまして、中段(4)実質収支に関する調書。

当該年度の一般会計では、歳入歳出差引額は6億880万3,000円であります。

翌年度に繰り越すべき財源は3億2,708万6,000円であり、実質収支額は2億8,171万7,000円の黒字となり、対前年度比37.3%の増となっております。

実質収支比率は7.4%で、前年度より2ポイント増であります。

特別会計の歳入歳出差引額は8,305万7,000円であります。

翌年度に繰り越すべき財源はなかった。

実質収支額は8,305万7,000円の黒字となります。対前年度比21.1%の減となります。

17ページ、(5)財産に関する調書。

当該年度における財産の記録・記載については、公有財産・基金等の内容を種目別に審査したところ、正確であることを確認しました。

年度中における主な財産の増減は下記のとおりであります。

①公有財産。土地・建物があります。

黒字の三角が減ということで、記載のとおりであります。

②基金。

財政調整基金は年度末で7億6,815万7,000円であり、適正に活用されてきました。

また、介護給付費準備基金については増加傾向にあるが、これは急激な介護保険料の増加に対応するためのものであり、今後も安定した保険給付を継続するために、適正管理に努められたい。

ほかの基金についても地方自治法第241条第5項の規制に基づき審査した結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備・記載されていることを確認しました。

続きまして水道事業下水道事業会計決算審査意見書であります。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された令和4年度西会津町水道事業下水道事業会計決算書及びこれと併せて提出された関係書類の審査結果と、その意見については次のとおりであります。

令和5年9月4日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

1、審査の年月日。

令和5年7月31日。

2、審査の手続。

この審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業・下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるそのほかの審査手続を実施しました。

なお、本事業の経営内容を把握するため、計数等の分析を行い、経営の効率化及び公共性の確保についても考察しました。

3、審査の結果。

審査に付された決算諸表は、水道事業下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

4、審査の意見。

(1) 収益的収支及び資本的収支。

水道事業。

水道事業の収益と収支は収入が対前年度比1.4%減の1億4,673万8,000円、支出が対前年度比3.5%減の1億4,174万8,000円となりました。4,499万円の黒字となっています。

資本的収支は差引不足額が8,222万9,000円となり、実質収支は7,723万9,000円の赤字となっています。

簡易水道事業。

収益収支は収入が対前年度比4%増の9,506万6,000円、支出が対前年度比1.1%増の8,870万9,000円。635万7,000円の黒字となっています。

資本的収支は収支差引不足額が3,067万5,000円であり、実質収支は2,431万8,000円の赤字となっています。

②下水道事業。

公共下水道事業・農業集落排水処理事業、それから個別排水処理事業と各事業とも、収益的収支は黒字、実質収支は赤字となっています。

記載のとおりでありますので御覧ください。

(2) 未収金。

水道事業。

水道使用料の未収金は決算の時点で1,525万2,000円であります。

簡易水道事業は決算の時点で306万2,000円あります。

下水道事業については記載のとおりでありますので御覧ください。

21ページ。未収金については公平公正かつ安定的な事業運営の観点から、引き続き未収金の発生防止とその回収に努めていただきたい。

(3) 企業債。

①水道事業。

今年度の借入額は8,610万円となり、償還額は1億3,064万3,000円となります。

そのため、令和4年度末残高は9億3,634万3,000円であります。
事業別では以下のとおりとなっておりますので、お目通しを願います。
下段の5、事業の状況。

(1) 経営の成績。

令和2年度より水道事業に簡易水道事業が加わり、また公共下水道事業、農業集落排水処理事業、個別排水処理事業も公営企業会計となりました。

水道事業。22ページ記載のとおりでありますので御覧ください。

下水道事業も23ページで記載のとおりであります。

24ページ(2)の貸借対照表による経営状況。

貸借対照表は25ページから載っておりますが、別表のとおりとなっておりますので、②の下水道事業が27ページに同じく記載してありますけれども、それぞれ預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果、相違のないことを確認しました。

ずっと飛びまして35ページ、総括。

経営成績及び財政状況を適正に表示し、係数に誤りもなかった。

水道事業については、町民に安全安心な水の供給のため適正に適切に検査等を実施し、総合的には安定的に水を供給できたことを確認しました。

下水道事業については、町民の快適で衛生的な生活環境の確保などを目的とした施設の適切な維持管理が行われたことを確認しました。

水道・下水道事業ともに施設等の維持管理については、職員による直営での巡回点検や業者委託による施設管理、点検調査を実施しながら維持管理に努めるとともに、水道事業においてはアセットマネジメント計画等により、運営や老朽管等更新事業を計画的に進めることを望むものである。

また、下水道事業においても、ストップマネジメント計画等によって、老朽化した施設等の更新を計画的に進めることを望むものであります。

令和4年度は8月に豪雨災害などがあり、水道に断水などもあったが、迅速な復旧により大きな被害が出なかった。

今後とも、安心できる町民生活のため、さらなる運営の健全化に努められたいということであります。

続きまして、37ページ。財政健全判断比率等審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算等による健全化判断比率等(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・資金不足比率)の算定について審査した結果、その意見は次のとおりであります。

令和5年9月8日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

審査の年月日は令和5年7月31日です。

審査の手続。

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率等の算定の基礎となった事項を記載した書類を関係帳簿等と照合し、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め、算定さ

れた健全化判断比率等の正確性について審査しました。

健全化判断比率等の状況。

先ほどもありましたが、実質公債費比率 12.1%、将来負担比率 85.8%でとなっています。

38 ページに行きまして、4 の審査の結果。

(1) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は、適切に作成されていました。

(2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられていました。

(3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでした。

5、審査の意見。

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質収支は黒字であり、それぞれの比率は算定されていません。

(2) 実質構成比率については 12.2%で、令和3年度の 12.6%から 0.4 ポイント減少しました。

(3) 将来負担比率については前年度より 7.5 ポイント増加して 85.8%となり、早期健全化比率 350%を大きく下回っております。

(4) 資金不足比率については資金不足はなく、比率は算定されませんでした。

(5) 以上により、健全化判断比率等については全て財政比重が早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率は令和4年度単年度で 12.1%で前年度より 0.1 ポイント減少しています。

一般会計歳入額の 73.5%を依存財源が占めるよう、本町にとっては町税や使用料、手数料など、自主財源の確保が重要であることから、さらなる自主財源の確保を図り、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたいということであります。

続きまして、39 ページ、定期監査報告書。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年9月4日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

監査実施期日は令和5年8月3日と8月4日、8月8日であります。

監査の対象。

令和4年度において執行された各課等の事務及び事業の中から、別紙の7件を抽出し、監査を行いました。

監査のねらい。

監査の実施に当たっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置きました。

4、監査の結果。

事務の処理、事業の執行は、おおむね所期の目的を達成しているものと認めました。

なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめ、担当部局に指示しました。

続きまして 41 ページ、補助金等交付団体監査報告書。

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年9月8日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

監査の実施期日。令和5年8月3日、8月4日、8月8日であります。

監査の方法及び対象とした団体等。

補助金等交付団体監査の実施に当たっては、まず令和4年度において、補助金等として、町が財政的援助を行った団体等の中から、別紙の6件、隣のページになります、これを抽出し、個人及び当該団体の役職員並びに所管課の担当職員に出席を求め、補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

3、監査のねらい。

財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公平かつ効率的に使用されるように努めているかどうか、補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、そのほか貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を実施したということです。

42 ページ、監査の結果。

(1) から (6) までの項目については、適正・良好であると認めました。

(7) 監査の意見。

所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望みます。

続いて45 ページ、指定管理者・出資団体監査報告書。

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び同法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和5年9月8日。西会津町監査委員、鈴木和雄。西会津町監査委員、荒海正人。

監査の実施期日は令和5年8月4日、8月9日、8月10日であります。

監査の方法及び対象とした団体。

(1) 監査の方法。

指定管理者・出資団体監査の実施に当たっては、指定管理者及び出資団体の中から、下記の3団体を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

(2) 対象とした団体。

一つ目、指定管理者、社会福祉法人西会津福祉会の西会津町地域ふれあいセンター高齢者生活支援ハウスであります。二つ目が、指定管理者、一般社団法人BOOT西会津町国際芸術村であります。三つ目、出資団体、株式会社西会津町振興公社であります。

3、監査のねらい。

指定管理者については、条例の定めるところにより管理・運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査を実施しました。

4、監査の結果。

(1) 管理運営の状況。

指定管理者については、町との協定に基づき、その趣旨にのっとり施設の適切な管理・運営がなされていきました。

出資団体については、施設の管理については良好と認めました。

(2) 会計経理の状況。

団体等の帳簿、そのほか証書類の保管、記帳及び経理内容は良好と認めました。

(3) 指定管理者及び出資団体への指導監督。

所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、良好と認めました。

(4) 監査の意見。

指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理・運営を受託しており、町はその財産等が適正かつ効率的な運営が図られるよう、今後とも適切な指導監督を行うよう望みます。

また、出資団体においては、さらなる営業努力を求めます。

以上、意見書、そして報告書について申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

皆さんに申し上げます。

明日13日及び明後日14日は休会となっておりますが、総務・経済合同で常任委員会を開催し、令和4年度決算の調査を行ってください。会場は大会議室です。開会時間は午前10時です。

本会議の再開は、15日午前10時であります。

以上です。

大変お疲れ様でした。(14時47分)

令和5年第6回西会津町議会定例会会議録

令和5年9月15日（金）

開 会 10時00分
散 会 15時42分

出席議員

| | | | | | |
|----|---------|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 紫 藤 眞理子 | 5番 | 小 林 雅 弘 | 9番 | 三 留 正 義 |
| 2番 | 仲 川 久 人 | 6番 | 荒 海 正 人 | 10番 | 猪 俣 常 三 |
| 3番 | 長谷川 正 | 7番 | 秦 貞 継 | 11番 | 青 木 照 夫 |
| 4番 | 上 野 恵美子 | 8番 | 伊 藤 一 男 | 12番 | 武 藤 道 廣 |

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 薄 友 喜 | 建設水道課長 | 佐 藤 広 悦 |
| 副 町 長 | 大 竹 享 | 会計管理者兼出納室長 | 五十嵐 博 文 |
| 総 務 課 長 | 伊 藤 善 文 | 教 育 長 | 五十嵐 正 彦 |
| 企画情報課長 | 玉 木 周 司 | 学校教育課長 | 佐 藤 実 |
| 町民税務課長 | 渡 部 英 二 | 生涯学習課長 | 齋 藤 正 利 |
| 福祉介護課長 | 船 橋 政 広 | 代表監査委員 | 鈴 木 和 雄 |
| 健康増進課長 | 矢 部 喜代栄 | | |
| 商工観光課長 | 岩 渕 東 吾 | | |
| 農林振興課長 | 小 瀧 武 彦 | | |

会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 長谷川 浩 一 | 議会事務局主査 | 品 川 貴 斗 |
|--------|---------|---------|---------|

令和5年第6回議会定例会議事日程（第8号）

令和5年9月15日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和5年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和5年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次） |

- 日程第14 議案第14号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第18 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 常任委員会の継続調査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続調査申出について
- 日程第22 議会活性化特別委員会の継続調査申出について

閉 会

(懇親会)

○議長 おはようございます。

令和5年度第6回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第1号から議案第8号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

特別会計については、1議題ごとに行いますので、御協力をお願いいたします。

なお、質疑は、議案の不明な点や、疑問点を問いただすものでありますので、今後の見通しの確認や自己の意見等の発言は控えてください。

また、一般会計の総括質疑は、財源の状況など、決算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第1号、令和4年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私からちょっと伺いたいのが、1つ目は、一般会計で収入総額72億2,638万円、歳出総額66億1,757万7,000円、差し引き残金といたしまして6億880万3,000円という結果が出ております。その中で、いろいろと計画されてきました町の事業について、実行されたポイントなど、お伺いしたいと思います。

2つ目は、決算収支の状況の中で、翌年に繰り越す財源が、令和3年度と比較しますと、12.7倍に相当する財源、3億2,708万となっておりますので、要因はどのようになっているかということでもあります。

3つ目に、決算収支の中の財政調整基金というのがございまして、令和3年度においては7億8,000万くらいということで、対比、令和4年度においては3億6,868万円となっておりますので、財政上、どのようであったか。

4点目に、今回、不納欠損額が270万くらい発生しておりますが、この要因など伺いたいと思います。

それから5つ目では、財政指標の中の記載の状況のうち、一般財源ベースでの計上収支比率が87.8%と示されております。財政構造の弾力性など、どのように分析されているのか、お伺いしたいと思います。

あと6つ目には、財政指標の推移の中で、健全化判断比率の実質公債費比率が12.2%、昨年からは0.4%ほど下がっておりますが、今後の運営についてお伺いします。

7点目には、同じく将来負担比率が令和4年の85.8%となっておりますので、こういった増えた要因など伺います。

それから8つ目には、一般会計から繰り出す金額と委託料の割合というのが、それぞれどのように分析されているのか、お質しをしたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10番猪俣議員の決算の部分について、御質問にお答えいたしたいと思えます。

まず1点目の、令和4年度、計画された事業は予定どおり実行されたのかというふうな御質問でございますが、令和4年度の歳入決算につきましては、議員の申されたとおり72億2,638万円でございます。前年度と比較しまして、3,200万円0.4%の減となっております。

一方、歳出決算におきましては、66億1,757万7,000円となりまして、前年度と比較しまして、4億9,009万2,000円、5.8%の減となったところでございます。

その歳入歳出差引、6億880万3,000円となりましたが、こちらのほうにつきましては、翌年度に繰り越す財源、3億2,708万6,000円を差し引きますと、2億8,171万7,000円となります。こちらのほうにつきましては、令和3年度と同額規模程度となっております。主に繰り越しが多かった要因といたしましては、やはり災害復旧事業などに繰り越した事業を除きますと、おおむね予定された事業は計画どおり執行されたものと認識しているところでございます。

続いて2点目の、翌年度に繰り越す財源が3億2,708万6,000円となったという要因ということでございますが、こちらは主に、やはり御承知のとおり、昨年8月の豪雨災害に伴います農業施設災害復旧事業が繰越事業となったものであるものでございます。農業施設、林業施設、公共土木施設の災害復旧事業で、2億6,270万円ほどございまして、こちら繰越の全体の額の約80.3%を占めているということでございますので、こちらが大きな要因という形となっております。

続いて3点目の、財政調整基金の部分でございますが、こちら積立金の総額ということで御理解いただきたいと思えますが、令和4年度、3億6,868万5,000円ということでございますが、今後の財政運営上に心配ないのかということでございましたが、こちらのほうにつきましては、減額の大きな要因としましては、やはり昨年8月の豪雨災害のために、財政調整基金に積み立てる予定のものを全てこちらのほうに投入したということでございまして、そちらによって大きく積み立てる額が前年、令和3年度と比較して減額となったということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

続いて、不納欠損については、後ほど町民税務課長のほうからお答えいたします。

続いて5点目の、計上収支比率が、88.9%でございます。それは議員申されたのは去年の数字でございますので、今回は88.9%ということで、1.1%の増となっております。その財政構造の弾力性はどのように分析されているのかということでございますが、こちらのほうにつきましてはやはり、町では普通交付税の動向を注視するとともに、人件費、公債費、喜多方地方の広域の負担金などの計上経費は今後、高止まりになるということが想定されるため、今後、必要な行政需要を把握しまして、的確に対応していくことが重要であるということで捉えているところでございます。

続いて7点目の質問のうちの、実質公債費比率が12.2となっているがということで今後の見通しということでございますが、こちらのほうも、普通交付税の動向にはよりますが、令和5年度から緩やかに減少していくと、減となっていく見通しでございます。

続いて8点目の、将来負担比率が前年度から比較して7.5ポイント増の85.8となつて

いる要因はということでございます。こちらはまず、分子となります将来負担額が、2億4,892万9,000円の減となっております。こちらのほうにつきましては、地方債の残高の減で4億1,100万円ほど。また増加した部分については、組合等の負担額の見込みが233万8,000円の減、あとは退職手当負担見込み額が、2,100万円の増というような形で捉えておるところでございます。また分子となります、また充当可能財源につきましては、こちらは4億9,000万円の減ということで、こちらは財政調整基金の減が主なものだったというふうな部分でございます。同じく分子となります部分で、基準財政需要額の算入見込み額が、約3億円の減ということで、臨時財政対策債の減、あと過疎対策事業者の減などによりまして、分子全体では2億4,155万3,000円の増となったところでございます。

また分母となります普通交付税等の部分でございますが、普通交付税は増となりましたが、臨時財政対策債の発行可能額が9,200万円ほど減になりまして、全体で876万1,000円の微増となったということでございます。分子が大幅に増加したことによりまして、分母が微増だったということから、今回7.5ポイントの増となったということで、御理解いただきたいと思っております。

続いて9点目の部分でございますが、委託料についての一般会計に占める割合と。

○総務課長 失礼いたしました。繰出金ですね。

○総務課長 委託料の部分でございますが、こちらは委託料につきましては、大きく分けますと、公のいわゆる指定、公の施設の指定管理料、あと工事関係の測量や設計監理委託料、あと町民バス運行、あと除雪などの業務委託料など、そのほか計画策定などの委託料などに分かれると思っております。これらの総額につきましては、令和4年度は約11億9,000万円となっております。前年度と比較いたしまして1億9,000万円の減で、率にして8.4%ほどの減となっております。こちらのほう、一般会計の歳出総額に占める委託料の割合については18%という形となっているということでございます。

失礼しました。最後、繰出金もございましたのでお答えさせていただきます。繰出金の割合につきましては、こちらのほうは各特別会計におきまして、その事業の特殊性に応じまして、歳入を見込みまして、ルール分またはその不足分を必要最低限の経費を見込みまして、一般会計から繰り出しているものでございます。繰出金の割合につきましては、一般会計総額の約11.1%程度という形でなっているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○猪俣常三 分かりました。

○総務課長 先ほど財政調整基金の積み立ての部分は今回、災害対応で積み立てられなかったという部分というふうに言うておりましたが、財政調整基金の残高につきましては、令和4年度末で7億6,815万7,000円ということで、災害復旧対応で対応しました部分の国の、国・県の補助金等の部分が、いわゆる瀬越になったという感じからしますと、令和4年度と大体同等額の部分であるという形で考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは不納欠損額についての御質問にお答えいたします。

一般会計の令和4年度、不納欠損額の総額が、270万1,323円でございます。令和3

年度と比較いたしまして、52万4,721円の増額となったところでございます。この内容でございすけれども、町税で202万6,403円が不納欠損となっておりまして、今回、本定例議会で御報告を申し上げました市債権の債権放棄によります不納欠損額が、67万4,920円ほど、令和4年度に初めて債権の放棄を行ったことから、この額が増額となったところでございます。

先ほどの52万4,000円ほどと、今ほどの67万4,000円の差額分で、逆に町税につきましては、15万199円の不納欠損の減額になってございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

そのあと、要因、原因でございすが、内容といたしましては、不能欠損した中身は倒産や破産また財産の放棄、また低所得といった要因をもとに、原因で不納欠損になってるといったところでございすので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大体の内容のところは、理解できるところは、詳細にお答えをいただきました。

もう1点再質問、1つさせていただきたいのは、財政指標の推移の中で、今後警戒ラインが実質公債費25%を超える、超えない。あるいは将来不負担比率が350%を超えないというような中で、今後、町にはいろいろと公共施設そのものにいろいろと整理をしなきゃならないことがあるんやと予想するんですけども、このスクラップをしたり、また作り直さなきゃなんないというふうなことになった場合に、公共施設は、そういった事業が行われる際に、このところがどの程度影響してくるのか。そういった町の考え方、あるいは所見を伺いたいと思ひます。

○議長 猪俣議員、ちょっと一般質問にあれですので、もう一度。

猪俣常三君。

○猪俣常三 こういった老朽化の施設をスクラップするか、あるいはまた建て替えしなきゃなんないといった場合の、財源に影響がどのくらい出てくるのかということをお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にちょっとお答えする前に、先ほどちょっと数字間違った部分を言っでしまひまして、委託料が一般会計に占める割合はの中で、令和4年の総額11億9,000万円と申し上げまして、その次に前年度と比較し、私先ほど1億9,000万と申し上げましたが、正しくは1億900万でございしました。桁のちょっと読み間違いをいたしましたので、大変失礼しました。訂正のほどお願ひします。

続いてそれでは、再質問にお答えいたします。いわゆる財政指標と思ひますが、健全化判断比率のいわゆる数値を超えない範囲内で今後どういふふうに事業運営を進むかという形で答えさせていただきたいと思ひますが、一応、町の一応基本的な考え方としては、やはりその財政指標も確かに重要という部分はございす。ただし、財政運営、様々な課題に対応しなきゃいけないという部分もございすので、やはり中長期的には、見通しの中で事業の選択と集中をやはり進めて、よりそういう中での公共施設のスクラップ並びにその後のビルドという部分は十分に考えていきたいということで考えておりますので、御理

解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も5点ほど、1項目について5点ほどの質問します。

まず、令和4年度の新型コロナ関係の交付金の総額は幾らになっておりますでしょうか。

次に、各課で事業化された事業名とその内容及びそれぞれの決算額はいかほどになっておりますか。

3つ目としまして、主な事業の評価及び成果をどのように捉えておりますか。事業の総括とともにお答えください。

あと4つ目としましては、予算執行の特色として、感染予防や、それから経済景気回復、それから暮らし生活の支援ということで3つに分けた場合、どの分野に重点を打ち、また金額的にはどのような傾向になったのでしょうか。

5つ目としましては、今後、コロナ関係の交付金の終了が予想される中で、今まで4年度にやられた事業の中で、継続を必要とする事業がありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 12番、武藤議員の御質問にコロナ関係の全般的な質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の関係の交付金につきましては、御承知のとおり、感染拡大防止または、及び関係感染症により影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に対して活用できるという交付金でございました。

まずその総額でございますが、令和4年度におきましては、入ってくるお金、交付金としましては、1億8,728万8,000円でございます。これにさらに町の一般財源、283万3,937円を上乗せいたしまして、総額で、歳出総額1億9,012万1,937円の事業を実施したところでございます。

この中には、町商工会からの要望事項であります商品券の発行事業による販売促進や、中小企業への支援も入ってございますし、また町議会からの要望としました経済活性化と生活支援の商品券配布、農業関係の経費高騰への支援、こういった部分も入っているところでございます。

御質問の2点目になりますが、各課の事業の中での活用という部分でございますが、まずこの交付金につきましては、目的別にまず大別されることになっております。その目的に沿った事業を、各課のほうでいろいろ工夫しながら活用したというふうになっておりますが、この項の交付金の目的につきましては、1つ目としまして、感染拡大の防止というような大きい部分がございます。地域の命を守るということで、例えば、老健憩の森やグループホーム、西中の図書館、こういったところの感染防止の対策で24事業を実施しております。

2つ目としまして、雇用の維持と事業の継続ということで、暮らしを支え守り切る事業ということで、子育て支援施設の機能強化だったり、高齢者生活応援商品券だったりということで、4事業を実施しております。

3つ目としまして、経済活動の回復ということで、経済活動を立て直すということで、

例えば町のブランド力強化だったり、米の需給調整の支援事業ということで蕎麦の補助だったり、電気柵の補助だったりということで5事業を実施しております。

4つ目としまして、強靱な経済構造の構築ということで、地域経済のデジタル化の推進の部分で12の事業を実施しております。議会のデジタル化推進事業であったり、デジタル戦略の各事業ということでございます。

5つ目の生活者の支援という部分で、これは消費復活商品券だったり、生活困窮世帯への商品券支援事業ということで、4事業を実施しております。

6つ目としまして、事業者の支援ということで、原油価格の経済対策ということで、町内事業者への補助金だったり、燃油及び肥料高騰対策で農家の支援、介護サービス事業者等の物価高騰対策事業ということで、6事業ということで、こういう目的別に、今ほど申し上げましたが、合計で55の事業を実施しているところでございます。

この55の実施事業につきまして、課別で申し上げますと、今ほど事業の例としては主なものは申し上げましたが、課別では、総務課では2事業、企画情報課で8事業、町民税務課2事業、福祉介護課11事業、健康増進課4事業、商工観光課9事業、農林振興課5事業、学校教育課11事業、生涯学習課2事業、議会事務局1事業でありまして、町内10課等で先ほど申し上げました55事業を実施しているところでございます。

それぞれの事業の詳細につきましては、55もありますので、先ほど申し上げた主な事業ということで答えさせていただきましたが、その3つ目の御質問であります評価とか成果の部分でございますが、先ほど目的別に申し上げました。感染防止、感染拡大の防止だったり、雇用の維持だったり、経済活動の回復。そういった感染防止の観点から、また町民の生活支援、事業者支援など、それぞれの事業目的につきましては、おおむね達成できたというふうに評価をしているところでございます。

それから、どの分野という部分でございますが、先ほど来、申し上げましたとおり、55の事業につきまして、10課等で実施しておりまして、合計額1億9,000万余になるわけでございますが、これは先ほど申し上げました総務課から議会事務局まで、それぞれ様々な事業をしております。事業数と、それから金額でバランスよくというわけにはいきませんので、どうしても消費応援商品券だったり、そういった金額がかかる事業を持っている課については、どうしても金額が大きくなるということで、例えば商工観光課でありますと、1億9,000万のうち7,200万ぐらい、7,293万1,000円ほどを今回の事業で執行しております。申し上げましたとおり、消費応援商品券の発行等を実施しておりますので、どうしても金額が大きくなるということでもあります。また、福祉介護課3,816万7,000円、それから農林振興課3,059万8,000円。こういったところが金額が大きいことにはなりますが、それは先ほど申し上げましたとおり、農業者の支援だったり、その支援する数が多いという部分もございますので、そんなことで御理解をいただきたいと思っております。

それからコロナ交付金終了後の対応といいますか、継続性の部分でございますが、このコロナ交付金がなくなりますのは、主目的であります感染防止対策ですとか、コロナに起因する町民生活事業者支援の必要性が少なくなったということでございますので、それが関連事業につきましては、交付金終了とともに事業も終了となるのかなというところでございますが、それ以外に、主に財源を振り返っているような事業も確かにございました。

ただその令和4年度の時点で、もう既に令和3年度と違いまして、使い道が限定されてきておりました。もう感染対策ですとか、エネルギーとかの食料物価高騰再対策だけにしか使えないという形で、もう令和4年度の時点でもう限定されております。

さらに今年度、令和5年度の当初予算の編成に当たりましては、さらにもうアフターコロナといいますか交付金がないことを想定して、令和5年度の予算ももう計上しまして、執行しているわけですが、そういった特定財源のない事業の精査というのは、もう令和4年度からもう既に始まっております。

例えば、私ども企画情報課でありますと、首都圏企業の関係構築事業というのは、令和3年度4年度と、このコロナ交付金を活用してきたわけですが、あるいは5年度、今年度につきましては、県の別の交付金事業を財源として計上しているところでありまして、先ほど申し上げました各課におきましても、その55事業のうち申し上げたとおり、目的、必要性が少なくなったものでやめる事業と、それから私どもと同じような形で他の補助金制度を活用して、今後経過を計上しているところもありますし、または今年度に限っては、町単独費で計上して、今年度様子を見て、来年度に向けて精査、予算確保を検討するとそういった部分がございますので、それぞれそういった対応をしているということでございます。

以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体理解できましたけれども、確認の意味で、55事業のうち10課でやって、主にその金額的には経済とかそういった面の金額が大きかったなというふうに理解して大丈夫なのかなと思います。

ただ、今ほど今後の事業、継続とか何かといろいろほかの補助金等を見つけてという話があります。その中では、主に今、企画の話ありましたが、主にどんな事業が、全部じゃなくていいから、主にどんな事業が継続的に今考えられているのか、ちょっとその辺もう少し詳しく、説明いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、基本的には感染防止対策ですとか、そういったコロナに起因する部分が終われば、ある程度その事業は終了するわけでございますが、先ほど企画情報課の例を言って出しました事業のほかに、ぱっと今前回のやつを見た中で申し上げますと、例えば農林振興課の有害鳥獣対策であるとか、あとは商工観光課の「日本の田舎、西会津町」のブランド力強化であるとか、そういった今後も必要、継続する必要がある事業については、それぞれ先ほど申し上げましたように、他の交付金ですとか、いろんな制度を使って、継続をしていくということで進めているところでございます。

○議長 そのほかございませんか。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺いたします。先ほど、委託料の総括で、先輩議員が11億9,000万円、マイナスで1億900万円ということだったんですが、まずこの要因、マイナス1億900万円になった要因をお伺いたします。

その中で、指定管理料に関してですが、前年対比で総額でどのぐらいプラスになったのか、また指定管理先の件数等の増減に関して、お示してください。

次にその指定管理者への指導と、この令和4年で全体として気をつけてきたところ等がありましたら、まずそこをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。まずいわゆる委託料の減額の大きな要因ということでございますが、こちらのほうは、農林水産業費の中で、紅葉樹林再生事業というものがございました。こちらが大きく減額になったということで、金額につきましては、6,100万円ほどの減。あと続きまして、衛生費のほうで新型コロナウイルスワクチン接種委託料ということで約1,400万円ほどの減。そのほか、大きなものでは土木費の中で除雪委託料が5,700万円の減という形で、大きなものとしては挙げられます。

それで続きまして、指定管理の部分でございますが、指定管理料につきましては、令和4年度につきましては、令和3年度と比較しまして約1,470万円ほどの減となっているところでございます。指定管理の施設につきましては、全部で今、指定管理の行っている施設は15施設ございますが、そのうち指定管理料を予算化しているという部分は13施設でございます。一応それは令和3年度比較しまして、数は変わっておりません。

最後に、指定管理者への指導ということでございますが、それぞれ各課におきまして、月次報告並びに様々な報告を受けているということでございます。その中で気がついた点とか、そういう部分については各課でそれぞれ指導しているというような形で、私どもとしては認識をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

指定管理料、まず委託先の増減に関しては理解できました。これは非常に上限があるものだと思いますので。ただ、指定管理料が私、想像するに、物価高騰や人件費等の高騰で、少しプラスになるのかなと思ったんですが、マイナス1,470万ということなんですけど、また掘り下げて聞きますが、このマイナス1,470万となった要因をまずお示してください。

あと、その指定管理先、これ例えば都会のように指定管理先がいっぱいあって選定ができるような地域ならいいんですが、我が西会津というのはなかなか指定先が単数になることも多いと思います。そういった意味で、令和4年度の反省点等が、指定管理について反省点等がありましたら、まずお示してください。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。まず減額だったという要因ということでございますが、一応申し上げますと、指定管理料総額で、先ほど言い忘れましたが、3億9,200万円ほどでございます。前年度が4億700万円ということでございますので、その分で先ほど1,470万ほどの減という形で申し上げました。その中で、一番減額となった要因ということでございますが、一応こちらのほうにつきましては、減額につきましては、一番大きな部分の中では、いわゆる西会津ケーブルネットにケーブルテレビの部分の、ケーブルテレビの管

理運營業務委託料が、人事費が採用される方がいなかったということで下がったということで、それで約1,000万ぐらい下がってると。それが大きなものでございます。

その他、様々な指定管理の燃料費高騰という部分で考えますと、金額については昨年と同額程度ということで、ある程度の電気、電気料、燃料費の高騰分は見ているというような形で捉えているということでございます。

そのほか、大きなところでは、こども園につきましては人件費なのかどうか分かりませんが、その中でやっぱり800万円ほど減という形になっておりまして、トータルでいきますと、1,400万ということでございます。

しかし、おおむね物価高騰を見込んだ中での予算の編成ということでございますので、大きくは、少し減はなりましたが、大きな部分については指定管理の内容によるものという部分で考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

あと反省点という分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、やはり令和4年度におきましても、新型コロナウイルスの関連、あとは様々な世界情勢によって燃料費の高騰とか、様々な部分、あと修繕ございまして、なかなか集客施設についてはなかなか厳しい状況があったものと認識しているところでございますが、その他、町民の、何ていうんでしょうか、福祉の部分を守る分野では、様々な福祉施設を委託しておりますが、それは十分に利用者の部分のサービスは図られたものということで考えているということでございます。

以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、これあれです、逆に今、足すとケーブルテレビの採用とこども園のところでマイナスという説明を受けたんですけども、逆に言うとプラスになったところもあるということですかね。そこちょっと要因、マイナスの要因の今マイナスだけ説明された、私が聞いたんですけども、逆にプラスになったところはどのようなとこだったのか、お示してください。大きなところからで構いません。

あと、私先ほどその指定管理先に関しても単数となるという、もう例題としてお話しして、反省点を踏まえましたが、その辺に関しての反省点はなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長 秦議員、3つ目の再質問をもう一度。

○秦貞継 今年度って新規で指定管理というのはなかったんですかね。なかったですね。取り消します。1番目だけで結構です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 指定管理施設の、先ほどはマイナスの部分申し上げましたが、増額になったところがあったのかということでございますが、増額につきましては一番大きなもので申し上げますと、さゆり公園施設でございます。こちらのほうにつきましては、130万円ほどということで、こちらは燃料費等のやはり重要とかという部分で、大きな部分でございます。あと細かな点で申し上げますと、こちらのほうは人件費関係でございますが、放課後子どもクラブの委託料70万円ほどという部分で増加というものが、大きなものでございまして、ほかのものにつきましては、ほとんどいわゆる数万円単位の減額とか、そうい

う部分の積み重ねで1,400万円ほどの減という形になっております。

以上でございます。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。

1 款、町税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、法人事業税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、環境性能割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、使用料及び手数料。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款、国庫支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 15 款、県支出金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16 款、財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 17 款、寄付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18 款、繰入金。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 17でしたっけ。

○議長 18款ですね。

○秦貞継 18、2項6目の、新田正夫教育振興基金繰入金についてお伺いいたします。

この残額をお示してください。基金の残額をお示してください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 7番、議員のまず新田正夫振興基金の残高ということで申し上げます。令和4年度末の残高といたしましては、よろしいでしょうか。338万3,000円となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長 19款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20款、諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 21款、詳細。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、歳出に移ります。

1款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、総務費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 2款、総務費のうち、ふるさと振興費の中で1項10目、国際芸術村施設管理業務委託料についてお伺いいたします。

これは先ほどの勉強会の説明で、若干マイナスとなっているというようなお話、説明を教えてくださいましたが、この要因について、どのようなものだったのかお示してください。

あと、委託料削減に向けて、国際芸術村の委託先の自主財源確保対策というか状況というの、もし分かりましたら、お示してください。数字等があれば、その数字等もお示してください。

以上です。それが1点目です。

あと次、税務総務費のふるさと応援寄附金事業についてお伺いいたします。本事業の歳出の内訳、ここでは1,164万4,000円となっておりますが、この詳細をお示してください。

あと、この本歳出の前年対比どのぐらいだったのか、プラスかマイナスかもお示してください。

そこをお願いします。以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦議員の御質問にお答えをいたします。西会津国際芸術村の指定管理委託料の減額となった要因ということでございますが、委託料につきましては250万ほど減額になってございます。要因といたしましては増えたところ、減ったところあるわけでございますけれども、まず。

申し訳ございません。今ほど 200 万ほどの減額と申しましたけども、ちょっと計算のミスでございますので、その部分については取り消させていただきます。

増えたところと減ったところがあるわけでございますが、まず総額では 6 万 4,881 円の減額でございますので、大きくは総額では変わりがなかったというところでございます。

まず大きく変わった費目につきましては、人件費の相当部分で、200 万円ほど増えてございます。そのほか管理費については 50 万円ほど増加しております、事務経費につきましては 30 万円ほど減っていると。そのほか、事業収入については 100 万円ほど増加しております、差し引きで増加した項目、減少した項目でございますけれども、収支差し引きで委託料は昨年と大体同じくらいの金額になったということでございます。

続きまして、委託料をできるだけ節減するために、収入の確保対策をどのように考えているかという御質問でよろしかったでしょうか。

指定管理者におきましては、国際芸術村を活用したイベントやワークショップなどを積極的に開催して、来館者数の増加を図っているところでございます。来館者については、基本無料で入館できるわけでございますけれども、ワークショップでありますとかイベントの参加費、こういったものを事業の収入として充てておりまして、できるだけそういったところで、事業の収入を得て、係る経費でございます、イベント実施等に係る経費に充てているということで、昨年度より、令和 3 年度より 100 万円ほど事業収入が増えておりまして、指定管理者としては、自主事業収入の確保に努めているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは 7 番、秦議員の、ふるさと応援寄附金事業についての御質問にお答えいたします。

令和 4 年度ふるさと応援寄附金事業で支出いたしましたのが、1 億 1,640 万 4,000 円となっております。その内訳でございますが、報償費、返礼品代などで、5,454 万 5,000 円ほど。旅費、普通旅費などで 17 万 4,000 円ほど。事業費、これは事務用の消耗品や印刷製本費などで、120 万 9,000 円。

大きい順ですか。大きい順でいきますと、大きい順は 7 の報償費で先ほど申し上げました、5,454 万 5,000 円。委託料で 2,322 万 9,000 円。役務費、郵便料や返礼品の搬送費、広告料などといった役務費で 2,206 万 4,000 円。続いて借り上げ料、これはインターネットサイトの使用料ですが、そこで 1,518 万円。続いて、先ほど申し上げました普通旅費、旅費の、失礼しました、事業費です、事業費の 120 万 9,000 円、消耗品などです。最後に旅費の 17 万 4,000 円となっております。

この歳出の令和 3 年度との比較でございますが、3 年度と比較して、1,543 万 7,000 円、803 円ほどの増額となったところでございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、まずふるさと振興費の国際芸術村委託料についてお伺いしますが、そうすると収入は順調に伸びているという今お話でありましたので、その理解でよろしいのか。うまく前年対比 100 万円プラスになっているということは、これからも全然増

えていくものなのかなと、私今予想して聞いておりましたけども、そのような認識でよろしいのかどうか。また、その収入が増えたことで、委託料というのは今後、今後って聞いたら駄目ですけども、それはまた予算のとき聞きます。収入に関しての間近の見解についてお伺いいたします。

次に、そのふるさと応援寄附金事業、これはうちの町ふるさと応援寄附金が非常に順調に伸びておりますので、歳出が出るのは分かるんです。全然大きく出ているのは分かるんですが、この事業の中で、事業費かな消耗品費かな、パンフレットとかそういったものを作っている、もしくはあと販路拡大で足を運んでいるとのお話を聞いたんですけども、そういった金額というのはこのふるさと応援寄附金事業の中には入らないんですか、もし入っているとすればどこなのかお示してください。

あと、そのふるさと納税のパンフレット等、たしか作ってたように私記憶してるんですけども、そのパンフレットの管理、制作までは分かるんですけども、管理。例えば何部作って、それが今どのように配布されてるのか、その辺ももし分かりましたらお示してください。

あと、ふるさと応援寄附金に関しての情報発信と、一番額として大きいところが順に、またお示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 秦議員の、再々質問にお答えをいたします。まず、国際芸術村指定管理委託料における事業収入は伸びている傾向にあったのかということをございましたけれども、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして、かなり落ち込んだという結果がございました。したがって、事業収入については令和4年度で回復してきているということでございます。

なお、今後の見通しにつきましては、冒頭議長からも御指示があったとおりでございますので、別の機会に御質問いただければ、お答えしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではふるさと応援寄附金事業の御質問にお答えいたしたいと思いません。

まず初めに、このふるさと応援寄附金事業のために様々なイベントを開催して、町を応援していただく方の拡大や販路の拡大といったものを行っているわけなんですけども、ふるさと応援寄附金事業の歳出の中で実施いたしております「西会津お米ナイト」といった都内でのイベントですとか、あと現地ツアーといった業務を行っているいただいております。ここには町内のお米を中心としまして、そこに関わる、関わっていただけるようなゲストの方をお呼びしたりですとか、またその方から御紹介いただいた様々な参加者を募って開催して、ふるさと納税の基金事業の拡大につなげていったところでございます。

またさらに、そのふるさと納税のお米を拡大していくための、様々なパンフレットなどを開発しているわけなんですけども、具体的には「日本の田舎、西会津町」ハンドブックの制作を、昨年、令和4年度は実施いたしました。54ページにわたるハンドブックを作成いた

しまして、これはふるさと応援寄附金の返礼品などを御紹介したり、また町の景勝地などを御紹介したりといった、イメージアップにつながるようなものを、1万冊作成しております。これの管理につきましては、町のほうでしっかりと管理して、様々なふるさと応援寄附金事業の際に活用しているというところでございます。

また続いて、情報発信につきましては、基本的には「日本の田舎、西会津町」のWebサイトを昨年、この事業費を使いまして更新いたしました。5年が経過いたしましたので、一番最初に作ってから5年が経過いたしましたので、そこをリニューアルして、写真や動画、また様々な点で刷新いたしまして、より今時代に即したWebサイトに改定をいたしたところでございます。またこのWebふるさと納税のサイトの中でも、西会津町の返礼品などが非常に高い評価を受けて、選びやすくなっているといったお話もいただいておりますので、そういったところで情報発信をしているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ふるさと振興費に関しては理解しました。

次なんですけど、私見てて不思議なんですけど、これ外部委託で、要はサイト等でふるさと応援寄附金に関して、サイトからの申し込み等でうちのふるさと応援寄附金は伸びてると私は理解してるつもりなんですけど、こういった様々なふるさと応援寄附金の増加に対して、今取組を行っておりますけども、それぞれの取組に対して、どれが有効だったか、例えばサイトを見て例えば買ったのかとか、今言ったようにツアー等で見て買ったのか、そういったものの決算に当たって評価検証というのは行ってるんでしょうか。漠然といただいたから使うだけじゃなくて、そのお金がちゃんとどこで有効活用されて、どこが消費者の方々、選ぶ方々の、何ですか、納税意欲につながっているのかというところを具体的に継承されているのかどうかをお伺いしたいと思います。非常に重要な点だと思いますので、そこをお伺いしたいと思います。

あとハンドブック1万冊、町で管理しているということだったんですけども、私聞きたかったのは、作って持ってるだけじゃ駄目ですよ。どのように配布して、今までどのぐらい使って、今町にどのぐらい残ってるのか、その辺も、ちゃんとこれ税金で買ったものですから、内容に関してどこまでちゃんと配布したのかを、具体的にお示してください。どこどこの会社に何百冊を置いたとかじゃなくて、どのような形でやったのか、配布したのか、このパンフレットを有効活用したのかをお示してください。

以上です。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の納税いただく方が、基本的にはインターネットのサイトを御活用いただきまして、それで様々、町の返礼品や納税額に寄付金額に応じて選びながら、そのサイトもその納税していただく方が選んだサイトで、サイトごとに町のほうに納税されているところでございます。

その件数については、町のほうではしっかりと掴んでおりまして、サイトのほかにFAXや電話でお申し込みをいただく方が、若干名おまして、その数が8,000件ほどある中

で67件ほどが、そういった直接の納税をしていただいているといったところですので、基本的にはやはりインターネット上のそういった決済サイトのほうを通じて御利用いただいているのかなというふうに感じているところでございます。

またその納税される方が、町に納税いただくきっかけづくりでございますけれども、基本的には町としては、その納税いただいた方がどういった理由で町への納税を考えていただいたかというところは、具体的に調査はしておりませんが、町といたしましては、様々な機会を捉えて町の情報を発信して、町とつながりのある方をまずメインに、例えば在京西会津会でのふるさと納税のPRですとか各種イベントを開催しながら、ふるさと納税を呼び掛けていくとかそういった地道なPRを行うほかに、ホームページや様々なサイトでの情報発信をした結果が、納税につながっているといったところで、御理解をいただければというふうに思います。

今回1万冊作成いたしましたパンフレットでございますが、ふるさと納税の返礼の際に、返礼品と併せて梱包しまして、さらに町の魅力を知っていただきながらまたリピーターとしてふるさと納税に継続して取り組んでいただきたいといったところでは、そういったものにも同封しておりますので、現在そういった活用の仕方。あとは、イベントですとか、あとは、様々な機会を捉えて町でこのパンフレットを持参してPR活動に努めているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　もう1点、管理状況につきまして。

町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　答弁漏れがございましたので、お答えいたします。新しく作りまして1万冊の「日本の田舎、西会津町」のパンフレットでございますが、1万冊を作りましてその後、様々ふるさと応援寄附金の返礼品に同封したりですとか、先ほど申し上げました、機会を捉えてパンフレットをお配りした中で、今現在、正確な数字は掴んでおりませんが、4分の1程度が在庫として残っているということで、今年度につきましては新年度の予算で増刷をしていくというような捉え方で考えてございます。

○議長　そのほかございませんか。

次、3款、民生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　4款、衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　6款、農林水産費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継　農林水産費の中で、6の1の3農業振興費、山村活性化対策事業についてお伺いいたします。

本事業は今回の決算で1,204万9,000円が計上されておりますが、この歳出の詳細、これたしか2つの課に分かれて行っていたと思うんですが、勉強会でも説明を受けましたが、その詳細をお示しください。2課それぞれでお願いいたします。

それと私、勉強会で説明された金額を差し引いたんですけどちょっと若干誤差が、2つ足しても900万程度だったと思うんですけども、1,200万と900万の差額が出ましたので、それも含めてお示してください。

あと、それぞれのこの令和4年度の事業内容の結果について、成果品等も含めてお示してください。

これ令和3年度から続いているんですけども、この本事業の委託先の詳細もお示してください。

続いて、これたしか令和3年度から取り組んで、今回は1,200万ということで総額で計上されておりますが、以下それぞれこれまでの歳出、累積歳出をお示してください。

あと、これたしか勉強会でオリジナル商品開発という単語が出て、そこに予算が何百万かというお話がありましたので、その内容についてなんですけども、このオリジナル商品開発というのは委託先単独で行っているものなんでしょうか。その辺お示してください。

あとこちら、たしかパンフレット制作費というふうにお話があったんですけども、これもやっぱり作成されたパンフレットの扱いはどのようになっているんでしょうか。何万、何部印刷されて、どのように在庫が残ってて、配布方法はどのようだったのかもお示してください。

あとこれ令和4年度で構いませんが、本事業に対する評価検証というのはどのように行っているんでしょうか。令和3年度の評価検証は、町のホームページで公開されておりましたので、私見たんですけども、4年度に関してはどのようになっているのかをお示してください。また、その評価検証というのはどのような体制で行っているのかをお示してください。

これはちょっと、山村活性化対策事業を申し込む際、たしか農林水産省に具体的なケース計算計画書を提出する必要があったはずだと、私は認識してはいるんですけども、その計画内容というのはどのようなものだったのか。来年、今、令和5年度に入っても最終年度に入っておりますが、計画内容はどのようなものだったのか、そこもお示してください。

とりあえずその辺かな。以上です。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の、山村活性化対策事業の御質問につきまして、まず交付金の窓口が企画情報課、私どもになっておりますので、全般的なことを、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

この山村活性化対策事業につきましては、農林産物等の消費の拡大、域外への販売促進、付加価値の向上を通じた地域経済の活性化、こういった部分を目的といたしまして、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト事業でございます。ソフト事業でありますので、組織体制づくり、人材育成、付加価値向上事業等を図る取組、こういったソフト事業を支援する国の交付金事業でありまして、議員御指摘のとおり、3年間というような事業になっているところでございます。

西会津町におきましては、この事業を活用いたしまして、米を中心とした新たな商品の開発、生産・販売体制の構築、プロモーション等の事業を地域一丸となって展開し、西会津ブランドの構築、就業機会の拡大及び所得向上による地域経済の活性化を図り、持続可能な地域の形成を目的とするということで、大きな目的に基づいて、議員御指摘のとおり、

歳出のほうでは、主に町民税務課と農林振興課のほうで事業を行っております。

御質問の何点かの中で、この事業費、事前の常任委員会の際に、差額が出たという部分御指摘ありましたが、これにつきましては、先ほど申し上げました町民税務課と農林振興課の部分の差額については、この山村活性化対策を行う事業に係る事務補助員の会計年度任用職員の人件費でございまして、これが令和4年度で274万2,000円ほどになるわけですが、これは企画のほうの予算の中で入っておりますので、両課を足しても、差額が出るということで御理解をいただきたいと思っております。

それから一番最後のほうになりましたが、この評価の部分でございまして、当然この評価につきましては、国のほうに求められておまして、その評価をした後に公表することになっておりますので、ホームページのほうで御覧いただいたのはそういったことですが、この評価につきましては外部の評価委員を委嘱しまして、その方に事業の内容を説明して、国の示す評価の評価調書を作っていただいて、所見などもいただきながら、ホームページで見ていただいたような評価になっているということでございまして、例年、事業が終わります年度末、事業が終わりますので、新年度に入りまして、4月5月の段階で庁内の金融機関の支店長さんに外部委員ということで、地域経済を承知いただいているという観点から、金融機関の支店長さんをお願いして、評価をいただいているということでございまして。

総括的な部分の答弁につきましては、以上であります。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは山村活性化対策事業につきまして、町民税務課所管の事業についてお答えいたします。町民税務課が所管いたしました事業費としては498万3,700円でございます。このうちパンフレットの制作で54万1,200円、広告料で119万9,000円、パンフレットの印刷製本で95万円、1万部のパンフレットを作っております。またオリジナル商品の開発ということで、229万3,500円の委託をしたところでございます。

続きまして委託、委託業務の委託先でございまして、初めにパンフレットの作成業務の委託がございまして、54万1,200円でございますが、こちらは委託先が一般社団法人B O O Tとなっております。さらにオリジナル商品の開発につきましても、229万3,500円ございましたが、こちらも同じく一般社団法人B O O Tに委託したところでございます。

続きまして、この事業の町民税務課の令和3年度からの累積の委託料でございまして、本年度と令和3年度を合わせまして1,205万6,000円となったところでございます。

続きまして、パンフレットを1万部作成したわけなんですけど、その管理は町のほうで行っております。なお、今現在、その残が約3,500冊が手元にございまして、ここまで使用した主な内容でございまして、ふるさと納税の返礼品ですとか、あとイベントなどでの配布といったことで、このパンフレットを活用させていただいているところでございます。

町民税務課からは、以上でございます。

○議長 成果報酬について。

町民税務課長。

○町民税務課長 失礼いたしました。この山村活性化対策事業を活用いたしまして、先ほど申し上げましたオリジナル商品の開発業務を行っております。このオリジナル商品の開

発に当たりましては、西会津産米の消費拡大ですとかブランド化を図るために米を使った新しい商品開発の支援、また、パッケージのデザインなどを行っていただいたところがございます。

この米を使った商品として、レトルトのチャーハンですとか、米粉を使った商品としてシュウマイや小籠包、あとラーメンといった新しい商品を開発支援をしたところがございます。その4つの商品について、パッケージのデザインなどを、この業務の中で行ったところがございます。

以上です。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは秦議員の御質問にお答えいたします。農林振興課で取り組みました山村活性化対策事業、大きく2つの事業に取り組んだところがございます。

1つ目が、雪室を活用しまして雪室貯蔵米のPR、販売促進事業という事業でございます。これにつきまして雪室貯蔵米の専用の米袋を製作したという事業でございます。これにつきまして委託料はございませんで、パッケージの印刷代、あと県外へのPRの際の白米の購入代などの事業費でございます。

2つ目が、米粉を活用した新商品の開発事業という事業でございます。これは町内産の米粉の利活用を図りまして、新たな商品の開発に結びつけるという事業でございます。令和4年度につきましては、4つ4事業ほど、この中で委託契約を結んでおります。まず1つ目が米粉の製造と米粉の管理保管業務でございます。これにつきまして、試作品で使います米粉の製造と管理をお願いする業務でありまして、委託先が橋谷田ファーム株式会社ということでございます。なお成果としましては、510キロほどの米粉を製造、管理していただいたところがございます。2点目が米粉商品開発事業に係る公募の業務委託ということでございます。事業者につきましては、株式会社セシユでございます。内容につきましては、町民の方に米粉を使ったレシピの募集をしたところでありまして、14の品の応募がありまして、そのうち6品について試食会を実施いたしました。また、ふるさとまつりにおきましては、応募がありました試作品の中で、試食提供ということで、クッキー、ラスク、唐揚げ、こういったものを試食していただいたところがございます。

3つ目の業務委託が、商品開発業務委託でございます。これ委託先は町の振興公社でございます。この内容につきましては、米粉を製造したものを提供しまして、振興公社のほうで試作品を作っていたという事業でございますが、令和4年度におきましては、米粉のクッキー、ラスク、調理パン、サターアンダギー、プリン、シフォンケーキ、唐揚げ、揚げパン、こういった品物について試作をしていただいたところがございます。最後の委託契約になりますが、米粉を活用した商品開発に係るコンサルティング業務委託ということでございます。これにつきまして委託先は、米ワールド21でございます。内容につきましては、昨年度につきまして、米粉パンを道の駅で製造して販売している先進地の視察のコーディネートでしたり、町内においでいただきまして、町の施設で米粉パンの製造が可能かどうか、そういったところを、専門的な知見で見ていただいて、様々な御指摘なりいただいたところがございます。

続きまして、累積の事業費ということでございますが、令和3年度の事業費が471万

9,000円。令和4年度が431万円ということで、合わせまして902万9,000円が2か年の事業費になってございます。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

商品開発を行った際の委託先のみで、そういった商品開発に向け作業をしていたのかといった御質問かと思いますが、商品開発に当たっては、その商品となる地場産野菜ですとか米ですとか、そういった生産者の方や、また町内でその商品開発に興味を持たれた方などや、また製造や販売に携わっていただくような方についても、その都度その都度、御意見をいただきながら、また一緒に話をしながら、商品開発の支援をこの委託業者が行っていたということで、御理解をいただきたいと思っております。

なお1点、先ほど申し上げました、町民税務課のこの山村活性化事業の令和3年度と令和4年度の累積の事業費でございますが、申し訳ございません、令和3年度の数値、委託料のみを加算してしまいましたので、事業費としてはほかの事業費もございましたので、先ほどは1,205万6,000円と申し上げましたが、正しくは1,345万7,740円が正しい2か年の事業費でございますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 委託先それぞれ、もう分かりました。

あとソフト開発ということだったので、その内容も一応は、言いたいことは分かりました。

ちなみに、先ほどちょっと農林振興課のお話を聞くと、いろんな試食品開発や試食品まで、そこまでこぎつけて、先が見えてると思うんですけども、もう一度確認しますけど、町民税務課に関しては、パッケージデザイン、何かいろんな商品が出てきましたけど、パッケージデザインだけなんですか。事業費を含めて1,345万7,000円ということなんですけど、2年の間で、これだけ1,300万、1,350万ぐらいの金額を使ってきたんですけども、その辺の成果物に関して、パッケージデザインだけだったんでしょうか。それ以外にも、今まで去年も使ってきて、結局その内容なのか、その成果品に関しては非常に引かかるんで、お示してください。そこが一番大事なところだと思います。

総括に戻りますけども、第三者委員会のメンバーというのは、経済を知ってるということで、金融機関の方をお願いしたんですか。商品開発だったんで、てっきりそういった視点もしくはメンバーの中に、経済だけじゃなくてその商品が例えば売れるか売れないか、その商品の妥当性というのも実際、世の中に出たら売れるかどうか売れないかなというところの視点というものは、三者委員会のメンバーの中の方にも持ち合わせてると思っておりますけど、専門見地を持った方はメンバーの中にいないのか、その2点をお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは新たな商品開発についての御質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたチャーハンですとか、シュウマイ、小籠包、ラーメンといった4つの品につきましては、実際に試供品、試作品を作りまして、これは広く試食といったことではないですが、関係者にその試作品を提供して、試食会なども実際に行ったところでござい

す。その結果、そういった今回開発支援をした商品については、事業者が自らそれを製造、販売までつなげておりまして、ふるさと納税の産品にも、ふるさと納税の返礼品にも、実際に商品として載せられるほどになってございますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員の再質問にお答えをいたします。国の要綱にもよりまして、評価委員をお願いして、評価シートを作成していただいて、公表すると、そういった流れでございまして、その国の要綱に基づく評価のポイントでございますが、まず1点目として取組状況。それから2点目として、事業の実績。3点目としまして実施体制。4点目としてその他ということで、どちらかという大きな目で見えていただくような評価のシートになっておりまして、個々の商品の開発状況とその細部まで求められているような評価のシートにはなっていないというのが実態でございます。

したがいまして、町で評価をお願いしております識見者といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、町内の経済状況を熟知されている金融機関の支店長さんでございまして、金融機関の目線から、金融機関としての目線から、事業の効率性だったり、採算性について、評価をお願いできればということで選任しておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に確認いたします。先ほど試作品を作ったというお話でしたけども、これはB O O Tが、試作品を作ったと理解してよろしいでしょうか。試食会等も行ったということなんですけども、これは委託先がB O O Tですから、B O O Tが行ったということでよろしいでしょうか。

また事業、事業者がということですけど、これも委託先はB O O Tですよ。ここが、結局そういった最終的な成果品を、先ほど何品目か挙げていただきましたが、それを作ったという認識でよろしいでしょうか。それが成果品として、私は理解してよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、お答えいたします。

新しい商品開発をした際に試食会などを開催したわけなんですけど、実際にこの委託業務としては、商品開発の支援や、パッケージのデザインが業務内容でございまして、委託委託先であるB O O Tではそういった試供品を作るといったことまでは、お願いをしていないというところでございます。

ただ、この先ほど申し上げた事業者と申しますのは、この商品を実際に製造販売につなげていく事業者でございますので、B O O Tではございません。あくまでも委託をしましたB O O Tについては先ほど申し上げました委託内容をしっかりと業務を遂行していただいて、その中で関わっていただいていた部分で、試供品などをその際につくって、そこで試食会などを開いたということで、御理解をいただきたいと思いません。

○議長 そのほかございませんか。

7款、商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、教育費。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 今10款ですよ。

○議長 今10款です。

○秦貞継 学校教育費で、私もう一般質問でもしたんですが、10の4の1、地域学校協働活動事業なんですけども、非常にうちの町独特のいい取組だと思うんですけども、これ情報発信等はどうやってきたのか、具体的にお示してください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 今ほどの御質問にお答えいたします。地域学校協働活動事業ということで、様々な地域の皆様の御協力もいただきながら、学校と連携して取り組んでいるところでございますが、今ほどの情報発信という部分でございますけども、基本的にはその様々な、例えば、例えばといいますが、そういった放課後の子ども教室ですとか学習支援ですとか、学習学期末テストの対策学習会ですとか、そういった諸々の活動については、基本的には町のケーブルテレビですとか、広報誌のほうで情報発信をさせていただいているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最初に申し上げましたとおり、非常にいい取組だと思うんですが、今ケーブルテレビや広報誌ということだったんですけど、町外に対しての情報発信等は行ったのか、最後にお伺いします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。町のホームページにおいて、一部の取組については情報発信、掲載して、情報発信をさせていただいてましたが、全ての事業をその町のホームページで外に情報発信しているような状況にはなかったかなというふうに感じております。

ちなみに令和5年度につきましては、教育ポータルサイトということでそちらで教育委員会の取組、それから各小中学校での取組も含めまして、情報発信をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に、もう1回。情報発信の担当というのは学校なんですか。それとも教育委員会なんですか。そこだけお伺いします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。学校で例えば、小学校の総合的な学習で、町内の野沢町内の探検ですとか、それぞれからおとめゆりの見学ですとか、そういったものをこちらについては基本的には学校の教育課程の中の授業で行っておりますので、そういった部

分については学校のほうで、そのポータルサイトに上げて情報発信をしているというような状況で、そのほか、地域学校協働本部自体は教育委員会学校教育課にございますので、そちらでの事業については、教育委員会のほうで上げるといいますか、情報発信していくという状況でございます。

○議長 11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号、令和 4 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号、令和 4 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時、休議といたします。再開は午後 1 時です。(1 1 時 5 1 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

日程第 2、議案第 2 号、令和 4 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 既に説明、町側のほうからは聞いておりますが、まずは 2 万 6,000 ほどの 871 平米といたしますと、2 町 6 反くらいの分譲が残っているということでもあります。

この土地を分譲するに当たって、町として今までやってこられた対応などは、どんな対応されてきたのか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10 番、猪俣議員の御質問にお答えをいたします。工業団地の分譲促進に向けましては、なかなか町単独では分譲の PR というのは難しいところがございますので、県で各市町村の工業団地等分譲に支援をしていただく県の部署がございますので、そこと連携しながら、県のほうで首都圏等の企業へ PR を行っていただいで、また県のほうに問い合わせをあった事業者を、市町村につないでいただいでいるというような状況でございます。

そんな中で、相談があった分譲に興味を示されている事業者については、幾つか問い合わせ等について町のほうで対応してきたというようなことでございます。

PRにつきましては、県を通じて分譲を希望する全国各地の事業者へPRをしていただいているというような状況でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりましたが、西会津町の工業団地という、非常に条件としてはいいところではないのかというふうに私なりには思っているんですが、まず町側として、もし企業から税の特典などが求められた場合の対応などというのは、考えてみたことがあるのかどうか。そこがネックにはなっていないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長 ただいまの答弁。

○猪俣常三 関連がありましたのでちょっとお尋ねいたしました。

○議長 関連というのが、あんまり認めてないんですので、ちょっともう一度。

猪俣常三君。

○猪俣常三 町は、この問題を県だけの連携で対応するというだけにとどまるんでしょうか。お尋ねします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 再質問にお答えします。これまでどういう考え方でやってきたかというような御質問かと思えますけれども、やはり西会津町だけで考えるのではなくて、会津全体、また県全体での就業人口の問題とかございますので、県のほうにその調整をお願いをして、西会津に、西会津の立地条件に合った企業を紹介していただいているというような状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和4年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第3号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和4年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第4号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和4年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和4年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和4年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義 1点お伺いします。企業債です。簡易水道のほうで残高が増えていく、昨年から今年にかけても増えていくというような形で、令和4年度、決算年度だけちょっと前年よりも下がっていますが、ちょっと簡易水道の企業債の決算年度の動き、その中身についてお伺いします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 簡易水道の記載の額でございますが、今現在、ほぼ老朽管更新事業に充てているような状況でございます。なので、老朽管更新事業の進捗の度合いで上下するというような状況になっております。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和4年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第8、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和4年度西会津町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第9、議案第9号、令和5年度西会津町一般会計補正予算6次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第9号、令和5年度西会津町一般会計補正予算第6次の調整について御説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入においては、普通交付税や、前年度繰越金の決定に伴い、増額計上したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、6月下旬の豪雨災害の復旧に係る県支出金などを追加計上いたしました。歳出では、豪雨災害の災害復旧費、生産資材等高騰緊急対策事業補助金などを予算計上したところであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和5年度西会津町一般会計補正予算第6次は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,434万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出、それぞれ69億4,247万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。8ページを御覧ください。

まず歳入であります。10款、地方交付税、1項1目、地方交付税は、4,031万8,000円の増であります。これは、普通交付税の確定によるものであり、単位費用増に伴う基準財政需要額の増などによるものであります。14款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金1,441万8,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加計上であります。3目、衛生費国庫補助金103万4,000円の増は、システム改修に係る出産子育て応援交付金の追加計上であります。

9ページを御覧ください。

15款、県支出金、1項1目、民生費県負担金、179万8,000円の減は、税率改正に伴う国民健康保険保険基盤安定負担金177万7,000円の減額などであり。2項3目、衛生費県補助金、111万3,000円の増は、県の市町村先駆的健康づくり実施支援事業に採択されたことに伴う新規計上であります。2項8目、災害復旧費県補助金3,635万円の増は、6月下旬の豪雨により発生した農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の追加計上であります。

10ページを御覧ください。

19款、繰越金。1項1目、繰越金、2億2,171万6,000円の増は、令和4年度決算の確

定により追加計上するものであります。20 款、諸収入、5 項 4 目、雑入、408 万 1,000 円の増は、自治体情報システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金であります。21 款、町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行うものであります。1 項 4 目、災害復旧事業費 1,970 万円の増。11 ページに移りまして、6 目緊急自然災害防止対策事業債、1,000 万円の増は、6 月下旬の豪雨に伴う農業施設、河川の災害復旧費の財源として、それぞれ追加計上するものであります。

12 ページを御覧ください。

歳出であります。2 款、総務費、1 項 3 目、電算管理費、323 万 1,000 円の増は、自治体行政情報システム標準化に係る総合行政情報システム機器等保守業務委託料の追加計上であります。5 目、財産管理費、2 億 644 万 8,000 円の増は、今次補正の剰余金の財政調整基金への積立金 2 億 564 万 5,000 円などであります。なお、財政調整基金の補正後の残高見込みは、5 億 3,692 万 7,000 円であります。7 目、支所出張所費、503 万円の増は、10 月から農業公社に新郷連絡所の窓口業務を委託するため、委託料 103 万円、新郷連絡所駐車場の舗装工事費 400 万円の新規計上であります。10 目、ふるさと振興費、1,086 万円の増は、温泉施設調査設計委託料 811 万 8,000 円、地域活性化企業人派遣負担金 330 万円などの計上であります。12 目、総合交通対策費、834 万 1,000 円の増は、昨年 8 月の豪雨により被災した J R 磐越西線の災害復旧事業費の負担金の新規計上であります。

13 ページを御覧ください。

2 項 1 目、税務総務費につきましては、補正額はありませんが、イベントへの出店に伴い組み替えを行うものであります。3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、314 万 3,000 円の減は、14 ページに移りまして、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金のうち、保険基盤安定負担金 305 万 9,000 円の減額などあります。1 項 3 目、老人福祉費、331 万 2,000 円の増は、介護老人保健施設正面入口のタイル張り替えにかかる修繕料 125 万 6,000 円、心電計購入費 187 万円の新規計上などあります。1 項 4 目、障害者福祉費、404 万 4,000 円の増は、前年度の額が確定したことによる国県負担金の返還金の計上であります。

15 ページを御覧ください。

4 款、衛生費、1 項 4 目、健康推進費、115 万 3,000 円の増は、県の補助事業である市町村先駆的健康づくり実施支援事業に採択されたことに伴う委託料 96 万 3,000 円の新規計上などあります。5 目、母子保険費、103 万 4,000 円の増は、健康管理システムの改修費の新規計上であります。6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費、2,547 万円の増は、農業公社設立支援専門員報酬 190 万円の追加、16 ページに移りまして、農業公社に対する団体育成補助金 190 万円、資料・農薬などの生産資材等高騰緊急対策事業補助金 1,855 万円、土地改良区への農業水利施設電気料金高騰支援事業補助金 300 万円の新規計上などあります。8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費、330 万 5,000 円の増は、町道の修繕料 3,300 万円の追加計上などあります。

18 ページを御覧ください。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費 6,250 万円の増、及び 2 項 1 目、道路橋梁河川災害復旧費、1,000 万円の増につきましては、6 月下旬の豪雨による被災箇所の復旧に係る測量設計委託料、現年災害復旧工事費の追加計上であります。

5 ページにお戻りください。

第2表、地方債補正であります。

まず追加であります。緊急自然災害防止対策事業費は、黒沢・大滝内の林道、大山美坂高原線の路肩が一部決壊したため、復旧に要する事業費の財源として充てるものであります。限度額は1,000万円であります。次に、緊急防災減災事業費は、向原、下小島の消防ポンプ庫整備事業、第2分団第2部下小島班、第3分団第3部宝川班に配備します消防小型動力ポンプの購入及び防災行政無線整備事業の財源として充てるもので、限度額は4,570万円あります。記載の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

次に、変更であります。辺地対策事業費及び過疎対策事業費は、各事業費の調整と、臨時財政対策事業費は、額の決定に伴い、限度額を変更するものであります。

次に、災害復旧事業費は、6月下旬に発生した豪雨により、限度額を1,970万円増額し、5,570万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

訂正をお願い申し上げます。

10 ページ、20 款、諸収入、5 項 4 目、雑入の中で、補正額を私 408 万 1,000 円と申し上げましたが、正しくは 480 万 1,000 円でございます。訂正のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

6 番、荒海正人君。

○荒海正君　何点かお尋ねします。まず 12 ページ、歳出のふるさと振興費の地域活性化企業人派遣事業、派遣負担金についてですが、町長の提案理由の説明でもありましたけども、新しく国の制度を活用して人材を獲得し、観光分野に、観光施設に対する指導助言を行うということでしたけれども、詳細についてももう少しお示しいただければと思います。

または制度としてはマックス 3 年間いていられるということでしたけども、その期間についてもお示しいただきたいと思います。

あと同じページの磐越西線の災害復旧に関してですけども、西会津分の負担分ということでありましたけども、全体のうちの何割程度に当たるのかということをお示しくください。

あと、15 ページの衛生費、健康推進費の中の市町村先駆的健康づくり支援事業の内容についてお示しくください。

あと最後に災害、6 月下旬の災害復旧の部分で、農地だったり道路の部分に係ってくるわけですけども、全体で主だったところは伺いましたけれども、全体で件数というのはどのぐらいになるのか、あとスケジュール的にいつまでに完了できるのかということをお示しいただければと思います。

以上です。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 6番、荒海議員の地域活性化企業人派遣負担金についての御質問にお答えをいたします。地域活性化企業人制度につきましては、町長が提案理由の説明の中で概要について申し上げたところでございますけれども、その詳細はという御質問でございますので、派遣業務について、まず大きくは町内観光施設の持続的運営に向けた、経営改善の指導助言ということでございまして、その内訳といたしましては、町内観光施設、指定管理者等の運営組織体制への指導、観光マーケティング戦略への指導、地域資源を活用したマーチャンダイジングへの指導助言、観光コンテンツの拡充に向けた新規事業の指導助言となっております。これらの内容について、派遣元企業と協定を交わし、企業人材を派遣していただくという内容になってございます。

なお、派遣の期間につきましては、本予算を御議決いただきましたならば、10月1日から3年間を予定しておりますが、来年度、再来年度と予算を御議決いただければ、最大3年間は活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは6番、荒海議員の御質問にお答えいたします。総合交通対策費でJR磐越西線、災害復旧事業費負担金834万1,000円を計上してございます。これにつきましては、昨年発生いたしました8月3日、4日にかけての豪雨災害によって被災いたしましたJR磐越西線、喜多方駅から山都駅間、主に濁川橋梁の災害復旧に係る費用について、それぞれの負担が出てまいります。

鉄道事業者でありますJRが福島県側で、12億8,000万円の工事費を、工事を行うことになりまして、その2分の1がJR、国が4分の1、残りの4分の1を、県及び関係自治体で負担するということになります。県が7割、関係自治体で負担いたします3億2,000万円を、県が7割、関係市町村が3割負担することとなりまして、関係自治体としては9,630万7,491円の負担を、会津管内の17市町村で負担するということになります。

町は834万1,000円という数字でございますが、実際はここに特別地方交付税が、実は受けることができまして、それは県のほうで全て会津市町村、さらに福島県の特別地方交付税を県がまとめて交付を受けるという手続きを回ることから、2分の1の、総額としては、1,668万1,834円が、実際のところ町が負担しなければならない負担額となっております。この負担割合でございますけれども、会津17市町村の負担割合のうち、17.32%が、西会津町の負担と、負担率ということになってございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 荒海議員の、健康推進費の中の市町村先駆的健康づくり実施支援事業の内容についてお答えいたします。委託料を96万3,000円とありますがそれに、消耗品、郵便料を足しまして、事業費としては111万3,000円、合計で、事業費111万3,000円でございます。

この事業につきましては、民間企業の健康づくりのノウハウを活用しまして、住民の生活習慣の改善、それから運動習慣の定着、食生活の改善、そういったことを目指して、県が民間企業からプログラム提案、幾つかの会社からプログラム提案を受けまして、それに対して市町村が選択して応募するというような事業でございます。

マッチングを受けました市町村ではその企業と連携して、健康づくり事業に取り組むというものでありまして、今回に町が応募した企業は、R I Z A P株式会社でありまして、2か月ぐらいの期間にわたって、5回ほどのセミナーを開催していただき、また参加した住民の方の体重なり、筋力量なり、そういった数値の改善を図るために、住民の皆さん測っていただいて、改善を目指して、最終的な改善を目指して事業を進めていくといった内容でございます。歳入に、県の補助金出てまいります、この事業は10分の10で、県の10分の10の事業でございます。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは災害の件数と見通しということで御質問いただきましたので、お答えいたします。まず、農地災については1件でございます。それから農業用施設災害で、2件でございます。この農地災と施設災害、1つは1か所にまとまっているので、箇所的には2か所ということになります。

それから見通しですが、9月末に国の査定が予定されておりますので、それ以降順次作業を進めてまいりたいと考えております。

それから道路橋梁、河川災害のほうにつきましては、大滝の奥の、大山美坂高原線とハガリが並行して走っている箇所、崩れているところがございますので、そこについて復旧をしたいということでございます。こちらもこれから測量設計ということになります。

いずれも早期の完成を目指して進めていきたいと思いますが、なかなか年度内の完成まではちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 おおむね、了解しました。あと再質問なんですけど、地域活性化企業人について、おおむね内容については理解しました。これからいろいろな業務に当たられていくことで、理解しました。

かなり多岐にわたっているんだなというふうに思うんですが、いろいろな指導助言をされるということで、指定管理等の責任もあるということで、立ち位置としては町の立ち位置ということで、確認ですけれどもよろしいですか。それとも企業の経営指導とかであれば出向とかも考えられますけど、町の立ち位置で全体多岐にわたって、指導助言をいただくということでよろしいのかとその確認と、あとJ Rの橋梁の復旧についてですけれども、全体の割合等については理解しまして、その中で、激甚災害指定にも当たった災害でありますけれども、そういったその国からの補助も踏まえての額になるのかということ、最終確認させてもらえればと思います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。今回派遣いただく地域活性化企業人につきましては、立ち位置としては、町側の立ち位置に立って、指定管理者等への助言指導を行っていただくというような形を想定しております。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは再質問にお答えいたします。J R磐越西線につきましては、鉄道事業者でありますJ R東日本が復旧工事を行うこととなります。

これについて、国の鉄道軌道整備法に基づく災害復旧補助事業として、事業者に対して2分の1の補助がなされ、その残り分について、JRが2分の1、国が4分の1、残りの4分の1を県関係市町村が負担をするということでございますので、既にこの事業に該当、復旧事業に該当した時点で、事業費の総額に補助がなされているということで、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。まず歳出、12ページ。ふるさと振興費の区分13使用料及び賃借料で、54万4,000円がマイナスになってますが、ここの要因をまずお示してください。

それと、定住企業支援事業補助金で100万円出てますが、これは勉強会で性質等は伺いました。これ国から出る補助金ということなんですけど、これ審査というのは、町が行うんでしょうか。それと、この方は起業するということなんですけど、何、どんなような企業の形態なのかを、なるべく分かりやすく詳細にお示してください。

次が17ページ、消防費です。消防施設費で消火栓維持管理負担金が52万円計上されてますが、たしか私が聞いた話だと、たしか今年1年かけて消火栓の劣化等の調査をして修理するような話を聞いてたんですけども、この52万円で間に合うようなものなのか、この性質というか詳細をお示してください。それと、消火栓がもし使えない、修理中で使えないとなると、火災の際はどのような対応をとるのか、お考えをお示してください。

最後に、額はちょっと小さいんですけど、18ページ、教育費。ピアノ設置業務委託料というのは、これどういうこと。たしかピアノをもう既に設置してあったような気がするので、どういう性質なのかお示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦議員の御質問にお答えをいたします。まず2款、1項10目、ふるさと振興費の住宅借上げ料の減額分でございますが、これにつきましては、地域おこし協力隊の住宅の借上げ料の減額でございます。要因といたしましては、年度途中で任期途中で退任した隊員がおりますので、それに伴う住宅の借上げ料の減額、また、当初新規採用分で見えておりました借上げ料が、まだ採用に至らなかったことによる不要分の減額も含まれてございます。

続きまして、定住企業支援事業補助金100万円についてであります。まずこの審査につきましては、町が行います。常任委員会でも御説明申し上げましたとおり、町担当課と町の創業アドバイザー、そして町内の金融機関から審査員を委嘱いたしまして、審査会を行っているところでございます。それと企業の形態ということですが、今回追加する補助金の分につきましては、現在、地域おこし協力隊のうち町内で革細工を行っている隊員がおりますので、その店舗を構えるための経費に充てたいという申請を頂戴しております。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは消防費についての御質問にお答えいたします。消火栓維持管理負担金で、52万円の増額となっております。これは年度当初予定しておりました、消火

栓の移設や、その消火栓を移設する消火栓の不具合の部分の改修する工事でございますが、その消火栓について詳細に調査しましたところ、本管との接続などで所要の費用が増額しなければならないといったところがあって、52万円の増額をするものでございますので、先ほど議員がおっしゃられた町内の消火栓の点検などをしながら、補修箇所を改善していくといったものにつきましては、また後ほど予算を計上、調査をして、予算化していきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

火災の際にその消火栓、現在ある消火栓が実際、支障がないのかといったところでございますが、有事の際に消火栓を、その消火栓を現在使うには若干の漏水が確認されておりますけれども、放水には問題、支障がないということで確認をしているところでございます。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 15、1の委託料、ピアノ設置業務委託料について御説明させていただきますと思います。こちらは役場脇の野沢体育館に、ピアノを移設設置するための委託業務に係る経費でございます。議員のお質しの中で、たしかピアノあったはずだがというような御発言ございましたが、野沢体育館には現在のところピアノございません。

野沢体育館は、令和2年度に空調設備を設置いたしましたして、本来、運動施設という施設の目的でございますが、その空調設備を設置したことによりまして、その利用の幅が広がっております。例えば今、コロナのワクチン接種ですとか、それから町役場では、自治区長会議ですとか、選挙の開票、それから以前には信州交換会なども開催した経緯もございます。

そのような中で、ある団体さんからピアノを設置していただければ、そこで発表会なり、というような要望がございまして、その要望を詳細、今後そういう使う見通しもあるかどうか判断した結果、設置し、あったほうがいだろうというような判断になりまして、今般、設置の委託業務に係る経費を計上させていただいたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは順次再質問したいと思います。まず先に、歳出の、ふるさと振興費、住宅借り上げ料は理解いたしました。次の定住起業支援事業補助金ですけども、これ前も先輩議員質問されたことあったような気がするんですけども、これ例えばその審査要件に定住期間等が入ってるんですか。例えばもらってからすぐ出ていっちゃったなんてときには、お金どうすんのかなと。要は定住をしてくれるという条件で、起業するからということで、この補助金が出ると思うんですけども、そこら辺がもし移住してしまった場合というのはどうなるのかなというところを、お伺いしたいと思います。

あと、消火栓の維持管理負担金ですが、私はその工事期間、今お示しになってないんですよ。その期間中、例えば工事する期間が1週間とかかかった場合は、そんなかかんないと思いますけども、その間その消火栓が使えないので、その範囲、その期間内の対応をどうするのかという意味でお聞きしたんです。ですので、その使えない期間、消火栓が使えない期間の対応についてもう一度お示しください。

それと、ピアノ設置業務委託料に関してですが、私、てっきり学校のほうだと思ったも

んですから、小学校、中学校両方にあるのになぜかなという意味で私お伺いしたんですが、どこに設置するかという説明がなかったので、私のちょっと質問もよくなかったですけど。ただこれたしか、野沢体育館は、スポーツ団体等も利用してましたよね。ピアノ入れてそれなりにスペースが必要になると思うんですよ。これほかの団体の了解をちゃんと取ったのか、それとも、それとたしか球技等、またほかにも結構活発にスポーツで使っている団体いますので、それ設置したことによって行動に制約がかかったりしないかどうか心配なんですけども、その辺の対応についてはいかががお考えなのかお示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦議員の再質問にお答えをいたします。まず1点目の定住起業支援事業補助金についてであります。補助金の審査要件の中に定住期間が入っているかという御質問でございますけれども、補助金の審査の観点といたしましては、5年間の経営の計画を提出いただき、その5年間経営を継続できる見通しがあるかどうかというところを、審査の基準の一つとしております。当然、5年間経営継続するということは、5年間はその定住をして、経営を継続するという前提のもとに計画を提出いただき、審査をしているということでございます。もし翌年度以降に、その移住転出とかしてしまったらどうするのかというのは、補助金を返還するのかということでしょうか。これにつきましては、まず補助金の返還の要件といたしましては、虚偽の申告などによって、そもそもその当初申請してた内容に偽って事業を執行した場合は、当然これは補助金の返還の要件となります。ただ、何らかの事情で今年度、西会津町から転出をしたり、事業の継続がうまくいかなかったということでの補助金の返還は求めておりません。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは消火栓の工事についての御質問でございますが、消火栓の工事につきましては、1日で完了できる工事の内容となっております。日中、朝から夕方までの工事で、全て修繕工事については完了させられると。

その対応でございますけれども、事前に工事をする日程を消防署と協議いたしまして、さらに消防団などともその情報情報を共有しながら、付近にあります防火水槽やそのほかの消火栓などを確認しあって、もし万が一火災が発生した際には、その対応をしっかりとしていきたいということで考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 秦議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。ピアノを設置することによって、スポーツ団体等に支障があるのではないのかというような趣旨の御質問かと思っております。

設置場所についても、私どものほうで検討いたしまして、通常の下のところであると、議員のお質しのとおり、支障が生じるだろうと。また空調も直接当たってしまうと、音の変化が出てしまうということで、専門の業者とも相談しましたが、ステージ上の邪魔にならないところに置いておくというようなことで対応する予定にしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは順次、再々質問してきますが、そうすると、定住企業支援事業補助金に関しては、一生懸命頑張ったら頑張ったけど駄目だったときはしょうがないと、逆に言えば、偽り等のお話があったときはもちろん返還だと思いますけども、補助金を返還すべきだと私も思いますが、返還要件に関しては、その程度のものなのか。最後にお伺いしたいと思います。

あと、次に消火栓ですけども、その場所はちょっと今までの説明でどこかが全く分からないので、想像してお話してるんですけども、ちゃんとその消火性以外に、例えば自然水利があったり、違う何ていうか連携で、何とかフォローできるような場所にあるものなのかどうか。1日だけとはいえ、もし万が一、火事が、火災が起こったときなんかには被害が甚大にならないように、その辺がちょっと私イメージがつかめなかったので、そういったところでフォローできる環境なのかどうかをまずお示してください。消防団に任せるだけじゃなくて、やっぱり環境がちゃんと大丈夫かどうか、お示してください。

最後にピアノの件でお伺いいたします。ステージ上に設置するということですけども、あそこ垂れ幕ないですよ。要は、使ってる今スポーツ団体が、球技等で使ってる場合どうしてもやっぱり当たったりすることも考えられます。ステージ上だから安全というふうに私はちょっと考えられないんですけども、その辺の今まで使ってきた方々、団体の方々がちゃんと使いやすい、今までどおり安心して思い切りちゃんと活動ができるフォローというか、それもこの予算の中に含まれているのかどうか。要は、例えばガードだとか、ぶつかっても大丈夫なような体制が考えられているのかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7番、秦議員の再々質問にお答えをいたします。定住企業支援事業補助金の返還要件についてであります。西会津町地域おこし協力隊、定住起業支援補助金交付要綱によりますと、補助金の返還、第9条、町長は補助対象者が次のいずれかに該当するときは補助金の一部または全部を返還させることができる。1としまして、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、2といたしまして、前条第2項の変更または中止を決定したとき。この前条第2項と申しますのは、交付決定事業がその事業年度内に完了しないとき、または完了する見込みがないと。3つ目といたしまして、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、消火栓の御質問にお答えいたします。具体的には、この工事をいたします消火栓が、森野地区にあります林業研修生センターの駐車場の道路向かいに、民間の方の土地をお借りして、設置している消火栓でございます。そこには近くに防火水槽や消火栓などが、そこからは若干遠くはなってしまいますけれども、実際はそこには設置されてあるというところで、もし一朝有事が起こった際には、そういった対応も事前に想定をして、準備をしておくということで御理解いただきたいと思います。

○議長 生涯学習課長、齋藤正利君。

○生涯学習課長 議員の再質問にお答えしたいと思います。ステージ上といえどもぶつかる恐れがあるのではないのかという御心配かと思えます。ステージ上の、ちょっと端のほうにおきますと、ちょうどそのボールが当たらない、ちょっとスペースの部分があるものですから、そこに置けば、そのような心配はないという認識でおりますので、御了承いただきたいと思えます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 1点質問させていただきます。ふるさと振興費で、温泉施設調査設計委託料というのが、811万8,000円ございます。これは前回、温泉のお湯の温度低下ということで、工事をしたものだと思うんですが、承知してはるんですが、この新たな調査をするというような経費だと思えますが、この調査設計、まず1点目は、いつ頃までにめどに、これが終了するのかというのが1点です。

もう1つは、この調査、前回と同じ業者さんという説明だったと思うんですが、セカンドオピニオンといいますか、複数の調査会社に委託するというのも、一つ考えられるのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 5番、小林議員の御質問にお答えいたします。2款、1項10目、ふるさと振興費の温泉施設調査設計委託料についての御質問でございますけれども、これにつきましては、先の全員協議会で御説明申し上げました、温泉施設における床スラブの回収についての調査設計でございます。全員協議会での説明と繰り返しになりますが、終了の時期については今議会で予算を御議決いただきましたらば、速やかに業者の選定を行い、1月末くらいまでに調査設計のおおむねの内容を得たいというふうに考えてございます。

また業者の選定方法につきましては、競争入札の方法により選定する予定でございます。以上でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私の誤解でございますので、謝罪をさせていただきます。訂正します。

○議長 そのほか。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 2点ほど質問させていただきます。まず2款の総務費、7番の支所出張所費。新郷連絡所のほうに農業公社の事務所ができるということで、駐車場の改装工事費というふうに上がっていますが、具体的に旧保育所を利用するというので、連絡所の中も一部変更をして利用するのか、駐車場、あくまでも駐車場の舗装だけに止まるのかという1点と、あともう1点は、6款、農業振興費ということで農業公社設立の支援員に報酬を設定してありますが、令和6年度も今15日に農業公社、9月15日に設立ということで10月から実働するわけなんですけれども、具体的に事業が、これといった事業を実施する内容ではないと思えますが、この専門員という方はどのような業務をされるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 2番、仲川議員の質問にお答えいたします。支所出張所費の、新郷連絡所駐

車場舗装工事の部分でございますが、こちらのほうは新郷保育所にありました園庭を舗装する事業費でございますが、中の部分につきましては、当初予算で予算化しまして、中の事務所の模様替えについては、既に完了しているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは2番、仲川議員の御質問にお答えをいたします。6款、1項3目の、農業公社設立支援専門員の御質問でございますが、この専門員につきましては、既に本年4月から採用して、農業公社の設立準備に当たっていただいているところでございます。今回の補正予算に計上させていただきましたのは、その採用の決定が、令和5年度の当初予算の編成後に決定したということから、今回9月で補正予算をお願いしているところでございます。

業務の内容につきましては、この専門員につきまして、県の職員を定年で退職された方で、農業の専門知識を有する方ということで、現在4月から主に農業公社が取り組む機関の業務の一つであります園芸作物の品目の調査、あるいはその園芸作物の将来にわたっての経営の収支、こういったところを中心に調査をしていただいて、農業公社の円滑な事業実施に向けて、今、御協力をいただいているという内容でございます。

以上です。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 それではその6款、1項3目の、その支援員さんのほうですが、今後の見通しとして支援員を配置しているという内容だと思うんですけど、現在は、現在というか、設立調査委員会のほうに説明があった内容ですと、来年度、近々には、園芸等の事業は入っていないような気がいたしましたが、それでも前々に準備をされるということで、支援が必要だという認識でよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは再質問にお答えいたします。今ほど申し上げましたように、この専門員につきましては、農業公社が取り組む事業の基幹的業務の一つであります、園芸作物の調査について主に当たっていただいているところであります。

採用になりました、まずどういった作物を作っていくかと、そこから調査をスタートさせていただきました。当然、来年度から今年度、まもなく農業公社設立になりますが、すぐに取り組める事業と、あるいは、土作り、準備作業をしてから農作物を作っていくという部分もございますので、段階的にすぐできるものについては取り組んでいきますが、やはりどうしても数年先から本格的には栽培を始めるという品目もございますので、そういった形で、町に合った形での農作物の検討ということで予定をしております。

なお、来年度につきましては、まだはっきりとどの作物をといるところございませんが、少し土作りから取り組まなくちゃいけないような農作物も、今検討しているという段階でございます。

以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和5年度西会津町一般会計補正予算第6次を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和5年度西会津町一般会計補正予算第6次は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、矢部喜代栄君。

○健康増進課長 議案第10号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次の調整について御説明申し上げます。

初めに、本補正予算案の概要であります。事業勘定につきましては、6月議会定例会において御議決いただきました本年度の国保税率改正に基づき、本算定を行い、その所要額を計上し、調整したものであります。診療施設勘定につきましては、前年度繰越金確定に伴う予備費の増額が主な内容であります。

それでは、予算書を御覧願います。

令和5年度、西会津町の国民健康保険特別会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,923万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億8,461万7,000円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ575万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,429万8,000円とする。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページを御覧願います。事業勘定の歳入です。

1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税535万円の減は、6月議会定例会で御議決いただきました本年度の国保税率の改正による本算定を行い、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分の所要額をそれぞれ調整したものであります。なお、収納率は、医療分と後期高齢者支援分を96%、介護納付金分を95%と見込んでいるところであります。4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金526万5,000円の増は、県から示されました普通交付金の増額であります。6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金314万3,000円の減は、本算定により、国保税軽減額が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額と、未就学児に係る保険税均等割軽減措置に対する繰入金の減額であります。

9ページを御覧願います。6款、繰入金、2項1目、国民健康保険運営基金繰入金、1,000

万円の増は、減税財源として基金から繰り入れするものであります。7款、繰越金、1項1目繰越金、1,246万5,000円の増は、前年度繰越額確定による増額であります。

10ページを御覧願います。歳出であります。2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費、595万4,000円の増。3目、一般被保険者療養費、22万2,000円の増。及び2項1目、一般被保険者高額療養費、91万1,000円の減は、県から示されました保険給付費を計上したものであります。3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分、102万2,000円の増。11ページに行きまして、2項1目、一般被保険者後期高齢者支援金等分26万6,000円の減。3項1目、介護納付金39万1,000円の増は、それぞれ県から示されている納付金の額を調整したものであります。5款基金積立金、1項1目、国保基金積立金、1,246万7,000円の増は、前年度決算剰余金を全額基金に積み立てるものであります。なお、令和5年度末の基金残高見込みは、4,388万1,000円であります。

12ページを御覧ください。6款、諸支出金、1項3目、償還金は、令和4年度分特別交付金の精算返還金であります。

続きまして、診療施設勘定について御説明いたします。

15ページを御覧願います。診療施設勘定の歳入です。5款、繰越金、1項1目繰越金、575万円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

16ページを御覧願います。歳出です。1款、総務費、1項1目、一般管理費、19万3,000円の増は、不足する施設の修繕料の増額であります。4款、予備費、1項1目、予備費、555万7,000円の計上は、前年度決算額確定による予備費の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和5年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第1次は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、令和5年度西会津町介護保険特別会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第 11 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計補正予算第 1 次について御説明いたします。今次の補正は、令和 4 年度決算により繰越金が確定したとしたことや、前年度の介護給付費などの確定による国県などへの返還する償還金などを計上し、補正予算として調整したものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和 5 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算第 1 次は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,540 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 3,471 万 5,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出の予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。歳入であります。

8 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金は 4,540 万 9,000 円を増額です。これは、令和 4 年度からの繰越金であります。次に歳出であります。3 款、基金積立金、1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金、537 万 5,000 円を増額は、令和 4 年度繰越金から今次補正で必要となる額を除き、その残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和 5 年度末の残高は 5,377 万 7,000 円になる見込みであります。6 款、諸支出金、1 項 2 目、償還金、4,003 万 4,000 円の追加は、令和 4 年度介護給付費等の確定に伴う国、県などへの償還金であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計補正予算第 1 次を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和 5 年度西会津町介護保険特別会計補正予算第 1 次は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算第 1 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、議案第 12 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算第 1

次の調整について御説明をいたします。

今次補正予算の主な内容であります。収益的収入及び支出は、受託工事収益と、受託工事費の増額であります。資本的収入及び支出は、配水管布設費の増額であります。

それでは、予算書を御覧願います。

総則第1条令和5年度西会津町の水道事業会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出の補正。第2条、令和5年度西会津町の水道事業会計予算、第3条に定めた、収益、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入及び支出とも、補正予定額の合計52万円を増額し、2億6,039万8,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正。第3条、予算第4条の本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,243万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,069万3,000円。過年度分損益勘定留保資金3,566万1,000円。及び当年度分損益勘定留保資金6,607万9,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入はありません。支出は補正予定額184万5,000円を増額し、合計額を2億5,544万6,000円とするものです。

2ページを御覧願います。

企業債の補正。第4条、予算、第5条で定めた企業債の限度額起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。過疎対策事業での記載全額を振り返るため、簡易水道事業の限度額2,900万円を、1,790万円増額し、補正後の限度額を4,690万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページを御覧願います。

まず、収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益、1項2目、受託工事収益は、消火栓、修繕工事の内容が決定したことによる一般会計からの受託金52万円の増額です。

4ページを御覧願います。

支出であります。3ページの収入同様、受託工事費を52万円増額するものであります。

次に、5ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の数のうち、支出。第1款、水道事業、資本的支出、1項1目、建設改良費は、人件費や資材の高騰に伴う工事費の増額に対応するため、184万5,000円を増額するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

申し訳ありません、訂正がございます。

水道事業2条の、1款、1項1目の1款の補正後の額ですが、私2億6,039万8,000円と申しましたが、2億6,091万8,000円の誤りでございますので、御訂正をお願いします。

大変、失礼いたしました。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算第 1 次を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、令和 5 年度西会津町水道事業会計補正予算第 1 次は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 13 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次の調整について御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。資本的収入においては、国庫補助金と記載の調整であります。支出は、工事請負費の調整であります。

それでは、予算書を御覧願います。

総則第 1 条、令和 5 年度西会津町の下水道事業会計補正予算第 1 次は、次に定めるところによる。資本的収入及び支出の補正、第 2 条、令和 5 年度、西会津町の下水道事業会計予算、第 4 条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、8,827 万 9,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、759 万 6,000 円、過年度分損益勘定留め保資金 470 万 8,000 円、及び当年度分損益勘定留保資金 7,247 万 5,000 円、減災積立金 350 万円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入は、補正予定額 20 万円を減額し、1 億 6,074 万 1,000 円とし、支出については、補正予定額 150 万円を増額し、計 2 億 4,902 万円とするものです。記載の補正、第 3 条予算第 6 条で定めた起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。起債の目的は下水道事業です。補正前の限度額 7,520 万円を 200 万円増額し、補正後の限度額を 5,920 万円といたします。失礼いたしました。ちょっと訂正させていただきます。5,720 万円を 200 万円増額し、5,920 万円といたします。

詳細は、実施計画により、御説明いたしますので、2 ページ目を御覧願います。

まず、資本的収入及び支出の収入第 1 款、公共下水道事業、資本的収入は、国庫補助金で調整のあった 220 万円を企業債と一般財源で調整し、20 万円減額するものであります。

3 ページを御覧願います。

次に支出です。第 3 款、個別排水処理事業、資本的支出、1 項 1 目、個別排水処理施設費は、人件費や資材高騰に伴う工事請負費の 150 万円を増額するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、令和 5 年度西会津町下水道事業会計補正予算第 1 次は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき、同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 14 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき、同意を求めることについて御説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、野沢・上原の多賀剛さんの功績について、令和 5 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 22 日開催の町表彰審査委員会で審査いただいたところであります。その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきましては、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

多賀さんの功績であります。町議会議員として 4 期 16 年の長きにわたり、議会の進展と調整の向上発展に貢献されたところであります。特に、平成 27 年 7 月から令和元年 6 月までの 4 年間、総務常任委員会委員長を、令和元年 7 月から令和 5 年 6 月まで議会運営委員会委員長を務められ、議会の円滑な運営と活性化に尽力されるなど、その功績は顕著であり、町政向上発展に大きく貢献されたところでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき、同意を求めることに

については、同意することに決しました。

議案配付のため、暫時休議します。(・・時・・分)

○議長 再開します。(・・時・・分)

日程第 15、議案第 15 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 15 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。この度、現職委員 1 名により、一身上の都合により辞職したい旨の申し出があり、去る 7 月 25 日に行われた令和 5 年西会津町教育委員会 7 月定例会において同意されたところであります。欠員となります教育委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分考慮し、選考いたしました結果、群岡・上野尻在住のサウケイさんを適格者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

サウさんについて御紹介申し上げますと、昭和 29 年 8 月 26 日の生まれで、福島大学教育学部を卒業後、昭和 52 年 4 月から福島県庁職員として採用され、伊達郡月舘町立小手小学校にて教職を始められました。その後、西会津町立奥川小学校、喜多方市立第一小学校、昭和村立昭和小学校など、会津管内の小学校にて教諭、長頭を歴任し、平成 26 年 3 月、喜多方市立山都小学校を最後に教職員を退職されました。その後、平成 28 年 6 月から令和 2 年 5 月までの間、町生涯学習審議会委員を務められたほか、令和 3 年 4 月からは、町学校運営協議会委員を務められており、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等について御説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、サウさんを教育委員会委員に任命したいので、何卒、満場一致をもって、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 15 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 16、議案第 16 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題

とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 議案第 16 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。本年 10 月 4 日で任期満了となります教育委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、新郷呼賀在住のトウロさんを適格者として認め、任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。

トウロさんについて御紹介申し上げますと、昭和 35 年 11 月 5 日の生まれで福島大学教育学部を卒業後、昭和 58 年 4 月から福島県庁職員として採用され、古殿町立大原小学校にて教職を始められました。その後、西会津町立新郷小学校、高郷村立第二小学校、柳津町立西山小学校など、会津管内の小学校や矢祭町、福島市内の小学校において、教諭、長頭を歴任し、平成 27 年 7 月からは校長として、下郷町や喜多方市内小学校で勤務され、令和 3 年 3 月、喜多方市立第二小学校を最後に、教職員を退職されました。令和 3 年 4 月からは町幼児教育保育アドバイザーを務められており、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られていられている方です。

以上、略歴等について御説明申し上げました。その職務の重要性に鑑み、トウロさんを教育委員会委員に任命したいので、何卒、満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 16 号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 17、西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、野沢字原町乙 2207 番地、高濱秀道君。下谷字如法房甲 452 番地、田崎宗作君。上野尻字上五職神 3606 番地、齋藤和則君。奥川大字高陽根下平 2258 番地、ヤハテツツ君。補助員には、野沢字本町甲 1169 番地、アヤダアズマくん。登世島字さゆりが丘乙 1230 番地 63、アラウヨソくん。宝坂大字屋敷字屋敷 68 番地 1、藤原禮昭君。新郷大字豊洲字堀端 6645 番地、佐藤健一君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました。高濱秀道君、田崎宗作君、齋藤和則君、ヤハテツツ君が、選挙管理委員会委員。アヤダアズマ君、アラウヨソ君、藤原禮昭君、佐藤健一君が補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補助員の順序は、佐藤健一君、アヤダアズマ君、アラウヨソ君、藤原禮昭君の順序としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって補充の順序は、今ほど申し上げた順序に決定しました。

日程第 18、議長発議による議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

議会基本条例を施行してから 10 年が経過したことから、評価、検証を行うとともに、議会基本条例の目的を果たすため、議会改革と議会活性化に向けた調査を鋭意進めるための特別委員会を設置したいと思います。議長を除く全議員で構成する、定数 11 名の議会活性化特別委員会を設置し、議会活性化に関する事項をこれに付託して、調査をすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数 11 名の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例の評価検証及び議会活性化に関する事項の調査を、これに付託して調査することに決定しました。

引き続き、特別委員会の特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の任命、選任については、委員会条例第4条第3項の規定によって、1番、紫藤真理子君。2番、仲川久人君。3番、長谷川正君。4番、上野恵美子君。5番、小林雅弘君。6番、荒海正人君。7番、秦貞継君。9番、三留正義君。10番、猪俣常三君。11番、青木照夫君。12番、武藤道廣君。以上の職員を選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を、特別委員会委員に選任することに決定しました。

この後、直ちに議会活性化特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は2階会議室であります。

暫時休議にします。再開は3時30分とします。(・・・時・・・分)

○議長 再開します。(3時30分)

先ほど設置された議会活性化特別委員会の委員長に秦貞継君、副委員長に長谷川正君を選任した旨の報告がありました。

日程第19、議員派遣についてを議題とします。

来る10月2日月曜日及び11月6日月曜日に開催されます、会津山町村議会議長会主催の議員研修会並びに10月23日月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会に、全議員出席するため、及び、9月27日に。それではもう一度申し上げます。来る10月2日月曜日及び11月6日月曜日に開催されます会津山町村議会議長会主催の議員研修会並びに、10月23日月曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の議員研修会に、全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第20、常任委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

もう一度申し上げます。各常任委員会より、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、総務及び経済常任委員会については、その結果を12月議会定例会に報告をお願いします。

日程第21、議会運営委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました申し入れ書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22、議会活性化特別委員会の継続調査申し出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一文、御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、令和4年度歳入歳出決算の認定、令和5年度一般会計補正予算案、人事案件など、町政が当面する重要な案件16件、及び報告1件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり御承認並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は一般質問及び議案審議の過程で、皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意をもって調整に反映させてまいる所存であります。

朝晩涼しくなったとはいえ、まだ残暑厳しい折、また新型コロナも安心できない状況でありますので、議員各位におかれましては、なお一層御自愛の上、町政進展のために、特段の御理解と御助力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます、閉会の御挨拶と

いたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一文、挨拶を申し上げます。

改正後初めてとなる今期定例会は、去る9月8日の開会以来、本日まで8日間にわたり、令和4年度の決算の認定を初め、令和5年度の補正予算、人事案件など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に、各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局の皆様におかれましては、審議の間、実に真摯な態度をもって市議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見及び、要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

これから秋も深まってまいります。町当局をはじめ、議員各位におかれましては、新型コロナウイルスの感染に留意され、この上とも御自愛くださいまして、町政のより積極的な推進に御尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和5年第6回西会津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

それでは、連絡事項を申し上げます。

それでは皆さんに申し上げます。本日午後5時45分より、ロータスインにおいて、議会と町当局との懇親会を開催しますので、時間に遅れないようお願いいたします。なお、午後5時30分に役場前から送迎バスが出ますので、御利用ください。

以上であります。お疲れさまでした。